

平成 2 9 年美浦村告示第 1 0 9 号

平成 2 9 年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 9 年 8 月 4 日

美浦村長 中 島 栄

記

1 . 期 日 平成 2 9 年 9 月 5 日

2 . 場 所 美浦村議会議場

平成 2 9 年美浦村議会第 3 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	9 月 5 日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願委員会付託
2	9 月 6 日	水	○総務常任委員会（議案調査） ○経済建設常任委員会（議案調査）
3	9 月 7 日	木	○厚生文教常任委員会（議案調査）
4	9 月 8 日	金	○議案調査
5	9 月 9 日	土	○議案調査
6	9 月 1 0 日	日	○議案調査
7	9 月 1 1 日	月	○決算審査特別委員会
8	9 月 1 2 日	火	○議案調査
9	9 月 1 3 日	水	○決算審査特別委員会
10	9 月 1 4 日	木	○本会議 ・一般質問
11	9 月 1 5 日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成 29 年第 3 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号

平成 29 年 9 月 5 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 監査委員の選任について

(一括上程・提案理由の説明)

議案第 2 号 美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第 3 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 6 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 7 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 8 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 9 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第 10 号 平成 28 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第 11 号 平成 28 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 12 号 平成 28 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 13 号 平成 28 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 14 号 平成 28 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 15 号 平成 28 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 16 号 平成 28 年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第 17 号 平成 28 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(請願付託)

請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君

5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	秦 野 一 男 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	吉 田 正 己 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書 記	木 村 弘 子
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分 開会・開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変ご苦労様です。

ただいまの出席議員は、14名です。

これより、平成29年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと

思います。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

平成29年第3回美浦村議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、村行政に村民の代表として住民の日常生活の向上に資するため、日々研鑽を積まれ熱意ある議会活動をされておりますことに、感謝申し上げますとともに、執行部に対しましても深いご理解、ご支援、ご協力をいただいておりますことに改めて心より御礼を申し上げます。

先月27日に行われました茨城県知事選挙において、新人の大井川和彦氏が当選し、茨城県政を担うことになりました。

新知事には茨城県の魅力度アップと更なる発展につながるよう期待をいたしたいと思います。

また、先週、8月29日午前5時58分に北朝鮮によるミサイルが日本上空を通過し、北海道の襟裳岬側太平洋に落下した報道がありましたが、極東アジアの平和と安全を脅かす北朝鮮に対する緊張感は極限に近付きつつあるように見られます。

美浦村もミサイルに対して安全に避難できるよう、住民に周知、訓練も行わなければと考えております。

現政権にはあらゆる有事の際、国民を安全安心に保護できる行動計画をマニュアル化していただきたいと思います。

9月の主な行事には今週の9日土曜日に、美浦中学校の体育祭が行われます。

16日には村内の3小学校で運動会、17日には敬老会、30日には幼稚園で運動会、10月に入り7日に大谷・木原の保育所で運動会、翌8日には村民体育祭を開催いたしますので議員各位には、競技への参加をいただくとともに、体育祭にご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、福島県大玉村、茨城県茨城町と美浦村で災害協定を結んでいましたが、より3町村の結びつきを強固にするため、10月13日に姉妹都市締結を結ぶことになりました。

また15日には、消防ポンプ操法県南南部地区大会を美浦村が主催で、稲敷市の職員駐車場をお借りして開催をいたします。

昨年は美浦村の第10分団が小型ポンプの部で、27年ぶりの優勝をいたしました。

ことしも出場する分団には、活躍を期待したいと思います。

議員各位にも参加、応援のほどよろしくお願いをいたします。

22日には、国史跡陸平貝塚で陸平縄文ムラまつりを予定しております。

25日には、県南町村議員大会が河内町で開催をされます。

そして、11月3日には、みほ産業文化フェスティバルを予定しております。

今回は、地域交流館「みほふれ愛プラザ」まで会場の範囲を広めて、実施する計画でお

ります。

行事、イベントが続きますが、参加をいただき、祭の盛り上げにご協力いただければ幸いです。

今定例会に提出案件は、議案第1号で監査委員の選任についてが1件、議案第2号で美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例が1件、議案第3号で美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で平成29年度美浦村一般会計補正予算（第2号）が1件、議案第5号で平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第6号で平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第7号で平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第8号で平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第9号で平成29年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第10号で平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第11号で平成28年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第12号で平成28年度美浦村農業排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第13号で平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第14号で平成28年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第15号で平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第16号で平成28年度美浦村水道事業会計決算認定の件が1件、議案第17号で平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件が1件の17案件であります。

決算特別委員会での審議もありますが、係る証書類については、平成29年7月27日、28日、31日、8月1日、2日の5日間に、監査委員、荒木昭雄氏、椎名利夫氏より審査をいただいた結果、収支ともに正確にして、規定に違背した点なく、且つその計算は帳簿並びに証書類と照合し、総て正当と認める決算審査意見書の報告を受けております。

議員各位には適切なるご審議をいただきたくお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

4 番議員 小 泉 嘉 忠 君

5 番議員 塚 本 光 司 君

6 番議員 岡 沢 清 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から15日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から15日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、平成23年9月より識見を有する者の中から選任される監査委員として、ご尽力いただいております荒木昭雄監査委員が平成29年9月30日をもちまして辞職する旨の辞職願を提出されたことに伴い、殿岡勝夫氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものであります。

殿岡勝夫氏は人格、識見豊かな方として監査委員に選任いたしたく、議会のご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、経歴につきましては別紙資料をご参照くださいますようお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第2号 美浦村相撲場の設置及び管理に関する条

例を廃止する条例から、日程第11 議案第9号 平成29年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号から第9号について一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第2号からご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

現在、美浦村相撲場は大会や練習での利用がなく、あわせて、近年は、老朽化が進行し棟が朽ち果てており、雨漏りをしている状況でございます。

美浦村相撲場を廃止することにより、木原多目的集会施設と農林漁業者トレーニングセンターの駐車場の使い勝手がよくなり、数台の駐車場が確保できると考えております。

平成29年度当初予算の農林漁業者トレーニングセンター管理費において、予算化されていました美浦村相撲場撤去工事を平成29年7月20日に実施しましたので、美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第3号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、関連する条例の改正を行うものです。

内容としましては、教育給付に係る第4階層に属する世帯のひとり親等に対する利用者負担額を国で示しています3,000円に改正を行うものです。

続きまして、議案第4号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1,003万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億1,201万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で、不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。

これらの職員給与費の補正につきましては、多岐にわたっておりますので、詳細の説明

は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、第2条の地方債の補正では、1件の限度額の変更をお願いしております。

議案書の9ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正につきましてご説明申し上げます。

平成29年度の普通交付税算定作業が終了し、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、限度額の減額をいたしております。

それでは特に、補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づいてご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員管理費で特定個人情報管理の徹底、強化等を図るための職員研修の講師委託料として97万2,000円の計上をいたしております。

次に、企画費では、ミホー・アフター事業費で、6月の議会定例会で予算化した村境サイン設置工事費352万5,000円のうち、304万9,000円について、委託料への予算の組み替えを行っています。

続いて、民生費について申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で、総額4,175万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

内訳としまして、職員給与費等で人事異動等による職員給の調整として297万8,000円。

その他繰出金で、財政不足分等により3,878万1,000円の増額補正をお願いいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の児童福祉総務費では、新規事業として、みほふれ愛プラザでのイベント等を行うための、地域活性化ふれ愛事業費で、総額100万8,000円の計上をいたしております。

事業の内容としましては、クリスマスの時期にイルミネーション等の飾り付けを行うとともに、どなたでもみほふれ愛プラザに足を運んでいただけるようなイベントの開催を予定しております。

また、あわせて直売所との合同でのイベントも予定しており、そのための補助金も計上いたしております。

次に、保育所費では、木原保育所運営費で障害児の介助員分の保育士を確保することができないため、保育士の報酬201万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

環境衛生費の環境衛生総務費では、地球温暖化対策事業費で総額300万円の増額補正をお願いいたしております。

内訳としまして、平成27年度から開始しました再生可能エネルギー補助事業は、当初予算で500万円の予算を計上していましたが、例年を上回る補助金の申請があり、今後の申請額を見込み、250万円の増額補正をお願いいたしております。

また、今年度より、茨城県の自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金が創設され、補助の詳細が決定したことにより、家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置者への補助金として50万円を計上しております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

農業費の農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整、一般事務職員の雇用経費分として421万9,000円の減額をいたしております。

続いて土木費について申し上げます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修費事業費で、緊急性を要する村道及び排水路の補修工事の増加により、工事費に不足が見込まれるため、500万円の増額補正をお願いいたしております。

次の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、木原工業専用地域中央部を東西に横断する村道の一部の舗装改良工事費としまして、1,300万円の計上をいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の学校管理費では、学校施設管理費で総額491万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

内訳としましては、体育館に提示している校歌の額の修繕料として、備品修繕料で30万6,000円を計上し、校舎ホールの漏水改修工事の実施により、設計業務委託料で35万7,000円、工事監理委託料で29万2,000円、工事費で337万3,000円を計上し、体育館の照明器具の保護カバー落下防止のための照明設備補修工事費58万4,000円を計上いたしております。

議案書の25ページをお開きいただきたいと思います。

社会教育費の公民館費では、中央公民館管理費で、図書室の漏水改修工事の実施により総額143万4,000円の計上をいたしております。

次に、保健体育費の体育施設費では、村民運動公園管理費で、野球場のバックネット維持補修工事129万6,000円の計上をいたしております。

続きまして歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、地方交付税では、平成29年度の普通交付税算定作業が終了したことにより、本

年度の普通交付税が 8 億 7,916 万 5,000 円に決定しましたので、当初予算額 7 億 9,000 万円との差額分 8,916 万 5,000 円の増額補正をいたしております。

次の使用料及び手数料では、10 月 1 日からの生涯学習施設の使用料及び体育施設の使用料減免要件の変更により、使用料収入見込みの再積算を行い、それぞれの科目で増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で 6,829 万 9,000 円、農業集落排水事業特別会計繰入金で 170 万 3,000 円、公共下水道事業特別会計繰入金で 242 万 3,000 円、介護保険特別会計繰入金で 222 万 8,000 円をそれぞれ増額補正をいたしております。

次の基金繰入金では、前年度繰入金の歳入額が、当初予算額を上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を戻し入れることといたしまして、減債基金繰入金で 5,000 万円を減額することといたしまして、9 月補正後の繰入予算額を 5,000 万円といたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

同様に財政調整基金繰入金では 1 億 7,146 万 8,000 円を減額することといたしまして、9 月補正後の繰入予算額を 7,983 万 7,000 円といたしております。

次に、繰越金について申し上げます。

平成 28 年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が 1 億 8,812 万 8,000 円となりましたので、当初予算額との差額 8,812 万 8,000 円を増額補正いたしております。

次に、諸収入について申し上げます。

雑入では、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会、事業推進交付金 300 万円の交付がありましたので、300 万円を新規に計上いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で説明しておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

以上、今回の平成 29 年度美浦村一般会計補正予算（第 2 号）の主な概要についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第 5 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書の 31 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,450 万 2,000 円を追加し、補正後の予算総額を 22 億 3,230 万 2,000 円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により歳出よりご説明申し上げます。

議案書の 37 ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額297万8,000円の増額補正を、国民健康保険事務費で、制度改正に伴うシステム改修の委託料としまして41万8,000円の増額補正と、財源としまして歳入の第3款国庫支出金の交付が見込まれるため、財源振替を、連合会負担金で、被保険者数平等割の決定に伴いまして1万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、第6款介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金の確定によりまして、各款でそれぞれ71万6,000円の減額、9,000円の増額96万2,000円の減額補正をお願いするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金につきましては、一般被保険者保険税還付金で25万8,000円の増額補正を、償還金で平成28年度歳入の第3款国庫支出金の療養給付費等負担金の確定によりまして1,416万5,732円の返還、特定健康診断等負担金の確定によりまして2万1,000円の返還、第6款県支出金の特定健康審査等負担金の確定によりまして2万1,000円の返還となるため、当初予算額の不足額1,420万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じ第11款諸支出金第2項繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金の歳出額確定並びに歳入不足額を補填するその他分について、前年度繰越金から一般会計へ精算戻し入れ金として返還する繰出金6,829万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして議案書36ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入関係につきましてご説明申し上げます。

第3款国庫支出金の第2項国庫補助金につきましては、先ほど歳出でご説明しました国民健康保険制度関係業務準備事業委託料の補助金としまして、102万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

第5款前期高齢者交付金につきましては、社会保健診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の額の決定により39万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金につきましては、全体で4,175万9,000円の増額補正をお願いするものです。

内訳につきましては、第2節職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の増額補正により、法定繰出分として職員給与費等繰入金297万8,000円を増額補正し、第5節その他繰入金で、歳出で説明しました一般会計への精算繰り出しによる歳入の不足額3,878万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第10款繰越金につきましては、平成28年度の繰越額が確定しましたので、医療給付費交付金繰越金で302万6,000円の増額補正を、その他繰越金で3,830万円の増額補正をするものでございます。

以上が、歳入歳出補正予算の主な内容となっております。

続きまして、議案第6号 平成29年度美浦村農業排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の44ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では歳入歳出それぞれ545万9,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億6,725万9,000円としております。

それでは歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。歳出予算から申し上げます。

議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費につきましては、4月の人事異動によりまして職員給与関係経費の調整を行い、給料で189万円、職員手当で234万1,000円、共済費で73万円をそれぞれ減額し、職員給与関係経費で496万1,000円の減額補正を計上しております。

また、5月より、臨時職員1名の増により、報酬で71万3,000円、共済費で9,000円、旅費で2万円を、使用料の前年度精算等により農業集落排水事業基金として積み立てるための積立金97万5,000円、前年度の消費税確定による納付金として公課費で300万円の増額補正をそれぞれ計上しております。

次に、施設管理費で信太地区、安中大須賀津地区の修繕費が不足することから、200万円の増額補正をそれぞれ計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰入金につきましては、前年度一般会計繰入金精算による残金及び分担金を一般会計へ繰り出すため170万3,000円の増額補正を計上しており、総額545万9,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして歳入について申し上げます。

49ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金では、職員給与費関係分等で421万9,000円を減額し、繰越金では、前年度の精算による繰越金967万8,000円を計上しております。

総額を545万9,000円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第6号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出についてご説明申し上げました。

続きまして、議案第7号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

57ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では歳入歳出それぞれ1億5,174万4,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ9億7,874万4,000円としております。

次に、第2条では地方債の変更を第2表のとおりお願いするものでございます。

議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の地方債の補正につきましては、下水道事業費の増額補正及び地方債の充当先の見直しを行いまして、公共下水道事業費にかかわる本年度の地方債限度額を3億3,000万円にお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

議案書の64ページをお開きいただきたいと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、下水道費の一般管理費として4,232万1,000円の増額補正を計上しております。

内容につきましては、4月の人事異動によりまして職員給与関係経費の調整を行い、給料で8万円、職員手当で141万2,000円。

共済費で14万円をそれぞれ減額し、職員給与関係経費で163万2,000円の減額補正を計上しております。

また、報償費で20万円を、積立金では、4,375万3,000円をそれぞれ増額補正を計上しております。

次に、公共下水道事業費につきまして、国庫補助金の増額及び事業に対して補助対象事業としての取り扱いの見直しにより、工事請負費で1億600万円、早期接続者への補助金として負担金補助及び交付金で100万円の増額補正を計上しております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算等による残金を一般会計へ繰り出すため242万3,000円の増額補正を計上しております。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

議案書の63ページをお開きいただきたいと思います。

国庫補助金の下水道事業費国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまして、2,400万円の増額補正を計上しております。

次に、県支出金の県補助金につきましては、補助額の変更を行いまして、50万円の増額補正を計上しております。

次に、事業費の増額補正により、繰入金の基金繰入金で50万円の増額補正を計上しております。

次に、繰越金で前年度の精算による繰越金4,474万4,000円の増額補正を計上しております。

次に、村債の、下水道事業費につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債充当先の見直しを行い8,200万円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第7号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第8号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の70ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正については、歳入歳出にそれぞれ1,570万6,000円増額いたしまして、予算総額を10億6,020万6,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費、総務管理費の職員給与関係経費については、4月の人事異動に伴うものとして計65万1,000円を減額計上しております。

また、地域包括支援センター費、総務管理費の職員給与関係経費について、同様に25万9,000円を増額計上しております。

次に、総務費、総務管理費の介護保険事務費について、印刷製本費に7万7,000円、総務費、徴収費の賦課事務費について、印刷製本費に8万7,000円、郵便料に3万8,000円の計12万5,000円を増額計上しております。

印刷製本費については、平成29年度から介護保険料について住民税非課税世帯全体を対象として、公費による軽減強化を完全実施する予定でしたが、消費税増税の延期に伴い、現行どおり据え置きとなったため、パンフレット等を再度作成するものであり、郵便料については平成29年6月1日から通常はがきについて料金が改定されたことにより、それぞれ増額計上するものであります。

次に、基金積立金、介護給付費準備基金積立金については、前年度の歳入歳出差し引き残高から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る国庫支出金、支払基金交付金、県費支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事業費等の総務費の精算返還金の返還の残高1,026万8,000円を基金に積み立てするものでございます。

今回1,026万9,000円を増額計上しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金の返還金については、前年度の国庫支出金返還金として101万5,000円支払基金交付金返還金として187万7,000円、県支出金返還金として50万7,000円、合計339万9,000円を増額計上しております。

次に、諸支出金、一般会計繰出金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事業事務費等の総務費の精算返還金合計222万8,000円を増額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

議案書の76ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、繰入金、一般会計繰入金について、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費に対する繰入金として19万円を減額計上しております。

次に、繰越金については、前年度の歳入歳出差引残高1,589万8,000円を計上するもので、今回1,589万6,000円を増額計上しております。

繰越金の中から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費に係る、国庫支出金、支払基金交付金、県費支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金を返還して、精算後の残高は介護給付費準備基金に積み立ていたします。

以上、平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第9号 平成29年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の84ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出につきましては、営業費用で35万円を、資本的収入及び支出の支出につきましては、建設改良費で350万円をそれぞれ増額補正いたしまして、水道事業費用を5億8,249万8,000円、資本的支出を8,398万4,000円としております。

それでは、予算明細書に基づき、ご説明申し上げます。

議案書の91ページをお開きいただきたいと思います。

最初に収益的収入及び支出の歳出予算からご説明申し上げます。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費につきましては、62万円の増額補正を計上しております。

内容につきましては、職員給与関係経費の調整を行い退職手当で38万円の減額、また、修繕費が不足することから100万円の増額補正を計上しております。

次に、総係費でございますが、同じく職員給与関係経費の調整を行い、27万円の減額補正を計上しております。

内容につきましては、時間外手当の不足が見込まれるため、時間外手当で15万円の増額、退職手当で42万円の減額補正を計上しております。

次に、資本的支出、建設改良費の配水施設拡張費につきましては、布佐地区の下水道工事に伴い、あわせて水道工事を行うことにより、工事請負費で350万円の増額補正を計上しております。

以上、議案第9号 平成29年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

以上、議案第2号から議案第9号まで一括してご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明大変ご苦労さまでした。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第19 議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第10号から17号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ、決算審査報告のためにご出席をいただいております荒木監査委員に、御礼を申し上げたいと思います。

大変ご苦労さまでございます。

一般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営に係る事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか、審査を実施していただきました。

この席をお借りしまして、荒木監査委員と椎名監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝申し上げたいと存じます。

さて、議案第10号から17号は、平成28年度の美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算の認定と電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件に係る案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第3項の規定により審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を経て、同条第4項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いするべく、本日提案した次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成28年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書をご覧くださいこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

また、引き続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第同法第22条第1項の規定により、平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。

別添資料となっております「健全化判断比率の報告について」及び、「資金不足比率の報告について」をご覧ください。

各比率について申し上げます。

最初に、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率では4.2%、将来負担比率は48.5%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも資金不足は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員より監査結果の報告を求めます。

荒木昭雄監査委員。

○監査委員（荒木昭雄君） それでは報告いたします。

平成28年度の一般会計、国民健康保険特別会計など特別会計で5本。

それから、企業会計というようなことで2本、水道事業会計、電気事業会計というようなことでございました。

8月27日、28日、31日、9月1日、2日と、椎名監査委員とともどもですね、厳正に審査をしたというようなことでございます。

それでは、平成28年度決算審査意見書、1ページからお開きいただきたいと思います。

まず初めに、平成28年度の状況をかいつまんで申し上げますと、平成28年度の日本経済は、アベノミクスの取り組みのもと、企業収益が高水準で推移し、人手不足感も見られる中で春闘の賃上げ率も3年連続で高い水準となるなど、雇用・所得環境は改善方向に見られ、経済再生・デフレ脱却に向けた進捗が見られました。

また、税収の増加等を中心に財政も健全化に向けた動きに進んでおります。

しかしながら、日本の経済は世界経済のさまざまなリスクが見られる中で、経済の高環境を確立していくことが課題となっております。

国内では、個人消費や設備投資が力強さを欠くなど経済の所得面から支出面への波及には遅れが見られており、海外経済については、新興国・資源国経済の脆弱性といったリスクに加え、英国のEU離脱など世界経済の先行きに関する不透明感が高まっております。

こうした状況のもと、美浦村の財政状況は引き続き予断を許さない状況にあります。

歳入の基幹となる村税収入は、24億8,082万6,000円となり、前年度に比べ5,381万7,000円、2.2%の増収となり、3年ぶりの増収となりました。

これは、たばこ税以外のすべての税目で増収となり特に、法人村民税の現年度分が、3,671万1,000円の増収となったことによります。

また、地方譲与税及び各種交付金はすべて景気の影響等により減収となり、地方交付

税の普通交付税は、前年度比、425万5,000円、0.5%減の8億2,719万5,000円となっております。

村債は、臨時財政対策債が8,289万4,000円の減となりましたが、地域交流館建築事業の財源として、4億1,560万円の借入を行ったこと等により、前年度比3,880万6,000円。

4.4%増の9億2,184万5,000円となっております。

一方歳出面では、農林水産業費で強い農業づくり補助金がなくなったものの、地域交流館建築工事を行ったこと等により、前年度比費2億6,237万3,000円、40.0%増の9億1,757万4,000円となりましたが、役場庁舎の耐震補強等改修事業が完了したことなどにより、総務費が前年度比2億3,870万8,000円、22.8%減の8億620万2,000円。

美浦中学校武道館天井・体育館外壁改修工事及び中央公民館エレベーター設置工事が完了したこと等により、教育費が前年度比3,931万4,000円、4.4%減の8億5,637万2,000円などとなっております。

次のページをお開きください。

これまで述べてきたことを要因としまして、平成28年度美浦村一般会計歳入決算額は、前年度比1億9,279万2,000円、2.9%減の65億930万2,000円歳出決算額は前年度比6,851万4,000円1.1%減の63億2,117万3,000円となっております。

以下に、特に改善すべきと思われる事項等について意見を申し上げます。

一般会計及び特別会計についてでございます。

1番として、財政基盤の確立について。

本村の財政基盤は、経常収支比率からみると、前年度の88.5%から93.7%と悪化し、財政構造の弾力性の標準である70%から75%を超過している状況となっており、更に、財政力指数も平成26年度0.806、平成27年度0.777、平成28年度0.756と年々減低下の傾向が続いております。

また、財源不足を補うため財政調整基金から1億7,296万9,000円の繰り入れを行い、更に、起債は9億2,184万5,000円となっております。

平成28年度末の起債残高は、一般会計で72億9,557万6,000円特別会計及び企業会計と合わせると138億7,974万1,000円となっております。

これらは言うまでもなく、これまで実施してきました必要不可欠な公共施設や道路、上下水道など多額の資金を要するインフラ整備事業によるものが大きな要因の一つであります。起債の多くは交付税措置があるものの、交付税の算入率がないものや30%から70%のものもあり、村税などの基幹財源の大きな伸びが見込めない中で、今後もふえ続ける償還財源の確保が心配されます。

交付税措置でかえって来るんだけど、それは使って、また足りなくなって、また起債を起こすというような悪循環になっているというような状況かと思えます。

また、地方自治体の財源不足を補うための国からの地方交付税については、国の財政状

況が厳しい中で年間 5 兆円規模となり、経済財政諮問会議で議論され地方自治体の実態を調査し地方自治体の財政改革を進め、配分額を抑圧していく方向に検討されることになっており、地方交付税が大きな財源となっている美浦村においても注視せねばならないと思います。

本村の人口は減少し続けており、本年度もまた411人減となっています。

これは少子化ばかりの問題ではなく転出者も非常に多いことから、村内に働く場所が少ないことも要因の一つと思います。

まずは、税収の確保や村の活性化のためにも企業誘致に努めるとともに、空き家対策を含めた定住促進や魅力ある住みよいむらづくりに引き続き取り組んでください。

なお、平成28年度の実質単年度収入を見ると、財政調整基金の取り崩しを含め 2 億 8,680万3,000円のマイナスとなっており、今後も厳しい財政運営を強いられると思われるので、平成27年度に策定した美浦村財政改革計画の実現に向け、全職員が現状を理解し危機感を共有し、設定された目標値を達成するよう一層の努力をお願いします。

平成27年度の決算審査において、多額の委託費について、委託しないで職員で行えるものは職員で行うよう要望しておきましたが、平成28年度になり予算書・決算書の印刷製本費や農業委員会の議事録作成、農地費の農地維持活力現地確認及び図書費の図書装備委託費などについて、委託せず職員が行い経費削減に努めたこと、これについては評価をいたします。

「先ず隗より始めよ」というようなことで、今後、再度の削減をお願いしたいと思います。

また、平成28年度の定期監査で委託費などを中心に経費削減に縮減に向けて検討チームを組織するよう提案しましたが、平成29年 5 月に財政改革検討会議を立ち上げ、これまでに 2 回の会議を開催し、検討を開始しており、今後の成果を期待いたします。

今後の予算の執行や編成にあたっては、財政改革検討会委員を中心に方向付けされていくことになると思いますが、下記の点に留意し行うようお願いします。

①事業の必要性、有効性を十分に考慮し、慣例にとらわれず、既に目的を果たした事業は廃止の方向で検討すること。

②新規補助事業については、自主財源、実施後の運営費等を十分考慮すること。

特に、起債を伴う事業については、将来の財政負担も考慮し、村債残高の縮減に努めること。

③各課で所管する各種団体や協議会等について、必要性、事業内容、補助金額等について検討すること。

④委託費の削減については、引き続き努力し職員で行えるものは職員で実践すること。

⑤ふるさと応援寄附金についてでございますが、平成27年度は返礼品目の拡大や(株) J T B 西日本との業務提携等により、2,380万3,000円でありました。

本年度は1,753万8,000円と減少しました。

全国的には、4年連続で前年度より増加しており、平成28年度は、過去最高の2,844億円となっております。

茨城県は72億2,525万円で全国13位となっております。

しかし、返礼品競争が全国的にヒートアップしており、総務省から返礼品は寄附金の30%以内に収めるよう通達があり、大半の自治体はその方向で進めています。

いずれにしろ、ふるさと応援寄附金は、貴重な財源であり、本村のPRや産業の活性化になるので、引き続き努力し成果をあげることに。

⑥地域交流館が地域創生の役割を果たすべく、平成29年3月に完成しました。

この施設は、子育て支援や多世代交流及び地域産品直売場として、知恵を絞り、また、補助事業を活用し建設されたものであります。

建設費用が約6億400万円で補助金を除いた村の負担額は、起債を含め約5億2,600万円となっております。

運営費など、勘案してみますと大きな投資であるわけですが、投資効果として、いかに多くの人たちが利用し、村の中心的な「にぎわいの拠点」となることができるか注目されております。

この、三位一体といいますかね、子育て・販売・ふれあいと、そういうような三位一体になって相乗効果で人をよぶ、人をよばなければ物は売れないというようなこと。

にぎわいも発生しないというようなことですので、そのためには、多くのイベントの開催とか、例えば、多世代交流サロンは何回のぞいても、イスとテーブルが並んでいるだけでなかなか人がやってこない。

暑かったせいもあろうかと思いますが、そういうことですので、多世代交流サロンやとにかく行ってみると殺風景、何もない。

ですから、人を集めるのはやっぱり多世代交流サロンや情報提供スペース、提供スペースの壁などを利用して村の歴史とか文化とか、産業などを紹介する写真や絵画、パネルなど村民の方々の協力を得ながら、展示し来訪者の話題づくりにするという、村全体で盛り上げていくことが必要かと思うわけでございます。

昔も懐かしいね。

例えば航空隊全盛期の建物、飛行機、格納庫そういう写真、古い写真があればねそういうものをお借りする。

それも病院の隣。

そして、ジェットスキーも賑わっている。

それとも何とんでも、村長肝いりで始めた電気事業、これは非常にうまくいっているというようなこと、そういう変遷を写真・パネル、こういうものを使って、来た人を見ると話題になる。

子供が、おじいちゃんこういう戦争時代に航空隊があったのかとかね、そういうことが話題になると思います。

それから、牛を引いて農耕している昔の写真とか手で植えている田植えの写真、鹿島から田植えの応援に来てくれた女性たちの写真、そういう変遷ですか、今は大型機械で大規模な水田というような風景に変わっておりますし、八井田小学校なんていうのがありましたね。

私は小学2年生まで八井田小学校にいて3年生から今の安中小学校に移転したと、そういうね、何か古い写真。

今は八井田小学校の跡地は立派な住宅団地になっているよというようなね、そういう流れ等々いろいろ考えればあると思います。

絵なんかでも文化祭でも色々な絵が出てくると思うし、美浦の広報紙で、ことし水彩画で賞をいただいた方のご紹介もあったようだし、そういう方々にご協力いただいて、お借りして展示するか複写して展示するか、そういうような、ちょっと細かくなりましたけど、そういうことも必要であるのではないかと考えております。

2番目になります。

村税等の滞納対策と不納欠損についてです。

税の滞納対策については、全国自治体の大きな問題となっております。

本村においても滞納者が多く、収納課が中心となり徴収率の向上と収入未済額の縮小に向け積極的な取り組みを行っています。

収納課では平成28年度美浦村村税等滞納整理方針計画に基づき、住民税から後期高齢者医療保険料に至るまで、合計で滞納額4万円を超える滞納者に対して集中的に滞納整理を行っています。

また、納税意識の高揚を図ることも兼ねて、特別職や管理職等による特別チームをつくり、訪問徴収及び納税催告を年2回行っております。

滞納処分の状況は、預貯金、生命保険、給料、年金等の債権差押えが249件、不動産差押え10件、交付要求61件で年度内の徴収金額は2,517万2,000円となっております。

一方、徴収困難案件については、茨城県租税債権管理機構に移管していますが、平成28年度は8件、本税額475万8,000円を移管し、徴収された金額は延滞金を含め1,171万4,000円となっております。

なお、茨城県租税債権管理機構には、平成19年度から平成28年度にかけて4名の職員をそれぞれ2年間派遣し、実務研修を行い、終了後は滞納整理に大きな成果を挙げております。

これらの取り組みにより、徴収率は常に県内の上位であり、平成28年度の現年度課税分が99.1%、滞納繰越分が53.7%、合計98.3%で昨年に引き続き、県内3位の徴収率となっております。

一方、本年度の欠損額は一般会計で259万3,000円、国民健康保険特別会計で266万円。
農業集落排水事業特別会計で16万9,000円。

公共下水道事業特別会計で15万6,000円、介護保険特別会計で112万9,000円、後期高齢者医療特別会計で1万6,000円であり、全体では672万3,000円となり、前年度に比べ大きく減少しております。

このことはこれまでの地道な滞納整理等によるものと評価をします。

今後とも、納税の公平性の観点や、厳しい村財政の中で財源確保の点からも引き続き、努めていただくようお願いします。

なお、長年の懸案事項でありました。

学校給食費の滞納については、徴収するようお願いしておりましたが、学校教育課で詳細に滞納者の実態を調査し、10月の段階で住所が確認できた方に対して催告状を送付し、徴収や分納相談などを行っております。

給食費は民事の関係から難しい面もありますが、他市町村の事例を参考にしながら、誠意を尽くして対応してください。

次に、特別会計に入ります。

3番目、国民健康保険特別会計について。

国民健康保険加入者は、平成28年度末で2,699世帯、4,425人で前年度比119世帯、293人減少しておりますが、これは社会保険や後期高齢者医療制度への加入、村外への転出の影響によるものです。

歳入決算額は22億6,045万円で前年度比1%減、そして、国民健康保険制度運営の根幹をなす国民健康保険税は4億747万6,000円で前年度比1%の減となっております。

歳出決算額は21億8,912万2,000円で前年度比1.6%の減ですが、このうち保険給付費は12億2,931万4,000円で前年度比0.7%の減となり、加入者が納める税額の約3倍になります。

また、国民健康保険税の歳入未済額は、4,448万5,000円、不納欠損額は前年より減少して266万円となっておりますが、一般会計から繰入金として、国の繰り入れ基準に基づき1億3,614万円、国民健康保険税負担緩和や保険給付費等の財源不足を補うために1億3,922万7,000円の合計2億7,536万7,000円を、繰り入れている状況を鑑みれば、村財政や国保運営の健全化、国保税の公平性の観点からも滞納による歳入未済額の縮減に努めてください。

なお、来年度に国民健康保険制度の運営主体が、市町村から県へと移るので、適正な税率の改正を行い、財源不足による一般会計からの繰入金や人件費の縮減により、村財政への負担軽減を図られることに期待をいたします。

4番、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計についてでございます。

まず、農業集落排水事業は、昭和62年舟子地区で供用を開始以来、随時整備され現在、

5 地区で供用されており、本年度24戸の新規接続を加え1,638戸の接続となり、接続率は74.6%となっております。

歳入決算額は1億6,815万円で、このうち受益者の分担金、使用料が7,424万4,000円で前年度比2.6%の減となりました。

そのほか、起債の償還や人件費等の財源に充てるため、一般会計から8,142万8,000円の繰り入れを行っています。

歳入未済額は分担金、使用料で3,066万4,000円となっております。

歳出決算額は1億5,847万2,000円となっており、総務費及び施設管理費で9,082万4,000円、起債償還のための公債費で6,696万1,000円となっております。

なお、多額の繰り入れを行っていることから、歳入未済額の縮減と管理費等の経費削減にも努めてください。

公共下水道の事業については、平成17年12月より一部の地区で供用を開始以来整備を進め、平成28年度末で、全体計画の73.05%が完了しています。

しかし、計画区域内では既に浄化槽を設置している家庭が多くあることから、接続率は46.48%と低い状況でございます。

歳入の主なものは、分担金、使用料で3億9,632万7,000円、国県の補助金2億3,112万6,000円、村債3億1,380万円。

一般会計や基金からの繰入金、1億4,847万3,000円となっております。

一方、歳出の主なものは、下水道事業費6億1,275万3,000円、起債償還のための公債費1億9,533万円、下水道管理費1億8,679万5,000円となっております。

下水道事業は、衛生的で豊かな生活を送るためにも、また、若い方々の定住の促進にも必要不可欠なものであり、早期に関係完成させなければならないものと思います。

ただ、計画当初に比べ宅地造成や新築住宅なども増加したことにより、平成22年に整備計画の見直しを行い、平成32年度完了と計画しましたが、今のペースでいくと、もう少し伸びることも予想されます。

なお、公共下水道事業特別会計では、平成28年度末現在で起債残高が43億3,857万5,000円となっており、今後の事業推進していく上で心配しておりますが、事業の推進とともに加入率、接続率の向上と歳入未済額の縮減、施設管理経費の削減に努めていただきたい。

5 番目に、介護保険特別会計についてでございます。

介護保険制度が開始された平成12年度に比べ村の人口は2,671人減少しておりますが、逆に高齢者人口は1,783人増加しており、高齢化が進んでいます。

また、介護認定者は前年度より20人増加しており、578人となっております。

収支決算状況を割合でみると、歳入に占める割合では、国・県交付金並びに支払基金交付金合わせて6億1,676万2,000円の57.5%、介護保険料が2億3,543万6,000円の22%、一般会計からの繰入金が1億7,737万8,000円の16.5%となっております。

歳出に占める割合では、保険給付費が保険料の約4倍にあたる9億5,666万7,000円で90.5%と大半を占めており、前年度比8,058万円の大幅な増となっております。

介護予防については、保健師や社会福祉士などの専門的なスタッフのいる地域包括支援センターが、村社会福祉協議会やデイサービスセンター等と連携しながら、要介護認定者をはじめ、高齢者であっても活動的な状態を維持している方々など、体力に合った予防対策を実施しておりますが、事業内容がマンネリ化しないようにですね、参加者の意見も聞きながら、より充実した対策を講じるよう期待しております。

このことが、住みなれた場所でいつまでも明るく健康な生活を送り、ふえ続ける医療費や介護給付費の抑制につながるものと考えます。

6番目に、後期高齢者医療特別会計。

村の人口は減少していく中で、本制度加入者人口は115人増加し、平成28年度末で2,058人となっております。

本制度の運営は、茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、村は保険料の徴収や保険証の交付、各種申請及び相談など窓口業務を行っております。

本年度の保険料の収入は、9,285万6,000円、構成比率が72.9%、一般会計繰入金は3,303万円構成比25.9%、繰越金とその他は140万2,000円、構成比率1.1%で歳入合計1億2,728万8,000円となっております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金1億2,335万6,000円、構成比率97.9%が大半を占め、総務費、諸支出金で268万1,000円、構成比率2.1%で歳出合計1億2,603万7,000円となっています。

後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料9,272万円と保険料軽減にかかわる保険基盤安定納付金3,063万6,000円であります。

なお、保険料徴収については、不納欠損額1万6,000円、歳入未済額48万8,000円と前年度より減少しており、特に滞納繰越分が90.9%で現年度分を含めた徴収率は99.5%と高くなっていることを滞納対策の成果と評価をいたします。

続きまして、企業会計でございます。

美浦村水道事業会計。

水道事業は、昭和53年4月1日より供用を開始し、それも拡張工事を続け、計画給水人口1万7,530人、1日最大給水量1万1,000立米の規模で村内ほぼ全域に供給しております。

前年度と比較すると給水人口は397人減少しましたが、医療用、業務用、営業用が増加したことにより、年間給水量は前年度比1万9,604立米増加しており、給水収益も5億690万9,000円となり63万5,000円の増となっております。

なお、収支の状況については、平成26年度の会計制度改正により営業外収益に長期前受金戻入として3,674万円を計上したことにより、水道事業収益は5億4,684万9,000円となり前年度比5万円減となっています。

歳出では、受水費で若干増加したものの、人件費等総係費や阿見町道路改良工事に伴う不用送水管処理工事など資産減耗費が大幅に減少したため、歳出合計が５億１,６７７万８,０００円となり前年度比２,１０８万２,０００円増の、３,００７万円の利益となっております。

水道事業は供用開始から既に３８年を経過しているものの、起債残高が本年度分企業債の償還７,８７９万２,０００円を行っても、依然として９億９,８２８万５,０００円残っており、管理経費の削減や使用料の歳入未済額の縮減を図りながら、償還財源の確保に努め引き続き自主財源で償還できるようお願いします。

また、水は生活、職場等に直結しているので今後とも安定供給に努めるようお願いします。

最後に、美浦村電気事業会計でございます。

村営事業として平成２７年３月２７日より発電を開始しましたが、昨年度に引き続き計画を上回る発電量、売電収益を上げております。

平成２８年度収支では電気事業の収益１億１６４万２,０００円、前年度比５７１万１,０００円の増、電気事業費用が４,３５６万８,０００円で前年度比２,７５２万９,０００円減となっております、５,８０７万４,０００円の利益を計上することができました。

前年度繰越利益剰余金８８万２,０００円と合わせ、未処分利益剰余金は５,８９５万５,０００円となっております。

なお、昨年と同様に、未処分利益剰余金の中から事業目的でもある住民への地球温暖化対策機器設置等補助金３３４万４,０００円への財源充当のほか、地域活性化事業の財源として一般会計への繰出金３,４８４万６,０００円、施設の撤去費用積立金１５０万円を計上しております。

電気事業は、今や村の貴重な財源として期待されておりますが、実質的な売電がスタートしてまだ２年であり、平成２９年度からは起債の元金償還も始まることから、手を緩めることなく引き続き施設や周囲の管理について万全を期してください。

以上でございます。

引き続きまして、平成２８年度財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書をご報告申し上げます。

先ほど冒頭に提案理由の中で、財政健全化法の細かいところまで、村長からご説明がありましたので、簡単にさせていただきたいと思えます。

平成１９年６月に公布された財政健全化法に基づき監査委員求められている審査を行うため、財政指標とその算定の基礎となる事項を記載した書類を提出願い、平成２９年８月２日に審査を行った結果、提出された、膨大な資料ですが、提出された資料は、財政指標算定の基礎として法的にも正確性の面でも適正であるとともに、公正な判断の基に財政指標が算出されており、適正であると判断します。

ここに５項目があつて、３項、４項が村では該当しますよというようなことになっております。

当村においては1項、2項及び、5項は存在せず、3項実質公債比率は基準値25%以下に対して4.2%、4項将来負担比率は基準値35.0%以下に対し48.5%といずれも基準値を下回っており、指標の上での問題はありません。

前年度との比較では、実質公債比率0.3ポイント減、将来負担比率7.0ポイント増となっております。

3カ年平均により算出する実質公債比率については、0.3ポイント減となっておりますが、単年度の比較では、一般会計の元利償還金が5,107万4,000円増加したこと等により、4.6%から0.4ポイント増の5.0%となっております。

次に、将来負担比率については、前年度比7.0ポイント増と悪化しております。

これは、将来負担額である公営企業（水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業）に係る地方債償還充てのための一般会計からの繰入見込み額が2億6,216万円減少となったものの、平成28年度地方債の借入れが多額となり地方債の現在高が4億6,492万円増加したこと、また、将来負担額から差し引くことができる充当可能基金の残高が財源不足により取り崩しを行ったこと等により、1億7,292万2,000円減少したことが主な悪化の原因となっております。

このように、実質公債比率については改善が見られたものの、将来負担比率は大きく悪化しており、財源不足により財政調整基金から1億7,296万9,000円と多額の繰入を行っており、平成29年度の予算でも多額の繰入金を見込んでいる状況を鑑みると、慢性的な財源不足により、基金が枯渇しかねない状況であり、将来の数値の悪化を招きかねず、持続性のある財政運営に支障をきたす恐れがあることも懸念されます。

平成28年度の税収は、回復傾向にある法人村民税の増収等により、3年ぶりの増収となったが大幅な税収回復は難しい状況にあると思われます。

今後は、美浦村財政改革計画に基づき、歳入の確保、歳出の縮減を図り、建設事業については、真に必要な事業を厳選して行うことはもとより、将来負担となる。

維持管理費等のコストも検討のうえ実施するとともに、将来の財政状況を見極め、これまで以上に慎重な財政運営を心がけ、財政調整基金等の確保に努めていただくよう希望します。

以上でございます。

少し長くなりましたが、これが私の最後の決算意見でございます。

長い間大変お世話になり、ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 村長並びに荒木監査委員には提案者の説明、また詳細にわたっての監査報告大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、以上8議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 0時04分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告いたします。

委員長に石川 修君、副委員長に下村 宏君。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 8月28日までに受け付けました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、配付しました請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

所管の常任委員会については、審査のほどよろしく願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後0時05分 散会

平成 29 年第 3 回
美浦村議会定例会会議録 第 2 号

平成 29 年 9 月 14 日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	秦 野 一 男 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	吉 田 正 己 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
健 康 増 進 課 長	糸 賀 育 代 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
生 活 環 境 課 長	高 橋 利 夫 君

上 下 水 道 課 長	山 口 栄 美 君
学 校 教 育 課 長	菅 野 眞 照 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書 記	木 村 弘 子
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分 開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集大変ご苦労様です。

これより、平成29年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに、議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） おはようございます。

7番飯田、通告書に従い見守り協定、防災倉庫、ふれ愛プラザの3件を質問します。

まず1番目、資料の提出をお願いします。

資料のとおりですね、本年、平成29年5月に見守り協定ということで、郵便局と協定を結びました。私が質問してから数年たちましたけども、本当によかったなと思っております。本年5月から協定結びましたけども、現在までの実績を伺いたいと思いますので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。

それでは飯田議員のご質問にご答弁を申し上げます。

阿見町郵便局と美浦村は郵便局員が村内における業務中、高齢者、障がい者、子供、そ

他の本村の住民等の何らかの異変に気づいた場合及び道路の異常を発見した場合、不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合に、業務に支障がない範囲で美浦村に情報を提供していただく協定を本年5月26日に締結しております。

これまでの情報提供の状況は、福祉介護課に連絡していただく、高齢者、障がい者、子供等見守り報告書が0件。

都市建設課に連絡していただく、道路損傷状況等連絡票が0件。

生活環境課に連絡していただく、不法投棄等発見報告書が0件と、いずれも情報提供はございません。

なお、郵便局から連絡を受けた際には、速やかに確認及びその対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

現在まで実績が0。

現状で本村、安心安全な状態を維持しているのか、それとも、住民への告知が行き届いていないのか、ちょっと疑問に残ります。

今後の対応をお伺いしたいのですが、そこで質問です。

宅急便会社との見守り協定など、本村の安心安全、住みよいむらづくりということで、もう一歩前進した協定は望めないのかお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員の再質問にお答えを申し上げます。

見守り協定につきましては、郵便局とのほかに茨城コープ生活協同組合、生活共同組合パルシステム茨城、村内新聞店と協定を結び、それぞれの事業所の業務に支障のない範囲で見守り活動に協力をいただいております。

また、協定は結んでいないのですが、村社会福祉協議会の配食サービスやヤクルト販売会社による村内の70歳以上の独居老人宅へ、宅配に伴う見守りサービスも実施をしているところでございます。

このような見守り活動につきましては、現在、協力をいただいている事業者からでは得られないケースもあることから、民生委員さんや区長さん、その他、見守り隊の皆さん、そして、警察署や消防署とも連携し地域の安全を地域全体で守っていけるよう努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に本村の住民への見守り、そうとう進んできているなと思っております。のどかな、本当にのどかな田舎の村で交流人口も少なく、人口減が進んでいることも、報告がないのも安全安心な本村であると思われませんが、住民への告知と協定先

への確認を続けていただき、住みよい移住したくなる、安全安心な住民見守り日本一の村になっていただき、見守り協定に関しての質問はこれで終わります。

続きまして安心安全、いざというときの備えについて、次の質問をしたいと思います。
資料のほう、よろしくお願いします。

防災倉庫、去年8月、各小学校3校に設置していただきました。ありがとうございます。
以前にも質問しておりますが、設置してある防災倉庫の備蓄状況についてお伺いしたいと思いますので、答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員のご質問にご答弁申し上げます。

平成28年度の防災事業といたしましては、各小学校に防災倉庫の設置及び備蓄食料等の購入を実施をいたしました。

現在、各小学校に備蓄しております。

品目等につきましては、各小学校を避難所とした想定被災人数をもとに1日分の食料を備蓄し、不足分につきましては流通備蓄にて対応する防災計画となっております。

参考までに、各小学校における想定被災人員は、大谷小学校で444人、安中小学校で102人、木原小学校で246人となっております。

備蓄品といたしましては、ティッシュ、マスク、毛布、紙おむつ、飲食料等を想定被災人数分確保いたしております。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） もちろん、各小学校、体育館の大きさ、そして避難する人数に違いがあって当然でございます。当然、備蓄数も違ってくるということも当然かなと思います。予算の限度もありますので、現在できる最善の備蓄数と思われます。

再質問ですけれども、地域住民の安全対策、防災倉庫を以前にも質問しましたけれども、今後の利活用をどう進めるのかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員の再質問にお答えを申し上げます。

安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、防犯、防災意識の高揚を図って、住民、事業者、村、警察、消防など関係機関等が連携し、一体となって地域の安全に向けた取り組みを行うことが必要不可欠でございます。

今後は、これらが連携協力しながら一体となって安全なまちづくり施策を展開し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり、これの実現を目指していきたいと考えております。

今後の防災倉庫の活用方法につきましては、平成28年9月議会の一般質問で村主催や地区で行う、防災訓練等に活用を図っていくとお答えを申し上げましたが、さらなる有効利活用といたしましては、教育委員会と連携を図り、各小中学校の生徒を対象に防災知識の

学習向上を目的とした防災教室での備蓄品の利用を図っていきたいと考えております。

また各地区の自主防災組織やボランティア団体で行います防災、防火訓練の際にも活用し、組織の拡充も図ってまいりたいと考えてございます。7月に開催をいたしました美浦村防災訓練では、炊き出し訓練といたしまして、非常食の試食を実施をしております。このように、4年ごとのサイクルで行われる小中学校区の防災訓練の際に、各防災倉庫に備蓄されている品物の消費期限の確認に合わせて、備蓄品を利活用をしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 今年の暑い7月に開催して、子供たちが参加していただいたので大変で、日程の変更は本当によかったなと思っております。

そこですけれども、想定被災数が各小学校間で2倍から4倍、100名から400名という形になっておりますが、その対応と何を根拠に100人、200人、400人、ということ求めたのかご答弁いただければお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 想定被災人員につきましては、美浦村防災計画にて算出をいたしております。想定被災人員1,040人をもとに、各地区の世帯数を小中学校に割り当て案分をし、被災者数を算出した人数となっております。木原小学校では23.653%、安中小学校では90.807%、大谷小学校では42.692%、美浦中学校では23.848%、この算出した避難者数をもとに、1人分の食糧等を各小学校に備蓄をさせていただいております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。

この数字に関しての防災倉庫、これ一つずつ各小学校に置いてありますけれども、たぶん、三つとも同じ面積、容積なのかなと思っております。安中小で9%だと、この防災倉庫の面積の9%くらいかというように感じますけれども、確かに予算上1日分という形で、想定避難者数も1,000名という形でやっておりますと、この防災倉庫で間に合うのか、ちょっと間に合わないのかちょっとわかりませんが、ぜひ、今後も防災力を蓄えて、本村を安全安心な移住地日本一を目指していただきたいと思います。

余談でございますけれども、先ほど答弁いただきました各小中学校の防災教室ということで、岡田総務部長が答弁なさいましたけれども、来月の10月30日ですね、木原小にて全校生徒を対象にした、防災教室を開催する予定でございます。詳細決まりましたら、ご報告いたしますので議員の皆様、また、執行部の皆様、見学のほどよろしくお願ひしたいと思います。

安心安全な村へ移住してきた住民へ活気ある場所を提供する。住みやすい本村をアピー

ルするためにもぜひ、次の質問なのですけれども、みほふれ愛プラザに関してですけれども、交流館の現在、電話で予約しておりますけれども、以前にもちょっと質問したと思うのですけれどもウェブ予約をいつ頃開始できるのか、大体で結構ですけれども、今年12月とはいきませんけれども、なるべく早い時期にウェブ予約ができれば、移住してくる、定住してくる住民に対してのサービス向上ということで、とても利用しやすい、みほふれ愛プラザになるのかなと思っております。

いつ頃開始できるかご答弁よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

地域交流館研修室の予約方法は、来館または電話で研修室の空き状況の確認をし、仮予約を行い、利用日の5日前までに地域交流館窓口で美浦村地域交流館使用許可申請書を記入し、使用料の支払いを行い、本予約が完了することとしております。

地域交流館内研修室の利用状況ですが、4月から8月までで74件となっており、うち一般の利用が29件、行政関係の利用が45件となっております。

公共施設のウェブ予約は、茨城県が市町村とともに茨城公共施設予約システム整備運営協議会を組織し、茨城公共施設予約システムを運用しております。県内では44市町村中23市町村が利用をしております。近隣では、阿見町、龍ヶ崎市が利用しており、土浦市、牛久市が他社の予約システムを利用している状況にございます。

地域交流館のウェブ予約は、本村の他の公共施設と合わせまして、初期導入経費、本村の予約料金規定とシステムの関係などを調査検討しまして、ウェブ予約導入に向けて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 前向きなご検討をお願いするものですけれども、輝く美浦村、安全安心な村、移住先ナンバーワンを目指してですね、ぜひ24番目の市町村として、茨城県のウェブ予約システムを早急に導入していただきたいなと思っております。

また、これも余談ですけれども、予約段階でのカード決済もできると本当に利用しやすいのかなと思っております。

次の質問ですが、交流館の時間延長はするのか、もしくは延長しないのかお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えいたします。

現在の交流館の開館時間は午前9時から午後6時までとなっております。この開館時間については、子育て支援センターが木原地区多目的集会施設からの移転に伴い、利用者の利便性を含め検討した結果、開館時間を1時間30分延長したものであり、さらに、従来休

館でありました土曜日も開館することといたしました。現在、子育て支援センターの利用者の多い時間帯は、午前10時30分ごろから午後4時ごろまでとなっており、多くの利用者のニーズは、現在の開館時間内で満たされていると考えております。また、地域交流館内研修室についての利用は、8月までで29件であり、週に1、2回の利用状況にあります。

一方、18時以降の利用を希望する問い合わせはこれまで2件ほどありました。このようなことから、当面は現在の開館時間での利用の拡大を進めてまいりたいと考えております。開館時間の延長は、今後、18時以降の利用を求める利用者の要望を踏まえ、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。

本当に以前よりも時間も延長されて、そして明るく、広い立地条件のいい場所に移ったので、想定以上ですねお子さんたちが集まり、村外の登録者数も当初見込みよりも随分と増えているなど思っております。先ほどこちょっと聞きましたけども、登録数のうち4割位が村外登録ということで、村外の住民の方にも大変利便性の面では、よくなったのかなと思っております。

交流館研修室のですね、利便性を今後検討していただいてですね、何とか、21時まで利用できるような対応を早急にしていただければいいなと思っております。

交流館の研修室もそうですけども、次の質問なのですけれども、物産館の当然、営業時間、これの延長はいかほどに考えているのか。

ご答弁よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、直売場の営業時間の延長は考えているかというご質問に対しましてお答えを申し上げます。

現在ですね、地域産品直売場の営業時間は午前9時30分から午後6時までとなっております。この営業時間の決定に当たりましては、3月のオープン前からですね指定管理者でありますJ A茨城かすみや、コンサルタント会社と協議を重ね、また、運営の参考といたしましたポケットファームドキドキつくば牛久店の土日祝日の営業が9時30分から午後6時までであることなどから、現在の営業時間とさせていただきました。

地域産品直売場の1番のセールスポイントは、朝どれの新鮮野菜を購入できることと考えておりますので、地域のお客様のライフスタイルやニーズに対応することは大切なこととは思いますが、地域産品直売場の開店後、昼過ぎにはですね棚が寂しくなるような状況が理想であると考えております。実際にですね、7月までの売り上げを見ますと、午前中は1時間当たり約4万円の売り上げがありますが、午後は約2万6,000円となっており、やはり、午前中にですね買い物される方が多くなっております。

また、地域産品直売場の建設に伴い、既に閉店いたしました美浦村農産物直売場の営業時間は午後１時から午後５時まででありまして、まごころ市につきましては、午前１０時から午後３時半となっておりますことから、時間的には十分にカバーしているものと考えておりますので、現在のところこれまでと同じですね、午前９時半から午後６時までという営業時間で運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○７番（飯田洋司君） 指定管理者ＪＡさんのほうの意見も当然ありますのでね、延長のほうは今後の売り上げ、収益次第と考えております。

現在の営業時間内の条件でありますけども、物産館の売り上げ来客者増に対しての対策をお伺いしたいと思いますので、ご答弁のほうよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね、ご質問にお答えを申し上げます。

地域産品直売場の今後の売り上げと来客者増加対策につきまして、ご答弁をいたす前にですね、これまでの、売り上げにつきましては先日の議会全員協議会でご報告したとおりでございます、１日平均の売り上げにつきましては、４月が約３０万円、５月は約２５万５,０００円、６月は２５万４,０００円、７月につきましては１９万７,０００円となっております。７月から売り上げが落ちてきておりますことにつきましては、キュウリやナスなどの商品一つ当たりの単価が安価なものになりがちで、いちごやメロンといった物などの単価の高い農産物がなくなってきたために、薄利多売を求められる状態となっているためと考えられます。

しかしですね、この状況もこれから秋を迎え、ぶどうの販売が始まりましたことや、間もなく新米が入荷されます。さらに、柿、栗、蓮根、サツマイモ、サトイモ、牛蒡などが入荷するようになれば、改善されるものと期待をしているところでございます。

今後の売り上げと来客者増加対策につきましては、これまでも定期的にＪＡ茨城かすみと直売場従業員、株式会社まちづくり美浦及び生産者の意見交流会を行い、さまざまな改善をしてまいりまして、最近では、従業員の対応にも好意的な意見をいただくようになってまいりました。今後も、この意見交流会を継続しながら、地域産品直売場は、新鮮で安く安全で安心できる農産物を地域の方々に利用していただき、地域の農業の発展に寄与するという目的を達成するためにも、本村及び周辺地域の農産物で商品として出荷されずに埋もれているものはないのか、旬の農産品は何か、売れる農産品は何か、どうしたら多くの農家に出荷していただけるかなど、集客性と魅力を上げて行く方策を引き続き検討していく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

J Aさんとそして生産者、そしてまちづくり美浦さんという形で、今回まで3回ほど協議会、意見交換会を催し、いろいろなイベント、もしくは意見交換という形で会議を持っているということで、大変頼もしく思っております。当然、売り上げ増に関してはですね、安心、安全、そして新鮮なものということになりますけども、やはり、多くの生産農家が登録していると思いますけども、3月のオープン当初の登録した生産者数と生産品目など、売り上げ増につながる対策など、細かいものでございますけども、計画などありましたら、計画資料提出も含めまして、ご答弁お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、ご質問にお答えを申し上げます。

当初から現在までの生産者数の経緯ということでございますが、6月の全員協議会でご説明いたしましたとおり、登録農家数は約70名で、そのうち、約50名がですね、村内の農家で、その他は、ほぼ、阿見町の農家となっております。1日に20人から30人の農家が野菜などを持ち込んでおります。

登録農家数につきましては、当初からの異動はほとんどございません。

次に、生産品目数ということでございますが、品目数は日によって変わりますので、指定管理者でありますJ A茨城かすみの棚卸しの品目数で申し上げますと、4月末が201品目、5月末が198品目、6月末が196品目、7月末が189品目、8月末が198品目となっております。

また、今後の計画ということでございますが、現在、直売所の棚はほとんど埋まっている状況でございますので、季節の移り変わりにより品物は変わってまいります、大きく品目数が変わることはないと考えております。

直売所も、ことしが初年度でありましたことから、お示しできるような計画資料はございませんが、その時々ですね、旬のものを並べていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

品目数、これ以上、なるべく減らさないように、ふえることはあってもね、お客さんに対して、笑顔で帰ってもらえるようなね、商品構成をお願いしたいなと思っております。

これから生産農家数の増加対策、これは非常に難しいと思っております。まして実証検証中、品目数、もちろん土地、地域の地域性もございますけども、本当に買ってよかった、来てよかったという形で、笑って帰っていただきたいと思っております。それに対して従業員の皆さんもそうですけども、今後とも、努力していただいてですね、本村の農産品が地域でナンバーワンとなれるよう期待したいと思います。

同じ交流館の中での質問ですけども、当然私も当初からですね、駐車場がちょっと狭いのではないのかなと感じておりました。やはり使用者の方からも、ちょっと入りにくいじゃないですが、中での車の移動というのでしょうかね。それはちょっと狭いのではないかっていうのは話を伺っております。これから、ますますね、発展していくためにも、プラザ内の駐車場の拡張計画などございましたら伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、ご質問にお答えを申し上げます。

まずですね、画面の写真をごらんいただきたいと思います。

地域交流館みほふれ愛プラザの駐車場と国道125号バイパスの間ですね、緑地帯となっている箇所の写真でございます。この土地は、国道125号バイパスの法面部分でありましたが、同地区の開発に伴い、法面を埋め立てして現状の緑地帯としたもので国土交通省の所有地で、面積が約1,200平方メートルでございます。この土地について、国からですね、払い下げを受けて、駐車場として拡張したいと考えておりました、払い下げ手続に関しまして、竜ヶ崎工事事務所と協議を進めているところでございます。現在、測量及び不動産鑑定を行い、竜ヶ崎工事事務所にその成果を提出しており、今後の払い下げに関する事務作業につきましては、県と国の間で進められることになり、それに伴う県からの指示により、村の作業を進めていくということになります。

今のところ、払い下げの時期は未定であり、工事着手時期については明確に申し上げることはできませんが、払い下げが完了次第ですね、議員の皆様と協議をしながら、拡張工事に着手したいと考えております。なお、地域交流地区のA地区につきましては、スーパーカスミとの供用となっておりますので、スーパーカスミとの間で工事の方法・工事費の負担割合などの協議を進めまして、早急な供用開始を目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、国道125号バイパスが、トレセン進入路まで開通した場合ですね、集客数が増加するものと推測されますが、バイパス用地の払い下げ部分の拡張によりまして、駐車台数に余裕ができてくると考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ありがとうございます。

カスミさんがオープン当時からですね、カスミさんの前の駐車場がいつもどんといっぱいで、交流館の前の駐車場を多分利用してお買い物をしていたのかなと思っております。

カスミさんも聞くとところによると、予定の販売までは行っていないような、集客状態もそのようなことをちょっと伺っております。

ぜひ、駐車場問題は避けて通れませんので、優先順位を上げてでも早急に対応をお願い

したいと思います。

1 番最後になると思うのですが、物産館に納入している農産物、農産物以外のものも含めてですけれども、現在の問題点、そして今後の対処など伺いたいと思っておりますので、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね、ご質問にお答えを申し上げます。

これまでの問題店につきましては、先ほどの答弁中で申し上げました意見交流会におきまして J A 茨城かすみ、直売場従業員、株式会社まちづくり美浦、そして、生産者により協議され、その都度ですね、改善されているものと考えております。

意見交流会は、8 月末までに 3 度開催されており、最初に行われました 6 月の意見交流会では、売り場のレイアウトの見直しや試食の品質の確保、チラシの配布、イベントの開催などが挙げられ、2 回目となります 7 月の意見交流会では、生産者もイベントの告知をし、直売所に興味を持ってもらうことや看板が見つらいこと、イベントカレンダーをつくり、集客することなどが挙げられて、3 回目となります 8 月の意見交流会では、売り上げの低下、商品情報が少ないこと、商品の値引きのルールをどのようにするか、野菜の種類が偏らず、バランスがよくさまざまなものを並べられるように、などの意見について意見が交わされたわけでございます。

結果といたしまして、売り場のレイアウトを見直し生産者からの野菜の情報を P O P で発信したり新聞の折り込みチラシの実施、試食イベントの開催、レジ担当リーダーを決め、従業員の育成を進めること。

生産者ルールを細かく決めること、商品の品質管理の徹底を図るべく、生産者及び従業員とともに教育を行うなど、日々ですね、改善が図られているものと考えております。

今後の課題といたしましては、まず、集客のための方策の実施が必要であると考えております。

地域産品直売場前でのイベントの開催は、利用者をふやすために有効でありますので、これまでも大洗「新鮮組」とまちづくり美浦の共同でのイベントを 8 月末までに 8 度開催いたしました。このイベントが利用者に周知されるよう、継続的な開催に努めてまいります。

また、9 月からは商工会による「美浦ふれ愛プラザ商工会出店会」のイベントも始まり、定期的に開催していく予定となっております。

生産者のイベントといたしましても、蒸かしたてのジャガイモの喫食販売やマッシュルームを床ごと持ち込んでいただきまして、マッシュルームの詰め放題などを行いましたが、今後も直売場や生産者のイベントを開催していく必要があると考えているところでございます。

また、地域産品直売所の公告の仕方につきましても、これまでは店頭でのポスター掲示

や回覧を利用した公告を行い、新聞折り込みでも2回チラシの配布を行いました。今後は月に1回程度、新聞折り込みを行いたいと考えております。

また、125号バイパスを通行する方への広告といたしまして、これまで光と風の丘公園にありました農産物直売所の看板を美浦ふれ愛プラザと地域産品直売所に変更をしております。

今後、さまざまな問題や課題がでてくるとは思いますが、利用者と議会の皆様のご意見を伺いながら、地域産品直売所を安定して運営していけるようにですね努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） オープン前から準備段階から私、準備室つくったらどうですかという形で一度質問したことあるのですが、それにかかわらず担当、経済の担当の職員の皆さん、本当に準備段階からですね現在に至るまで、努力しているのは私としても目に見えます。本当にお疲れさんです。

これ、答弁求めるわけではないのですが、先ほど質問しました物産館の延長の問題、そして交流館、研修室、延長問題になるのですが、6時から9時までをちょっと大人の時間にしてもらってですね、物産館でつまみを買ってですね、ビールなどを置いてもらえれば買って、隣のところでちょっと、ちょい飲みみたいな形のイベントもありなのかなと、当然毎年、毎月やらなくても結構だと思うのですが、そういう企画も当然飲酒運転という問題はございますけども、そういう企画もあってもいいのかな。夏だけビアホールというわけにはいかないのでしょうか、一応条件として物産館で買い物してテーブルチャージは取りませんよというような形でやってもらえれば、6時から9時まで3時間ですが売り上げ増という形でよくなるのかな。

また、あの定住者にしても移住者にしてもですね、美浦村ってすごいところだなと、実際、後にね、お子さんの施設があるわけですから、あそこは夜6時になったらちょっと仕切ってもらってですね、後の字が見えないようにするとかって配慮していただいてですね、やってもらえると移住先、定住先でもPRの一つになってですね、じゃあ一丁美浦村に移住しようかなという方もね、1人でも2人でもふえればいいのかなと思っています。

本当に準備段階から経済課の方、頭が下がる思いでございます。

今後ともね、売り上げ先ほど答弁もらいましたが、商売上2月、8月というのは、売り上げが下がる時期ではございますけども、やはり案の定7月、やっぱり売り上げが下がりましたけれども、9月10月と秋ものが出てきますので、名誉挽回ではないですけど売り上げ挽回をね期待して、今後とも一層の努力を期待したいと思っておりますので、よろしく願います。

質問は以上です。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員 山崎です。

通告書に従い、ヘルプマークとヘルプカードについて質問いたします。

精神障がいを抱えている人や、義足や人口関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないことがあります。さらに、駅や商業施設、スーパーなどで、突発的な出来事に対して、臨機応変に対応できない人や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などが困難な人もいます。そうした人々が周囲の方に、配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくする取り組みがヘルプマークです。

また、ヘルプカードは、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードです。これらは、東京都から発信され、現在では全ての都営地下鉄や都営バス、都電、ゆりかもめ、多摩モノレール等の交通機関や都立病院等でも導入され、ポスターの掲示やステッカー標示等がされています。そして、多数の府県や自治体でも導入されています。電車やバスの中で、席を譲ってもらいたいと感じる人は、外見上障がいを抱えた人だけではありません。疲れやすかったり、同じ姿勢を保ったりすることが困難な人もいます。このような人は、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることもあります。

あるパニック障害を抱える人が、商業施設内でパニックが起き、その場にうずくまってしまったそうです。その人は、専用の薬を携帯しており、薬を飲めば安定しますが、それができずに苦しんだそうです。そのようなときに、ヘルプマークやヘルプカードがあれば、周囲の配慮や援助が促され、大変助かるとのことです。

昨年4月に障害者差別解消法が施行されましたが、助けを必要としている人がいた場合、負担にならない範囲で配慮をしてあげることが必要であると思います。

本年7月20日、経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、外国人観光客にもより分かりやすい案内用図記号とするため、ヘルプマークが正式に認定されました。これにより、このヘルプマークも広く普及し、認知度の向上も期待されるだろうとのことです。

ヘルプマークの大きさは、縦8.5センチ、横5.3センチで、吊り下げバンドがついていて、かばん等につり下げられるようになっています。

ヘルプカードは免許証サイズで、裏面に支援してほしいことや配慮してほしい内容などを記入するようになっています。

このようなヘルプマークとヘルプカードを本村でも導入すべきと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは、山崎議員の質問にお答えをいたします。

議員の質問にもありましたように、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としている方々がいます。ヘルプマークはそのような方々が、電車やバスの中、駅、商業施設などの公共の場において、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるようにと平成24年に東京で作成されたもので、かばんなどに取りつけられるようになっております。

今年3月の調査では、東京都内でのヘルプマークの認知度は、前回調査より20ポイント上昇し72.1%とかなり認知されてきております。全国的にも徐々に導入が進み平成29年8月現在、全国11の都府県で導入されている状況で、本年7月20日に案内用図記号として正式に認められたことで、今後はさらに広がりを見せて行くと予想されます。

先行自治体の実施状況などからも大変意義ある取り組みだと認識しておりますが、まだ認知度が十分でない美浦村においては、まずは、広く村民の皆さんにヘルプマークの意味を知っていただき、配慮や援助についてのご理解とご協力をいただくことが重要であると考え、ホームページ、広報等を通じてヘルプマークの周知に努めて行きたいと考えております。

ヘルプマークの配布については、茨城県としても現在導入を検討している状況にあり、県の動向に合わせて時期や配布方法について検討していきたいと考えております。

また、ヘルプカードは身体障がい、知的障がい、精神障がいなど、さまざまな障がいのある方や周囲の支援を必要とする方が、緊急時や災害時、日常生活の中で困っていることや手助けが欲しいことを周囲の人に伝え、障がい特性に応じた支援を受けやすくするために携帯するカードでございます。障がいのある方の中には、困っているということや手助けが欲しいということを自分からうまく伝えられない方がいます。周囲の人もしそのような方と出会った場合、障がいのことが分からない、どう支援したらよいか分からないという状況にあるかと思います。その両者をつなげるためのきっかけとなるのがヘルプカードです。カードの中面には自己の障がいの特性や支援してほしい内容等を書き込むことができるようになっており、周囲の人はそれを見ることで障がいの特性を理解し、その方に合った支援をしやすくなることが期待できるものとなっております。

本村においても、早い時期にヘルプカードを配布できるように、現在準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

ヘルプカードは、美浦村で現在準備をしているとのこと。大変ありがたく思います。

ヘルプマークに関しては、茨城県で現在、導入を検討しているとのことですが、美浦村

としてヘルプマークを県に先駆けて導入することは考えられないでしょうか。

村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。

山崎議員のですねヘルプマークについては、先ほども部長のほうヘルプカードの導入については、村としても早目にとということの答弁をさせていただきました。

このマークについてもですね、当然もう7月20日に東京都のほうは認定をしてやっているということでございますので、県の動向が遅れるようであれば早急にですね、マークを美浦村が先駆けてカード発行と一緒に導入をしていくというふうな方向でいきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、大変前向きなご答弁ありがとうございました。

もちろん、目に見える障がいを抱えて苦しんでいる方はたくさんいらっしゃると思います。でも、目に見えない障がいでも苦しみ、つらい思いをしている方もたくさんいらっしゃいます。そのような方たちのためにも、ヘルプマークとヘルプカードの早期の導入をお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

乳がん検診についてお尋ねいたします。

乳がんは女性に1番多いがんで、12人に1人が乳がんになると言われており、死亡者数は年間1万2,000人で、30代から60代の女性の死亡原因のトップです。

また、乳がんは定期的に検診を受けることで発見率は高まり、早期発見の95%は治ると言われているので、健診を受けることはとても重要です。

本村では、30歳以上の女性を対象に乳がん検診を行っています。一般に、40歳未満の年齢や妊娠中、授乳中の方は乳腺が発達しているため、乳がん検診での発見率が低いと言われていますが、妊娠中、授乳中の方への健診に関して、本村ではどのような対応をしているのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 質問にお答えをいたします。

妊娠中の方は、マンモグラフィー検査はエックス線による検査ですから、胎児への影響を考え、受けることはできませんのでエコー検査をお進めしております。ただし、時期によっては検査しづらかったり、よく映らなかつたりしますので、検査前の問診の際によく説明し、実施については判断していただきます。

授乳中の方は基本的には、マンモグラフィー検査もできますが、乳房の状態によりお断りする場合があります。

集団検診の下に医療機関での検診もありますので、時期を変更し実施することをお勧め

しております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

茨城県では、本年度、受診率向上の取り組みを行う市町村や企業に対して、補助金を出して後押しをするとのことですが、乳がんや子宮頸がん等、女性特有の病気に関して、本村としては、啓発や受診率向上のためにどのようなことを行っているのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは次の質問にお答えをいたします。

まず、乳がん検診と子宮頸がん検診の受診率についてですが、平成27年度において、県内で乳がんは第11位、子宮頸がんは第5位となっております。本村では、毎年、婦人科検診の案内通知を20歳以上の女性の方あてに郵送をしております。

また、保健センターで行う集団健診の日程については、10月から11月に8日間設定し、受診しやすい土曜、日曜日にも日程に入れております。予約制ですので持ち時間も少なく、また、婦人科検診と同日に骨粗しょう症検診も実施できる日も設けております。

検診の案内は村広報紙やホームページにも掲載しておりますし、医療機関での個別検診は、年間を通じて受診できることもあり、現在増えている状況にあります。

また、食生活改善推進員さんにより、機会あるごとに受診勧奨のパンフレット等を配布し、啓発活動を行い受診率向上に努めております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

最近、記憶に新しいところでは、歌舞伎俳優の市川海老蔵さんの妻で元キャスターの小林麻央さんが、乳がんで34歳という若さで亡くなられ、本人の闘病中のブログが世界中に反響を呼びました。

麻央さんは、長男出産後の授乳中に人間ドックを受けた際、しこりが発見され、再検査をするも当時は授乳中だったため、その影響だろうということですが、その2年後に同じ箇所にしこりが確認され、その時には既にわきへの転移も確認され、進行していた。我が子の成長を自分の目で見られないことが、どんなにか無念だったと思います。麻央さんからのメッセージは、乳がんは、早期発見すれば治る病気なので、早期発見はとても大切なこと。自分のような思いをする人が1人でも減るように、とのメッセージも込められていると思います。

乳がんは、自分で発見できる唯一のがんであり、早期発見が重要です。それには、日ごろから自己触診による身体の状態のチェックが大切です。自己触診用のグッズとして、乳がん自己検診用グローブというものがあるのですが、月に1回ほどグローブを手に着して自己触診をします。そのグローブを着ると、指先の間隔が鋭敏になり、髪の毛1本の凹凸の違いまでわかるというグローブです。

他の自治体では、グローブを配布しているところもあります。本村でも、そのグローブを20代で検診の機会のない方や、育児や日々の生活で時間のとれない方に配布するために、乳がん自己検診用グローブの導入を検討したらよいのではないかと思います、見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは次の質問にお答えをいたします。

乳がん自己検診用グローブによる検査は視触診検査であり、現在は視触診検査は国の指針より削除されており、国の指針では2年に1度マンモグラフィー検査を受けることを推奨しております。視触診とは、医師の手指の感覚により判断するものであり、がんを見つけるための確実な検査ではありません。確実な乳がん発見のためには、マンモグラフィー検査や超音波検査を定期的に受診していくことが1番有効と考えております。

しかし、乳がんは唯一、自分でも見つけられることができるがんですので、月1度の自己検診を心がけることはとても大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

マンモグラフィーや超音波検査が1番有効であることはよくわかってはおりますが、検診は30代からしか受けられないため、20代の方や、育児や日々の生活で時間の取れない方々が、月に1回ほどの自己検診をするために有効な手段が自己触診用グローブです。指先の感覚が鋭敏になり、髪の毛1本の凹凸までわかるというグローブを使用し、異常があった場合、少しでも早く発見し早期治療につなげられるよう、そして、小林麻央さんのような思いをする人が1人でも減るよう若い人たちに、このグローブを配布したらよいのではないかと思います、村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 視触診によるグローブの配布をということなのですが、実は稲敷地域医療連携という、阿見の東京医科大学と阿見町、稲敷市、美浦、3市町村で稲敷地域医療連携をつくっているのですけれども、それについて美浦のほうでも、阿見の医大のほうから来て、ヨークベニマルさんのところでやっていただいたり、いろいろやっているのですけれども、実は小林医院長さんが今、阿見の東京医科大学の歯科大学の医院長さんなのですが、このグローブについてちょっと聞いてみたのです。

そうしましたら、医者の中では、そういうもので確実に発見できるという情報は伝わっていないということなので、そういうことがはっきりと医者の間でも、大丈夫ですというようなものであれば、これは、確かなものとして利用してもいいのかなというふうに思いますが、今の時点では、阿見の東京医科大学の先生方の意見としては、定期検診を受けてもらうのが1番発見につながるということで、視触診によるグローブで発見できるというの

は、先生方の間では認めていないというような言葉をいただきました。ぜひあの先生方が、そういう視触診によるグローブで十分乳がんの発見につながりますよというような情報があるのであれば、これは、村としても、各自治体でも安い金額でできるものであるから、これは導入もしてあげたほうがいいのだろうというふうに思います。

でも、先生方が言うのには、全然、先生方が認めてないという、先生方の中にでも初めて聞きましたというような話をこの前、しておりました。

これは美浦村だけが院長先生に聞いたわけじゃなくて、3市町村、そして、各市町村の保健福祉部のそれぞれの担当者も居たところで伺いましたので、もう少し先生方が納得していただくような、そういうグローブとして認知されているのであれば、これは導入はしていきたいというふうには考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ご答弁ありがとうございます。

ただいまの村長の答弁で、先生たちの間で確実な発見はできないだろうって、それは発見はできないと思うのですけれど。毎月、触診を自分で自己触診をしていれば、今までと違う、その髪の毛1本の凹凸まで分かるっていうことですので、それはがんかどうかは分からないかもしれませんが、何か今までとちょっと違うっていうような時に、病院へ行くっていう。そういうことに、がんが分かるっていうところまでは絶対いかないとは思いますが、そういうことをやるために、そして、あとは、定期検診を受けられない人、この村内の女性全員に言っていっただけかなり人数いますので、せめてそういう人たちに限定してでも、そんなに高いものではないので、ぜひとも導入していただきたいと思います。

そして、がんに侵された場合、若い人は非常に進行が早いので、ぜひともこの乳がん自己検診用グローブの早期の導入を期待して、私の質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

11時半再開といたします。

午前11時15分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 通告に従いまして2点質問をいたします。

まず初めに、聴覚障がい者対策についてお聞きいたします。

前回6月の一般質問においては、乳幼児聴覚検査を中心に質問いたしましたけれども、今回は後天的な聴覚障がいとなられた方が役場等で快適なコミュニケーションがとれるた

めの質問をさせていただきます。

加齢による聴力の低下は誰にでも起こりうる自然の現象です。しかし、聴力が低下する時期は人により異なり程度もさまざまです。加齢による難聴は老人性難聴、最近では、加齢性難聴とも呼ばれ、多くの方は高音域から聞こえにくくなります。家庭生活における生活音の中には、高音でお知らせする電気機器がたくさんあります。電子レンジや炊飯器、洗濯機、お風呂の湯張り等さまざまな音で知らせてもらいますけれども、毎日の生活がそういう高音の中で送られていると思います。大変便利ですが、高齢難聴者になると、どの機器がなっているか区別がつかなくなるとの声もお聞きいたします。また、高齢期の難聴は本人が自覚していないことが多く、本人よりも、周りが先に気づく場合が多いようです。

今後、ますます高齢化が進み、難聴により会話が思うようにできなくなったり、引きこもってしまうことのないよう、また、高齢者の難聴だけでなく、聴覚に障がいのある方々のためにも、行政サービスとして考えていくべき課題だと考えます。

そこで、行政として自然に会話できる環境整備が必要であるとの観点から質問をさせていただきます。

まず初めに、本村の聴覚障害者手帳保持者人数をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは、林議員の質問にお答えをいたします。

聴覚障害者手帳保持者人数は現在21名でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 手帳の保持者は21名とのことですが、手帳申請するまではいかないが、不便を抱えている難聴者の方の人数は相当いらっしゃるかと推察をされます。補聴器などで音を大きくすれば、比較的よく聞こえるようになる伝音声難聴や、音がゆがんだり響いたりして補聴器の音質や音の出し方などを細かく調整する必要がある感音性難聴など、聞こえ方にも差があり程度もさまざまのようです。補聴器等の装用によって、ある程度聞こえる方でも周囲に雑音がある場合や、コンクリート壁のような反響の多い場所は会話が聞こえにくくなるよと伺っております。聞こえにくさを抱えながらも、役場の窓口にて相談される方の立場に立った対応が大切と考えます。

そこで、日ごろ聴覚に障がいのある方の窓口対応はどのようにされているかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

聴覚に障がいのある方の窓口対応についてですが、会話の方法には、手話、指文字、筆談、口話、読唇などの方法があるようですが、本村では、おおむね口頭にて対応ができていますが、できない場合においては筆談により、相手の意思を確認しております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 筆談等の対応はとても時間がかかり、忍耐も必要であると思います。聞こえにくいことで、大声で話されると、個人情報への漏えいにもつながる危険性もあります。そんな中で、窓口にくられた方の状況を理解し、丁寧な対応がなされていることが今の答弁で伺いました。余談ですけれども、筆談するときには相手の方に見えるように、担当者からは逆さまになる字を書かれる方が役場職員におります。1回1回、書く紙の向きを変えずに筆談できますので、見やすくスムーズに話が進みます。これも住民サービスへの精神のあらわれであると感じておりますので、そのご努力に敬意を表する次第であります。

次の質問ですが、最近、行政サービスの一環で難聴者のための窓口対応用に、磁気ループを導入する自治体が増えています。

資料1をご覧ください。

磁気ループ本体の写真でございます。

こういう形のものですけれども、いろいろな型式がありますけれども、美浦村近隣で使われている型式は全てこの型式と伺っております。磁気ループとは雑音や周りの音をいれずに、音や音楽等の音が直接耳に届くための機械で、はっきり音が聞こえるので、講演会や騒がしい場所での会話も有効と伺っております。加齢等で聞きづらくなられた方にも有効で、電話のように直接耳に当てると鮮明に話が聞こえます。

そこでまず、磁気ループに対する認識をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

磁気ループにつきましては、県の福祉大会など大きな大会・集会では、磁気ループ席を設けまして難聴者への支援を図っているのを目にする機会がございますし、東京での取り組みについては承知しているところでございます。

また、最近では、牛久市や河内町での導入実績等があることや、土浦市役所内には研修室や会議室、傍聴室に磁気ループシステムが設置されているようでございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま部長みずから実際に磁気ループを拝見され、どのようなものか認識されて近隣の状況も把握されているというご答弁をいただきました。

土浦市は議場の傍聴席にも設置されているということで、とても進んでいる自治体と認識しております。

そのほかにも、取手市では障害福祉課窓口と出先機関にも活用されているということ、また、守谷市では日常生活用具の給付という形で導入をしているようでございます。さらに近隣では、龍ヶ崎市、阿見町も設置をされて、稲敷市では、今定例会、9月の定例議会でも補正を組んで本年中に窓口設置予定とのことでございます。

そこで、本村においてもより快適な窓口対応のための磁気ループの導入検討をすべきではと考えますが、その点はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

本村でも携帯用磁気ループの導入については、意思疎通、コミュニケーション手段として有効でありますので、先進自治体の事例を参考に担当課窓口を設置し運用してまいりたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 担当窓口を設置して運用するとの前向きの答弁をいただきました。ありがとうございました。早々のご決断に敬意を表したいと思います。

そこで、運用された後の活用ですけれども、窓口だけでなく会議等でも活用できたらと思います。会議用貸し出し制度に関しての見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

磁気ループ活用についてでございますが、高齢化社会が進む中、難聴者の増加が予想され難聴者の社会参加と情報を得やすい環境づくりを推進するために磁気ループの活用も一つの手段と考えておりますが、一方で、この磁気ループについては、補聴器全機種に対応できないという点や、補聴器を使っている一人一人の聞こえ方に合わせた磁気ループの音量を調整することがなかなか難しい点、また、送信者だけの音声しか拾えなくなってしまうために、会議など多数の方とコミュニケーションを図る際には適さない点など課題も多くあると聞いております。

より快適な窓口対応、会議用の貸し出し制度につきましては、今後、他市町村の利活用状況を調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 調査研究していただけるとの答弁をいただき感謝申し上げます。

また、導入がどんどん進みまして利便性がよくなれば機種もどんどん開発をされて、よりいろんな補聴器に対応できるような機種も開発されてくると期待をしているところでございますので、またその動向を見て導入の時期を検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

補聴器では雑音が入り聞き取りにくい状況があると伺っております。ある方は補聴器を日常つけておりますけれども、自宅で電話がかかってくるとつけている補聴器を外して受話器をもって話、話が終わると補聴器をつけるという方が実際いらっしゃるんですね。それだけ雑音が入り聞き取りにくいというのが現状らしいです。

庁内の窓口対応はご不便な方の現状を踏まえ多岐にわたる業務に対応されているわけで

すけれども、今後、よりよい住民サービスが提供されますことをご期待申し上げます。

最後に村長に質問をさせていただきます。

資料2をごらんください。

ループヒア101先ほどの写真のカタログになります。定価税込み3万2,000円と提示されてございます。先ほど近隣の導入状況をお伝えいたしましたが、県内エリアを網羅しておりまして、本年中では美浦村のみ未導入の状況でございます。河内町では2台購入し福祉課と住民課に設置していました。近隣自治体は同タイプを購入していて、先ほど言いました本体価格3万2,000円とありますけれども、実際にその自治体で購入した金額を確認したところ、実際は1台2万6,000円で購入したというふうに伺っております。このような安価で住民サービス向上が図れるわけです。

保健福祉部長からは、導入する旨の答弁をいただきました。村長としては、いつごろ導入とお考えか、お尋ねさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員ですね、磁気ループ導入についてなのですが、先ほどのね山崎議員のヘルプカード・ヘルプマークも同じなのですが、なかなか、社会参加が難しい方については、そういうカードも含め、また今回の磁気ループも含めてですね対応を早く、よくすれば、いろんな面で社会参加ができるものというふうに考えております。そういう面では、金額で3万2,000円が6,000円引きの2万6,000円までお話をいただきましたので、その辺のところは、まさかよそで2万6,000円で買ったのに、美浦村が3万2,000円で買ったのかと言われるのもあるので、2万6,000円で多分購入できるものというふうに思っております。

そういう意味では、まずは窓口対応の住民課、それから福祉介護課ね。こちらも同様に、必要な方が来るだろうというふうに思います。そういう意味でもまずは、どのぐらいの、そういう難聴の方が今までに來られた実績も含めてですね、最低2台ぐらいは買ってでも対応が必要なのかなというふうには考えております。ぜひ、役所行って話がしづらいというようなことはない。磁気ループ使って通常に会話が出来て対応ができますということが一つの住民サービスにもつながるものと考えておりますので、早目の導入をしていきたい。導入によっては専決でやらせてもらうこともあるかもしれませんので、その辺のところはよろしくお願いをしたいなというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村長の前向きな答弁いただきましてありがとうございます。

専決の検討ということで、先日も決算特別委員会もありまして、いろいろ優先順位もあるかと思います。ですので、私のほうからそんなに急いでは言いませんけれども、もし可能な項目間流用で可能なものがあれば、専決または当初予算とか、またそういう形で皆様に賛同を得られる形での導入をご期待申し上げたいと思います。

実際にですね、窓口に来る方は、あまりよく聞こえない方は、親族と一緒に来たりとかして、なるべく、窓口対応できるように、こられる方も努力はされているのですけれども、このようなものが導入をされて、役場で自分1人でも話せるのだということは、一つ希望になると思うのですね。ですので、早期の導入をまたご期待をして質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、胃がん検診について質問させていただきます。

平成24年第3回一般質問において、胃がん検診リスク検査導入について質問をいたしました。それから5年がたち状況も変わってまいりましたので、改めて質問をさせていただきます。

WHO、世界保健機関は2015年9月に胃がんの種な要因はピロリ菌であると報告し、全世界の胃がんの約80%はピロリ菌によるものであり、除菌治療で30%から40%の発生を抑えられるとしております。

5年前には公表されていなかった立証実験のデータが2014年以降公表されて、日本にも胃がんリスク検査導入の働きかけがなされております。ここで重要なことは、気軽に検査を受けられる環境作り、感染している人は除菌治療が簡単に受けられる環境を行政としても取り組む必要性があるということです。2013年より呼吸器検査や血液検査で感染が判明したり、内視鏡で胃炎と診断されたり、過去の胃炎の形跡が見つかった場合は、除菌治療に保険適用がなされるようになりましたけれども、自由診療による検査費用は、かなり高額となります。

本村のがん検診受診率は県内でも上位を占め、受診率向上に努力されていることは、皆様周知の事実であり、関係所管の皆様には敬意を使用して表します。

そこで、今後の胃がんの発症をおさえるための本村の対策をお尋ねいたします。

まず初めに、現在の胃がん検診受診率と発症率をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは質問にお答えをいたします。

まず受診率についてですが、平成27年度においては胃がん検診を受けた方は852人で受診率16.7%です。そのうち結果が要精密検査となった人数が87名、その後の精密検査の結果でがんと診断された方が1名でした。胃がん発見率は0.12%となっております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 852人受診された中で、胃がんと診断された方が1名発見できたことは大きな希望であると思います。発見されたことはつらいことですが、早期治療の一環としてその方ががんの対策に取り組めたということは、いい結果ではないかなと思いました。

ただ、胃がん発見率が0.12となっているということも事実であります。県内でもピロリ菌検査助成自体が増えております。

資料3をごらんください。

胃がんリスク検査の表を前回もお示しした経緯もございますが、日にちもたっておりますので改めて提示をさせていただきます。

一般に胃がんリスク検査、ABC検査とうたわれています。血液検査でペプシノゲン量とピロリ菌感染の有無を調べてAからDの4段階及びEで判定しています。

A群はピロリ菌の感染がないので胃がん発生リスクはほとんどない。

B群はピロリ菌の感染がありますがペプシノゲン値が基準値以上で胃粘膜の萎縮がほとんど進んでない郡で、胃がん発生率は年率0.1%で1,000人に1人程度発症ということです。

C群はピロリ菌の感染がありペプシノゲン値が基準値以下で萎縮の進んだ郡です。

年率0.2%、500人に1人程度の発症率です。

D群は胃粘膜の萎縮が進んでピロリ菌が住めなくなった粘膜の状態です。

ピロリ菌抗体が陰性でペプシノゲン値は陽性となり、胃がん発生率は年率1.25%、80人に1人でございます。

E群は除菌群ということで、A群、B群、C群、D群の順番に胃がんになりやすいリスクが高まっておりますが、発症率もそれに比例をして高くなっているのが現状でございます。

ピロリ菌感染の有無を調べる検査ですので、自治体によっては、分かりやすくピロリ菌検査としていますので、どちらも同様の検査を示しております。

そこで、県内でもピロリ菌検査助成自体が増えてはいますが、その現状をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

ピロリ菌検査助成自体についてですが、県内市町村では常総市、水戸市、牛久市が平成27年度から、鹿嶋市が平成28年度から、そして、土浦市が平成29年度から実施しているようでございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 近隣の状況をお調べいただきありがとうございます。

県内の状況ですが、常総市では40歳以上の方に胃がん検診8,000円の助成がなされております。常総市では3種類に分かれて助成をしているのですが、胃がん検診のみで8,000円、胃がん検診とピロリ菌検査でプラス1,200円の助成、また、ピロリ菌検査のみでは、2,600円の助成を実施しているところでございます。

水戸市では、エックス線のみ、内視鏡カメラのみ、内視鏡とリスク検査の3種類を選べます。費用も個人負担金額が50歳から69歳で1,400円、70歳から74歳で700円、75歳以上は無料としております。

各自治体でこのように、助成の仕方はさまざまであります。血液検査ですので、バリウ

ム検査のように、前日食事制限の必要もないこと、また、台の上に乗って体を支える大変さがないために簡単にできます。このように導入され始めているのは、高齢者の方が受けやすく、受診率の向上につなげるための自治体の努力のあらわれであると感じております。

そこで、本村の導入検討がなされているかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

ご承知のように、ピロリ菌への感染はほとんどが5歳以下の乳幼児期に家庭などから感染し、長い時間をかけて徐々に胃を荒らし、胃炎や胃がんを引き起こすとされ、感染している場合は早い時期に除菌治療することで、病気を予防する効果があると考えられており、将来的に胃がんの発症リスクを減らすことができるとされております。しかしながら、国においては、がん検診へのピロリ菌検査の導入について引き続き検証を行っていく必要があると言っており、導入には至っておりません。胃がん検診では内視鏡検査やバリウム検査を推奨しており、この検査では胃以外に食道や十二指腸などの病変も発見しやすく、胃がん以外の病気にも診断できるとされています。

導入についての検討ですが、現在、集団検診は茨城県総合健診協会に委託して実施しております。市町村が行っている胃がん検診は、胃部エックス線検査、バリウム使用になります。胃がんリスク検診とは、胃がんそのものを見つける検査ではなく、胃がんになりやすい状態かを分類する検査法です。国の胃がん検診ガイドラインにおいて、現時点では死亡率減少効果を示す科学的根拠が不十分であり、市町村が行う検診としては、胃エックス線検査のみが推奨をされております。

このようなことにより、導入については、国や県の見解や動向を見きわめた上で近隣自体を注視し、対応してまいりたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの答弁で本村の見解は理解をいたしました。

これまでは血液検査のことをお尋ねしてきましたけれども、昨今では弁中抗原検査というのも取り上げられるようになりました。

この件に関してどのように認識をされているかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

便中抗原検査についてですが、胃の中にピロリ菌がいた場合、便の中のヘリコバクター・ピロリ抗原を検出することにより、ピロリ菌感染がわかる検査であることは認識をしております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 認識をしていただいているということでありありがとうございます。

この検査は、ピロリ菌に対する抗体が生きた菌だけではなくて、死んでいる菌も認識を

して特異的に反応することを利用して調べる一歩進んだ検査です。これも体への負担が全くありません。大腸菌検査のように負担もございません。今後、高齢者が負担なく簡単に検査できる方法として提案をさせていただきますので、今後のご検討をよろしくお願いしたいと思います。

先ほどから一貫してお尋ねしているのは、受診率向上のための検査方法です。

そこで、今後の本村における受診率向上への対策をどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

がんも生活習慣病の一つに挙げられ、生活習慣によっては発症リスクを高めますので、子供のころから健康的な生活が送れるよう指導啓発に努め、がん予防の基本は定期的な検診の受診と考えております。

本村では、特定検診とがん検診が同時に受けることができますので、大変利便性が高く、検査の自己負担額においても他市町村より安価であります。個別通知により検診の案内をしていることも、現在の受診率につながっているものと思われます。さらに、未受診者の選定を行い個別勧奨等を実施し、検診の大切さ、必要性についての認識を高めるような取り組みを継続し、受診率向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 受診の形態を工夫したり、自己負担額を抑えたり、さらには個別に電話勧奨を実施されるなど細やかな対応は近隣でもなかなか聞かない取り組みをされております。県内上位に位置している要因が示されました。日ごろのご努力に敬意を表する次第でございます。担当課としてできることはなされていると今までの答弁で確認をさせていただきました。

これ以降は村長にお尋ねをいたします。

資料4をごらんください。

年齢別死亡率の表になります。

これは日本健康増進財団によるデータを参考にさせていただいております。

胃がんの年齢別死亡率ですが、70歳代から断トツに増えて急上昇していますね。65歳以上で全体の何と80%を占めております。

そこで、資料5をさらにごらんくださいませ。

図11ではエックス線とリスク検査での対比の表が示されております。

目黒区の実態ですけれども、ピロリ菌検査をすると検診の受診率と胃がん発見率が向上しているのがわかります。

また、下の2段で示されているように、胃がん1人発見コストと受診者1人健診単価が

断然やすい状態が示されております。発見率もエックス線に比べ4倍から7倍の発見率、それも早期発見されているのが現状でございます。

続いて図12ですけれども、これは横須賀市医師会のデータです。

発見率が早期発見0.5%、進行性がんの発見率が1.3%と、本村の先ほど示された発見率0.12%と対比しても一目瞭然でピロリ菌検査をしたほうが美浦村住民の健康寿命を延ばす大切な検査であることが理解できたのではないのでしょうか。

改めて伺います。

これらを勘案して、村長として、胃がんリスク検査の助成を導入することに対する見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それではですね、林議員のピロリ菌、茨城の中でも、近隣自治体でもそうなのですけれども、常総市、水戸、牛久、土浦とかね、結構いろんなところで受診率向上、また、がんにかかってからの費用よりは、早期発見が第一ということで、ピロリ菌がね、こんな悪さをするっていうのは、健康な人はなかなか考えられない。

でも、先ほど部長のほうからの答弁もありましたけども、小さいときに家族の中、母親から子供はピロリ菌が移ってしまうっていうのは、結構そういう情報はもう当たり前につながっているのですけども、ぜひがんにかかってからのいろんな対応よりは、かかる前の健診での早期発見していただければ、負担が軽くなるということもありますので、ピロリ菌とかね、あとは、便中抗原ですか、それも含めてどのような効果がはたしてあるのかを確かにしたものを、また、それについての費用がどのぐらい必要なのか、近隣でやっているところも含めて検証して、早いうちに報告をしながら、できれば、美浦の中でも、助成をしながら取り入れていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 便中検査のところまでお考えいただきましてありがとうございます。

また実態調査をしながら美浦村でも導入を考えていくという前向きな答弁いただきましてありがとうございました。

国の方針は、内視鏡検査とピロリ菌検査をセットで行うということを今現在推奨しております。まずは受診してもらうこと、早期発見すること、それには多くの住民が検査を簡単に受けられる体制を整えることが大切であると考えます。意識のある方は、自治体からの助成がなくても検査をしています。しかし、検査費用が捻出できないことで検査を受けられない人がいるとしたら、それは不幸であると思います。昨今では、中学生全員に検査をし、早期発見早期治療に力を入れている自治体も出てきております。そして、それは医療費の削減に確実につながっております。

国の主導ではなく、先ほど村長が答弁いただきましたように、美浦村住民のためにとい

うこと、情報精査して取り入れ導入を決断されたことに敬意を表しまして、私からの質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中であります但し昼食のため暫時休憩といたします。

午後 1 時再開といたします。

午後 0 時 0 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13 番議員 石川 修君が退席となっております。

次に、下村 宏君の一問一答方式での一般質問を許します。

下村 宏君。

○10 番（下村 宏君） 10 番議員 下村でございます。

通告書に従い、3 点について質問をしていきます。

初めに、水稻の縞葉枯病のまん延防止について質問をいたします。

本村の基幹産業である稲作に、縞葉枯病が多発している旨の情報が普及センター等からありました。この稲縞葉枯病についてお尋ねをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） 下村議員のですね、稲縞葉枯病についてというご質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

稲の縞葉枯病とは、画面の上段にありますヒメトビウンカという昆虫の媒介するウイルス病で、ヒメトビウンカの中でも、ウイルスを持った保毒虫に稲の葉や茎の汁を吸われると感染する病気のことでございます。さらに、発病した株から汁を吸った毒を持たないほかのヒメトビウンカも、ウイルスを獲得し保毒虫となり、ほかの稲にも感染をさせるわけでございます。

症状といたしましては、画面の下側の左側、葉の病徴にありますように、稲の葉に葉脈に沿って黄緑色から黄白色の縞状の斑紋が生じる病気で、中央の写真にありますように、分げつ期に完成しますと、分げつが、こより状になって葉先が垂れ下がり枯れてしまいます。

また、右側の写真にありますように出穂期に感染しますと、穂は出すくみとなり、枯れたり粃が正常に稔らなくなったりすることから、収穫量が大きく減少いたします。

このような、稲の病気が稲縞葉枯病と呼ばれているものとなります。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 詳細な説明、答弁ありがとうございます。

続いて、近隣市町村を含め、美浦村内の発生状況をお尋ねをいたします。

特に、霞ヶ浦沿いの発生状況について、数字で示してくださるようお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） 近隣市町を含めた本村の稲縞葉枯病の発生状況についてご説明をいたします前にですね、ヒメトビウンカと稲縞葉枯病の時系列の関係について説明をさせていただきたいと思います。

画面にありますようにですね、ヒメトビウンカは、幼虫がイネ科の雑草で越冬しまして、4月上旬ごろになると成虫となって麦畑に飛来をいたします。麦畑で一回増殖をし、6月上旬から中旬ごろに水田に飛んできて、保毒虫が稲を感染させます。そして、発病した稲の汁を吸ったヒメトビウンカも保毒虫となり、また、保毒虫から産まれた幼虫もウイルスを持っており、周囲の葉にも稲縞葉枯病をうつします。

近隣市町の発生状況ということでございますが、今般の稲縞葉枯病の多発性につきましては、表にありますように、茨城県病虫害防除所でヒメトビウンカの越冬幼虫における保毒虫率を調査したところですね、平成27年度から県西地域の結城市や下妻市、筑西市などで大変高い確立を示し、平成28年度には、実際にですね、稲縞葉枯病の被害が発生しております。

今年3月には県南地域でも、つくば市の大形で38.3%、上菅間で34.6%、本村の木原地区で13.0%を示しております。

13.0%という数字はですね、あまり多いと思われませんが、この表を見ていただければ分かりますようにですね、10%以上の数字を示した地域は、翌年度にはですね、30%以上を示すことが多くなっていることから、本村でも、稲縞葉枯病の多発生が懸念されているところでございます。

このような事態を受け、8月にですね、農業改良普及センターにおきまして、稲敷管内の稲縞葉枯病の発生状況を調査しましたところ、表のですね発病株率を見ていただければ分かりますように、発生が懸念されました木原のみでなく、議員ご指摘のように、大須賀津から牛込、大山地区と霞ヶ浦沿岸のですね、発病率が高くなっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 資料の提示、答弁ありがとうございます。

この縞葉枯病が、県内各地で年ごとに、倍々の勢いで縞葉枯病が発生し、被害が多く収量にも影響を与えていることから、この病原菌を媒介するヒメトビウンカの防除に力を入れるべきだと思います。

薬剤への助成を含めた村の対応をお伺いをいたします。

また、県内の自治体等で縞葉枯病に対して、薬剤など助成を対応している市町村があれ

ば教えていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ヒメトビウンカの防除についてというご質問でございますが、稲縞葉枯病はウイルス病でありですね、発病してから治療する方法はございませんので、媒介虫でありますヒメトビウンカを防除して感染の機会を減らすことが必要となってくるわけでございます。

そこで防除対策についてでございますが、収穫後にひこばえ、この辺りではですね二番穂などと呼んでおりますが、そこがヒメトビウンカの生息場所となりますので、収穫後は早めに水田を耕起することや、イネ科の雑草で越冬しますので、雑草を除去することが必要となってきます。

また、ウイルス強い抵抗性品種、例えばですね一番星やあさひの夢などを作付けすることが対策となりますが、本村ではですね、ほとんどの農家がコシヒカリを作付していることから、現実的には画面にありますように田植え前に育苗箱への施薬による防除や、水田で発生しました幼虫を防除するため、水田への薬剤の散布が効果的だと考えられます。

ただしですね、現在のヘリコプターによる大規模な空中散布が困難な状況や、6月から7月という大変暑い時期に薬剤を水田に散布する農家の負担を考えますと、育苗箱への施薬による防除が効果的と考えております。

また、薬剤助成等の対応をしている市町村というご質問でございますが、近隣ではですね、守谷市やつくば市、そして、つくばみらい市で薬剤への助成を行っていると同っております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） ここで13番議員 石川 修君が出席となっております。

下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

現在、3市で助成を行っているとのことですが、来年度はもっと多くの自治体でもこのような措置がなされると思います。北出部長の答弁にありましたように、ヒメトビウンカの防除方法としては、田植え時に育苗箱施薬材の薬効の長い薬剤がよいとされており、現在多発している地区等には来年は必ず薬剤を使って縞葉枯病まん延の防止をしてほしいと思います。これまでは、いもち病やカメムシ防除には神経を使ってきましたが、稲縞葉枯病に対してはほとんど無関心できましたので、特に生産者の意識を高めるために、村からも助成金の手当てをしてほしいと思いますが、村長の見解をお尋ねをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、下村議員のですね縞葉枯病というヒメトビウンカによ

る被害ということで、先ほどのデータをちょっと見さしていただきましたら、県西の方が多く発生していて、だんだんとこっちの美浦、稲敷の方にもこう症状があらわれてきている。

不明というところで阿見町が不明で何も出てないのですが、阿見町飛び越してこちらへ来ちゃったというのはまたちょっと不明なので、調査が進んでないのかなというふうに思いますけども、10%ぐらいの被害から次の年は30%台に上がってしまうということで、やはり美浦村としては、米づくり約1,000町歩近くあるのですが、その中で基幹産業である稲作をやはりダメージを与えるわけにはいかないというふうに考えております。

来年度ですね、国の直接支払い交付金が廃止になるというふうな情報も聞いておりますので、その辺、対策とすれば議員の方でおっしゃいました、育苗箱についての薬剤処理が1番効果があるだろうということでもございます。

ぜひ村のほうの減反政策とか、いろんな面でご協力をいただいているところもございしますので、減収を避けるためにも、先進的に守谷市、つくばみらい市、つくば市ではもうそういう対策をしているということでございますので、その辺の助成額がどのぐらいしているのかもよく調べまして、反当当たり、どのぐらいの助成が1番いいのか。

また、これは村が早めに決定するという事よりも、やはり生産を支えてくださっているのは農業者なのですが、それを取り仕切っているJAさんのほうからも、ある程度こういうヒメトビウンカに対する被害が、本当に大変ですという部分も含めて、JAさんも交えながら、これは、この処理剤ですか、育苗箱の処理剤の補助を考えていきたいと思います。

村独自にというよりも、JAさんとの協議もした上での対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

両JAからは、要請文みたいなものが作られて上がるというに聞いておりますので、それを参考にしてぜひ薬剤の助成がされることをご期待をしております。

次の質問に移らせていただきます。

上下水道の運営・健全性についてお尋ねをします。

7月に土浦地区内で建物火災が発生し、消火栓からの消火活動で水道の水が茶色く濁ったとの趣旨の問い合わせが、土浦、馬見山、馬掛、大山地区等からありましたが、利用者への対応はどのようにしたのかお伺いをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのですね、下村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

皆様ご存じのようにですね、7月14日に土浦地区におきまして建物火災が発生し、全焼となりました火災につきましては、昨日の出来事のように思い起こされるわけでありまして、火災の恐ろしさをですね、改めて思い知らされたような気がいたします。今後ですね、悲惨な火災が発生しないよう祈るばかりでございます。

さて、消火の際の水源といたしまして、水道管に設置しております消火栓から水を引き消火に当たっていただいたわけでございますけれども、その影響で赤水が発生したことにより水道利用者様各位にはですね、ご不便ご迷惑をおかけをいたしました。利用者様からはですね、この赤水が発生したことにより上下水道課に18件の問い合わせがあり、課職員により電話対応や現地に赴き排泥作業を実施し、当日はですね、午前10時47分に火災が発生後、午後9時ごろまで対応に追われました。上下水道課職員の努力で赤水がですね、当日のうちにほぼ解消されましたが、翌日もですね、一部大山地区におきまして排泥作業を実施をしたというようなところでございます。

このたび発生しました赤水の原因といたしましては、消火栓使用による流速の変化、流れる方向の変化等により水道管内に付着しております錆び等が離れ、水道水を赤く濁らせる原因となっております。

赤水が発生した場合ですね、問合せ等により地区またはエリアを把握し、水道管内の汚れた水をクリーニングするため排泥作業を行っております。

また、利用者には、一時水道水として使用が出来ないとの理由により連絡をいただいた方につきましては、水質を確認した上でですね、少額でございますが、水道料金の減免をさせていただいたというような状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

このようなとき、問い合わせる勇気がない人や控え目な人もいたというように思います。

言ったもの勝ちでは困りますので、このようなときは、広報車等で知らせることも必要かと考えますので、ぜひ、今後はそのような対応をしてほしいというふうに要望をしておきます。

次に、最新の水道普及率と給水損益は、どのようになっているのかお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまのご質問でございますが、平成28年度末の水道普及率につきましては、常駐人口1万5,311人に対しまして、年度末給水人口1万4,629人で95.5%となっており、平成27年度末のですね、水道普及率の95.6%に比べ0.1%普及率が下がっております。これは、給水人口がですね、397人減少したことによりです。

次に、給水損益でございますが、平成26年度に公営企業の制度改正がありましたので、制度改正後の経常利益を申し上げますと、平成26年度が447万1,000円、平成27年度が898

万8,000円となっております。平成28年度につきましては、給水収益が5億690万9,000円となり、収益全体ですすね5億4,684万9,000円となっております。

対しまして費用は、人件費、検診委託料などの削減等をですすね、行ったことによりまして、費用全体で5億1,677万9,000円となり、3,007万円の経常利益となっております。平成28年度は先ほど申し上げました理由により、経常利益はですすね伸びたものの、人口減少及び節水等により、年度ごとには多少の増減があるものですね、給水収益は年々減少にあり、厳しい経営状況であることは確かでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

今後、厳しい経営状況が想定される中、水道普及率を上げるためにどのような行動を行ってきたのかお伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） お答えいたします。

水道事業のですね、本管工事につきましては、ほぼ全村を網羅しているわけですが、水道の拡張工事を始めた安中地区では本管を布設した昭和60年度当時は、全戸の井戸水の水質検査を実施し、その説明とともにですすね水道への切り替えをお願いし、また、接続をされる方につきましては、接続補助金を交付するなど加入促進を図ってまいりました。

最近のですね新築住宅につきましては、井戸を掘るより水道を利用していただけの方がほとんどでありまして、井戸を使用する方は、ごくわずかなのかなと思われまして。

また、先ほども申し上げましたが、本村の水道普及率は95.5%でありまして、残りの4.5%の住民の方への加入促進はなかなか難しいものがありますが、井戸ポンプの交換時や、建てかえ時にですすね水道に切りかえていただく等、水道業者との連携を図っているところでございます。

また、井戸水利用者に対し年1度のですね、水質検査の実施をホームページで周知しておりまして、年10件ほどの方が実施をされております。検査結果につきましては自宅に郵送ということでございますので、把握はしておりませんが、水質検査申し込み時にですすね、上水道への切り替えをお願いしておりますが、加入をしていただけるまでには至らないというのが現状でございます。

今後ともですすね加入していただけるように、周知をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

結果はどうあれ、今後も引き続き加入促進の働きをかけてください。当村も近年、人口が減少しており、これに伴い給水収益減少が避けられないと思います。

今後どのような対策を講じていくのかお伺いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

人口減少に伴い、さまざまな影響が出てくるわけでごさいます、現在ですね想定されるその影響をですね、申し上げてみたいと思います。

まず、1点目といたしましては有収水量ですね、これが平成12年をピークに100年後にはですね、ピーク時の30%まで減少するのではないかとされていること。

それから、2点目にですね水道事業は独立採算制を旨としており、原則ですね水道料金で運営はされておりますが、人口減少に伴い給水量が減少し、水道事業の収益が減少することによって、水道事業の経営が厳しくなること。

3点目にですね、経営状況の悪化により、施設の更新など必要な投資が行えず老朽化が進むこと。

そして、4点目にですね、コストを削減に伴う水道職員の削減による体制の弱体化によりですね、水道施設の維持管理が困難となり漏水等の事故が増加するなどが挙げられ、水道サービスの低下が懸念されるところでございます。

このようなことが懸念される中ですね、人口減少に伴う給水収益の減少は、多くの市町村が抱えている大きな問題だと認識をしております。

給水収益減少対策としましては、コスト削減を推進すると共にですね、民間業者の活用を推進していかなければならないと考えているところでございます。

またですね、これはまだ先行き不透明でございますが、現在、基盤の強化ということで、茨城県が主体となり、茨城県の全市町村での合同勉強会が数回行われております。その中では、単独での水道事業ではですね経営が困難になってきているというようなことから、複数の事業体での経営と移行することも含め話し合いが持たれておりまして、今後も勉強会を重ねていくこととなっております、将来ですね、そのような変わる可能性もあるわけでございます。いずれにいたしましても、人口の減少によるですね料金収納の減、また、管路の更新といった問題も含め、十分にですね検討をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

水道事業のサービス低下とならないような施策をきちんと計画性をもって、進めていってほしいというふうに念願をいたします。

次に、公共下水道・農業集落排水事業の加入率及び加入促進の具体策についてお伺いを

いたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

議員ご質問のですね、加入促進につきましては、工事を行う予定のですね地区を全世帯戸別訪問し、またですね、村外の方には、郵送での加入促進を図っているというようなところでございまして、今後も継続して実施をしていきたいと考えております。

公共下水道事業においては平成28年度中に118件の申し込みがあり、接続率は69.7%となっております。

また、農業集落排水事業につきましては、24件の申し込みがございまして、接続率は74.6%となっております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

それぞれ処理能力がまだまだだと思えます。加入促進の理解をいただくようご努力をしていただけるようお願いを申し上げます。

次に、施設の効率的な管理・有効利用について担当部長の考え方をお尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答え申し上げます。

施設の有効利用、効率的なですね管理でございしますが、平成28年度の施設管理費でございしますが、舟子地区でですね約1,220万円、信太地区が約1,262万円、安中・大須賀津地区が約3,167万円となっております。

また、集落排水事業の舟子地区は供用を開始して30年、信太地区におきましては23年が経過をしております、修繕費等のですね負担も大きくなってきておりまして、効率的な利用管理を進める中で、さまざまな課題はあるわけでございますけれども、公共下水道に取り込んでいこうと考えております。

予定といたしましてはですね、平成31年度に水処理センター内に最終沈殿地の造成工事に着手をしまして、完成後ですね、舟子地区、信太地区を公共下水道に取り込みですね、美浦村の下水処理場を水処理センターと安中・大須賀津地区処理場の二つにまとめまして、効率的な管理を行っていききたいと考えているところでございます。

さらにですね、大谷地区の整備につきましては、国道125号線を境といたしまして北側をですね、農業集落排水事業の安中・大須賀津地区処理場へ、そして南側を公共下水道事業の水処理センターへと繋ぎ込むという二つにですね分けて整備をしていききたいと考えているところでございます。

このことによりですね、不必要なですね施設の整備を省くことができ、工事の節減にも

つながり、有効な策であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

施設の老朽化、修繕等をですね考えて最善の方策を立てて、施設の管理・利用をして行っていったほしいというふうに思います。

また、上水道事業は、企業会計としてバランスシートや損益計算書等を作成し、給水収入で賄うことが基本と会計上されておりますが、利用者数の減少や節約による料金収入減等が考えられる中、将来、本事業の公民連携について、村として村長はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それではですね、下村議員の公民連携というふうな、経済建設部長の方からもですね、美浦村の将来的なあり方、水道事業に関しては、企業会計でやっておりますけども、公共下水道、農業集落排水も、平成32年には、企業会計に移行するというような方法が今、取られて、その準備の段階に入っております。

そういう意味でも農業集落排水は74.6%、公共下水道が69.7%とまだちょっと整備が進んでない地区がありますが、この進んでない部分、今、土屋地区の南原がほぼ今、管工事が本管工事進んでいますけども、この後、布佐地区が終わって、最終的には大谷地区、先ほど部長がお話ししましたけども、125号、旧道の南側と北側に分けて、それぞれ、美浦村の場合は公共下水道も農業集落排水も議会の皆さんのいろんな意見もありながら、どちらに入っても、料金は統一ということですので、管理をされる受益者の方は、農業集落排水であれ公共下水道であれ、同じ負担を担ってきているということでございますので、今の整備が進んで、先ほどもありましたけれども、信太地区と舟子地区の処理場この農業集落排水二つありますが、これを早めにですね、県のほうは農業集落排水と公共下水道が一緒になるということはだめだということではなくて、今、人口減少が進んでいるそういう中であれば、施設の運営上1番いい運営はどういう運営がいいのかということを考えると、どちらかに合併してもいいよという話になってございます。

そういう意味では、広域連携はこれから下水道の大谷地区が終わるぐらいの時期に、下水だけではなくですね、今、村のほうも上下水道課で一つになってございます。

水道のほうはほぼ、進んでいますけども、下水、農業集落排水については、まだ、そこまで投資が進んでおりませんので、ある程度、全域の投資が進み次第、公民連携の部分で、民間委託ということは、将来は当たり前にあるだろうというふうに考えております。

それまでの公下が進まないうちには、何とも今のところで、民間委託というわけにもいきませんので、企業会計になっても整備を進められた上で、公民連携を図っていききたいと

いうふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

安定的な上下水道事業を目指して、積極的な対応を心がけ事業を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、最後の質問になります。

運動機能回復訓練室の設置についてお伺いをいたします。

介護、医療費等の削減に向け、身体の運動機能を向上させるため、美浦ふれ愛プラザの多世代交流フロアに、誰でもが自由に利用できる運動機能施設を設置したらというような考えでお尋ねをいたします。

なお、近隣市町村には、このような施設があり、当村からも稲敷市のほうに通っている方もおります。

また、何度かふれ愛プラザの多世代交流フロアを除きましたが、利用者が非常に少ない状況にあることから、賑わいをもたせるうえからも、ここに運動機能回復訓練施設を設置したらよいと考えますが、担当部長の見解をお尋ねをいたします。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは下村議員の質問にお答えをいたします。

介護、医療費の削減に向けて、身体機能を向上させるためにとの質問ですけれども、健康づくりのきっかけとしては、行政として強力に推進すべきものと認識するものでございます。しかしながら、継続性や持続性全てを行政側で実施していくには、かなり厳しいものと考えます。

また、身体運動機能を向上させるには、利用者各自の努力のみならず、その運動器具を最大限に活用し、利用者の個々の体力を考慮し、必要な運動を効果的に指導していただけるインストラクター等の配置も不可欠になってくるものと思われま。

ご質問いただきました運動機能回復訓練室の設置について、ふれ愛プラザに村民誰でもが自由に利用できるような訓練用階段や、平行棒、運動器具を用意した場所の提供ができないかとのご質問ですが、運動器具の使用にあつては、あくまで自己責任といえども、村の施設内に設置するものであれば、利用に対する安全性などを考慮し、どなたでも自由にご利用くださいというわけにはいかないものと思われま。開設に当たっては、場所や器具指導者の確保等が必須となるわけですけれども、村の公共施設には、皆が共用で活用するスペースであることが前提であり、固定的な器具等の設置が必要となる専用スペースの確保が現在のところ難しい状況です。施設の有効的な利用、費用対効果を含めて慎重に検討し、誰もが自由にご利用いただけるような環境や施設の整備と体制を整える努力をしてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

難しいことは、十分に承知をしておりますが、できない理由でなく、どうしたらできるのか。執行部の皆さんで知恵を絞っていただければありがたいなと思います。

現在、本村では、やまゆり体操等を福祉協議会で機能回復の訓練をしておりますが、半年間の日程で何とか足腰の調子がよくなっても、続いてできないため、また元に戻ってしまう等の声があります。健康寿命を延ばし、介護保険等の削減に向けて、誰でも自由に利用できるような、訓練用の階段や平行棒運動器具等を用意した場所の提供をすべきだと考えます。

また、このことについては何度か、直接要望を受けたと聞いております。

中島村長に答弁をお願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 下村議員のほうからですね、今、機能回復のために努力をされているやまゆり体操は、ある程度期間をやると回復したという事実は聞いております。ただ、いろんな器具がそろってない部分と、それから継続して、その後もというものができてないというのがちょっと残念かなというふうに思っております。ただ、今ですね、地域交流館の多世代交流の部分が利用量が少ないということも一つあります。

それと、子育て支援のほうで、2階のわんぱくルームも週のうち何日かぐらいは、利用はされているのだろうというふうに思いますけども、利用状況等も踏まえてですね、ことし開設したばかりなので、できれば、村の施設を使って機能回復をするということであれば、保健師とかね、インストラクターがいたほうが、より効果的な利用になるのではないかなって、人それぞれによって、機能回復の段階が違うというふうに思いますので、その辺も含めて、よく自分でもわかる、また、指導者もいて、ここのいろんな体調が把握できるという上でやったほうが本人のためにはよろしいというふうに思いますので、その辺を考えるとなかなか課の中の異論はあるのですが、健康増進課のところには健診は、1年を通してやっているのですけども、そういう、体調をある程度見てもらえるような、体制の方もおりますので、どこの場所でやるかはこれから、少し詰めて、なるべく村の施設を使わないでないで、有効利用ができる、そしてまた、指導者も機能回復する人たちのそれぞれを理解したリストを持って対応していただけるような、部署はつくってまいりたいというふうに考えております。

どのぐらいの面積でどういう器具を置いてっていうのは、これからひとつ課題だと思いますので、社会福祉協議会の中にも今2台か3台置いてあるのですが、それも含めて、同じフロアで器具を何台か集めて利用できるような部分を、ことしのうちに対応を考えていきたい。それは社会福祉協議会も、それから健康増進課も、それから福祉介護課も含めて、

村全体の中で、どの方法がいいかを一つ、課の連携を通して導き出したいというふうに考えておりますので、少し時間の余裕をいただければというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 下村 宏君。

○10番（下村 宏君） 答弁ありがとうございます。

先ほども言いましたけど、村民の要望にこたえるため、このような施設をどうしたらつくれるのか、今年中に検討したいということでもありますけれども、運営管理やいろいろなことの知恵を絞ってですね、設置に向けて検討されることをご期待申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、下村 宏君の一般質問を終了いたします。

次に、竹部澄雄君の一問一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） こんにちは。

議員番号2番の竹部澄雄です。

通告にしたがいまして、5項目について質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

先般、隣国の北朝鮮国で核開発による核弾道ミサイルの発射実験や6回目の核実験などを行い、国連安保理事会で新たな対北朝鮮制裁決議案が採択され、緊迫した情勢が続いています。先月の8月29日早朝には北朝鮮が日本上空を通過する弾道ミサイルが発射され、日本政府は直ちに全国瞬時警報システムを発令し、テレビ、携帯電話、有線警報が鳴り響きました。早朝から鳴り響くJアラートは、戦争の経験のない私たちには衝撃的な出来事で、私たちの年代でも初めて他国からのミサイル発射に伴う避難勧告だったので、誰よりも驚き、やっぱり北朝鮮はミサイルを発射したかということが頭に浮かびました。

打ち上げられた弾道ミサイルは、北海道襟裳岬東方1,180キロの太平洋上に落下しましたが、間違っって本土に着弾していたらと思うと、とても恐怖に感じた次第です。

また、その翌週の9月3日には、北朝鮮本土で6回目の水爆実験が行われました。日本国民は、日常的にいつ何どき避難勧告が政府から発令されるかわからない状況下であります。美浦村住民の安全対策を担うために村長を中心とし、執行部の方々が避難勧告が発令された際に、住民が動揺することがないように対応してもらうために、非常事態時にいつでも対応できる勤務体制にされている状況に対し敬意を申し上げます。

それでは、一般質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

村民の日常生活で安全に生活するために交通手段が掲げられますが、その幹線道路に隣接する道路の交通の妨げとなる樹木や雑草の伐採、除草及び個人が所有する空き家、土地、田畑に生い茂る雑草の除草ですが、村の対応、対象と指導監督についてお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、お答えを申し上げます。

まずですね、幹線道路に隣接し交通の妨げになっている樹木の対応といたしましては、通行の安全確保のためですね、早急に現地に赴き、通行の支障となっております樹木の状況を確認し、その樹木が官有地に植生している場合にはですね、速やかに村で対処し、民有地に植生している場合には、原則として所有者に対してですね、交通の支障を解消する対策を講じるよう指導をしているところでございます。

しかしながらですね、民有地から植生している樹木でありまして、既に倒れて道路をふさいでいたり、今にも倒れそうな状況にある場合など緊急の対処が必要な時には、所有者の対応を待つことなくですね、安全な通行をいち早く確保するため、村により危険な樹木を除去するなどの対処をしているところでございます。

個人の所有する土地や田畑に生い茂る雑草の除草につきましては、基本的にはですね、個人の財産であります土地の所有者等が管理すべきものとなっております。

道路にはみ出して通行の妨げとなったり、ごみの不法投棄や火災発生の原因となり、また花粉アレルギーや害虫の発生など、隣近所や周辺にお住まいの方々に大きな迷惑や不安を与え、トラブルの原因にもなりかねませんので、良好な環境の保全及び創造のために適切な管理が望まれるところでございます。

例えばですね、隣の田畑の雑草やつるなどが伸びてきて困っているというような苦情や相談があった場合には、生活環境課から所有者に連絡をして、すぐにですね除草をすると適切に対処をしていただくようお願いをしているというところでございます。

特に、宅地化されている村内の空き地につきましては、美浦村環境美化条例の規定により土地の所有者等に対して、良好な住宅地の環境保全するため清掃、その他の環境美化に必要な措置を行う等、適正な管理をしていただくようお願いをしております。

所有者等が自ら草刈りを行うことが困難であるような場合はですね、1平方メートル当たり100円の費用を負担していただければ、村に草刈りの委託をすることができるようになっております。

宅地造成地の所有者等が適正な管理をされない場合にはですね。

同条例に基づき期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告し、正当な理由がなく勧告に従わない場合はですね、期限を定めてその勧告に従うよう命令、さらにですね、氏名等の公表ができることとされております。

村では、宅地造成地における空き地の所有者に対して、毎年ですね、草刈りをするようお願いをしておりますが、強制力はありませんので所有者等の協力が得られないような場合ですね、その実施が難しいのが現実でございます。

また、村内の空き家の敷地等につきましては、樹木や雑草が繁茂し、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態、その他ですね周辺の生活環境の保全をはかるために、放置することが不適切である状態となっている場合等にはですね、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、その状態を改善するための指導、勧告、命令

及び行政代執行ができることとされております。

本年度はですね、美浦村空家等対策計画に基づきまして、所有者等の意向調査のためにアンケートを行うとともにですね、その情報を基にそれぞれの空き家の状況の把握に努め、その敷地が樹木や雑草で覆われているような場合等を含めまして、適切な対応をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご答弁ありがとうございます。

幹線道路に隣接し交通の妨げになっている樹木の対応には、通行の安全確保のために早急に状況確認し、官有地の場合は速やかに村で対処し、民有地では交通の妨げになり緊急の対処がいる場合は、村により、危険な樹木を除去しているということがわかりました。

雑草など交通の妨げになったり、ごみの不法投棄や火災の原因、花粉アレルギー害虫の発生など、隣近所の周辺の住民に大きな迷惑が掛かりトラブルにも発展しかねますので、美浦村環境美化条例の規定を所有者にきちんと説明し、管理するよう指導監督をするようにしていただきたい。

また、村内の空き家の敷地など樹木や雑草が生い茂りそのまま放置すれば、保安上危険となり犯罪が発生することもあり得ることなので、不適切な場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて指導、勧告、命令及び行政代執行をするようにしていただきたい。宅地化されて所有者が日本に居住されていない方や、自ら草刈りが行えない村の人には有料で委託ができることを所有者に通達し、雑草の除草を徹底してください。よろしくお願いします。

そこで、お聞きしたいんですが、連絡がつかない所有者や指導監督に従わない所有者は、昨年度では何件あったのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） お答え申し上げます。

雑草除去が行われなため近隣の方等から苦情の相談があり、文書により雑草除去のお願いの通知をした件数につきましては、平成28年度で73件となっております。この打ち出した文書が届かずにですね、戻ってきてしまっている等ですね、連絡がつかなかった件数につきましては5件となっているところでございます。文書による通知のほかですね、電話で連絡がつくような場合はですね電話連絡をお願いすることも65件ほどありました。

美浦村環境美化条例では、宅地造成地の所有者等がその土地の適正な管理をされない場合ですね、先ほど申し上げましたが勧告、命令、氏名の公表ができることとなっているわけでございますけれども、強制力がないことから、今のところは苦情の相談があった案件のみですね、その都度、文書等による刈り取りのお願いをするにとどまっているというような状況でございます。

苦情の相談を余儀なくされるような状況を招いているのも、土地所有者等のですね管理責任が果たされていないということに起因しているわけございまして、基本的にはですね、当事者間の問題としてとらえていただく必要があるのかなと考えております。

住民の方等からの苦情相談に対して、村が唯一できることといたしますと、相手方である土地所有者等に対しまして、苦情の相談が寄せられている事実の通知とですね、もちろん、現地を見させていただいた上でございまして、苦情の原因を取り除いていただくことをお願いにつきるわけございまして、その後の経過につきましては、基本的にですね把握はしていないという状況でございます。

勧告、命令、氏名公表につきましては、苦情のですね原因を取り除く一つ的手段でございますが、必ずしもですね特効薬のような結果が得られるわけございませぬので、他の市町村の有益なですね情報等をもとに効果的な方法を模索しながら、今後の課題として慎重にですね検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 詳しく答弁いただいてありがとうございます。

除草作業が行われないうちに近隣の方からの苦情の相談があり、文書により除草のお願いを通知した件数が昨年度は73件もあったということ。連絡が届かずに手紙が戻ってきたというのが5件、電話でとれるところには電話でお願いしたことが65件あった。それだけ住民の生活環境に支障を来していることだと思いますし、交通事故や防犯事故の起因にもなります。

美浦村環境美化条例では勧告、命令、氏名の公表ができることとなっているが強制力はないということ。空き家等の敷地に樹木や雑草に関して、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて指導、勧告、命令及び行政代執行ができるようになっているがこれも強制力がない。そのために樹木の伐採や草刈りがスムーズに行われず、役場の職員が常に住民から苦情処理に対応している現状が大変であると思います。そのために村としては他の市町村の有益な情報を参考にして、有効な方法を模索しながら、今後の課題として慎重に検討していくという前向きな回答ですので、よろしくお願いいたします。

次に、質問にかえさせていただきます。

光と風の丘公園が管理するロッジについて質問します。

光と風の丘公園が運営している宿泊ロッジの管理と利用申し込み方法及び利用件数、村民、隣接市町民、村外と、利用者の公園施設利用件数をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

光と風の丘公園のロッジハウスは、シルバー人材センターに業務を委託して、貸し出し予約の受付、貸し出し準備、使用後の清掃等、施設管理を行っております。

ロッジハウスの予約受け付け方法は、光と風の丘公園クラブハウス窓口において申請書の提出をいただき、ロッジハウス等の使用料金を納めていただくことで予約を受け付けております。遠方の方は、ファクスでの受け付けも行っております。使用料金を銀行振り込みしていただき、入金を確認され次第、予約が完了となっております。

ロッジハウスの利用数について、平成28年度は合計で2,221人でございます。内訳としまして、村内が1,052人、稲敷郡内が927人、その他郡外が242人となっております。

また、光と風の丘公園を使用するためにロッジハウスに宿泊した方は124名となっており、テニスコート、多目的競技場を利用しておりました。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。

ロッジハウスはシルバー人材センターに業務を委託し、貸し出しの予約、貸し出し準備、使用後の清掃管理をしていることがわかりました。

しかし、ロッジハウスの予約方法では、光と風の丘公園のクラブハウスの受付窓口において、使用申請書の提出と使用料金を納めて予約を受け付けるということ、この時点で使用日が村民、隣接市町民、村外の優先順位で予約を受け付けるということだと聞いております。遠方の方はファクスでの受け付けを行い、銀行振り込みをして入金が確認され次第、予約が完成するということ。

ロッジ宿泊者の使用者が、光と風の丘公園の施設を使用する人数が124名と少ないことは悲しい問題だと思います。限定されている施設しか利用していないのかなと思います。これだけの公園を公共で運営して管理している自治体は少ないのですから、宿泊利用者や同公園を利用するためには、今後どのようにして宿泊利用者の施設利用を増やさなきゃならないか検討しなければならない問題ですので、よろしく検討してください。

そこで、お聞きしたいのですが、ロッジハウスの利用者件数が村内の利用者数より隣接市町村と、村外の利用者合計数が多い状況ですので、利用者ニーズに合わせてパソコンでの申し込みができるようにならないかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

ロッジハウスのパソコンでの申し込みということでございますが、午前中に、飯田議員の一般質問で答弁しました茨城公共施設予約システム整備運営協議会が運営しております、茨城公共施設予約システムでの対応になると考えております。

本村のほかの公共施設と合わせ初期導入経費、本村の予約料金規定とシステムの関係等々を調査、検討しましてウェブ予約導入に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） すばらしい回答ありがとうございます。

前向きで検討するという回答かなと思ったら、実現に向けてやっていただけるような雰囲気を感じましたので、ぜひとも早い段階でウェブでの申し込みができるようによろしくお願いいたします。

次にですね、災害時の救助活動について質問させていただきます。

消防庁が推奨し、各都道府県の消防学校で平成31年度までオフロードバイク運転技術及び上空から搜索できるドローンの操縦技術を訓練させることについて、村としては前回いなほ消防署に協力要請し、消防団員に訓練を実施したいと申しましたが、その後の経過をお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは竹部議員のご質問にお答えを申し上げます。

茨城県立消防学校に現状のドローン等の無償貸与状況を確認をしましたところ、平成29年度内での整備計画についてはないとのことでした。茨城県消防学校といたしましては、来年度、または再来年度に無償貸与を検討しており、導入に向けての指導教官の育成、消防学校での消防署員及び団員に対しての訓練及び講習に取り込みを検討しているということでございます。

美浦村を管轄しております、いなほ消防署においても、現状でのドローン等の整備計画はなく、消防学校での署員に対する指導訓練等に参加をしていき、消防団員の訓練等に検討をしているとのことでした。このような状況において、美浦村といたしましても、来年度以降に消防学校での貸与及び指導体制が整い次第、幹部及び団員等に向けての講習及び訓練等に積極的に参加をしていきたいと思っております。

美浦村消防団につきましては、災害時での後方支援等の訓練を主とし、さらなる、いなほ消防署との連携を図り、消防団員の強化及び防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

全国に56カ所ある消防学校で各自治体の消防団員に訓練を行うものということですが、これは容易なものではないと思います。

茨城県立の消防学校では平成29年の導入を見送り、来年度また再来年度に、消防庁より無償貸与を受けることを検討しているということを私、直接電話して聞きました。

ただ、ドローンの操縦する技術者がいないというのが現実です。

この時点で、教官ってというかドローンの操縦をできる教官が早く誕生すること願っておりますが、村としても、その技術を教えることができる教官が誕生し、消防学校での受け入れ体制が整い次第、村としても動いていただけるということなので、よろしくお願いし

たいと思います。

また、この災害時といいますと災害はいつやってくるかわかりません。自然災害、人的な災害はいつ何どき起きるかわかりません。早い段階でこのドローン、なぜドローンが必要かという、現場に1番早く駆けつけられるのは消防団員だと思うのですよね。その方が後方支援、先ほども後方支援といいましたけども、今現状こうなっているのだと。消防署員、消防車が来たときに通達することができれば、教えることができれば、人的な救助がより一層早くできると思いますので、容易にすることが可能ですので、一刻も早くドローンの操縦技術者が誕生し、美浦村の団員もそのドローンを飛ばせるようにできることを希望します。

そこで、ここのオフロードバイクについてちょっとお聞きしたいのですが、災害時の救助作業で道路などが遮断された際に、車では行けない場所に到達するときや連絡をいち早くとらなければならないときに、車では行けないところをバイクで行く。そのために、オフロードバイクがあるのですけども、これが特殊車両なのです。いなほ消防署では、署員全員が運転技術の訓練をしているそうです。いなほ消防署にあるバイクは全て50ccなので、普通免許取得者なら誰でも運転技術の訓練ができるとお聞きしました。それですから、村内の消防団員にオフロードバイクの運転技術講習希望者を募り、講習会を実施することを検討していただけないでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいま議員のご質問のオフロードバイクですけども、このオフロードバイクにつきましては、訓練中の事故による怪我への対応等ですね、事前の準備が必要となってまいりますので、いなほ消防署と十分に協議をさせていただいて、協議をさせていただきたいと考えております。

またですね、議員ご指摘のとおり、災害はいつ起きるかわかりませんといったところで、ドローンの訓練につきましてもですね、重要な訓練であると認識はしております。

しかし、消防学校での訓練が可能となるまでに、有事のほうがですね起こった場合は、ドローン操作のできる方を村内外で探しだし、その方に操作を依頼するという方法で、対応せざるを得ないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。

ドローンの操縦ができる人を村内にいるかいなか確認をとり、災害時にその方に協力要請をするということ、とてもすばらしいことだと思います。

また、オフロードバイクの件ですけども訓練中に事故などが発生することも十分あり得ることです。ですから、そういう下準備というか適応の準備が整って、消防団員からそう

いうことがしたいということがあったら、よろしく願いいたします。

次にですね、児童扶養手当の支給について質問したいのですが、厚生労働省が平成31年度より自治体のシステムを改修し、低所得者のひとり親家族に支給している児童扶養手当の支給方法を現在の4カ月ごとの支給から2カ月ごとに検討していると公表したが、村の対応をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

児童扶養手当の支給事務につきましては、町村が申請を受け付けし、所定の調査を行い、県に進達し、県が認定等事務を行い認定結果の送付を町村が行っている流れとなっております。

また、支給事務につきましても、県が申請者に支払いを行っておるところでございます。

議員ご指摘の児童扶養手当の支給期間の変更は、国の制度改正に伴い、県がどのように支給事務を行っていくのか、その方針によるものでございます。

村といたしましては、引き続き、申請事務を円滑に行ってまいるところでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 答弁ありがとうございます。

あくまでも支給期間の変更が国の制度改正に伴い県がどのように支給事務を行っていくか、その方法によるものであるということ、しかし、低所得者のひとり親家庭では、このまとめ支給では受給者がやりくりが難しいという意見が多く聞かれてということです。こまめに受け取ることができるようにするために、国が4カ月から2カ月に支給方法を変更するものであるが、町と村は児童扶養手当の支払い業務をしていなく、あくまでも児童扶養手当の申請手続業務をして、県に書類を提出しているだけということが分かりました。

昨年、国会で児童手当と児童扶養手当の支給方法が論議され、国の回答は児童手当及び児童扶養手当を毎月支給することについて、地方公共団体において円滑な支給事務を実施するための体制確保が難しいことから困難であるという答弁がされています。村としても、今後、国、県の支給事務を円滑にしていくことということなので、よろしく願いいたします。

最後に、質問なのですが、登下校する生徒の安全を守る反射材ベストについて質問します。

登下校する生徒や自転車通学をする生徒の安全を守るために、村は交通安全の指導を徹底していますが、徒歩や自転車通学中の児童を自動車運転者に遠方から判断させるために、水戸市で採用されている反射材ベストの導入を村では検討する考えがあるか、お聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 中澤眞一君。

○教育次長（中澤眞一君） ただいまの竹部議員のご質問にお答えいたします。

本村の新入学児童生徒への交通安全対策物品は、寄贈という形で行われております。小学校新入生に対しましては、J A 茨城かすみ及び J A 稲敷から黄色い帽子、稲敷地区交通安全協会からランドセルカバー、常陽銀行から防犯ブザー、さらにみずほフィナンシャルグループから黄色いワッペンの寄附をいただいております。

美浦中学校新入生に対しましては、稲敷地区交通安全協会から蛍光反射たすきの寄附を受けております。

また、各小学校では交通安全教育を実施しており、交通マナーの向上についても指導を行っております。

議員ご指摘の反射材ベストにつきましては、水戸市において本年 5 月から、水戸児童安全安心サポート会議が、みとちゃんピカベストという名称で小学校 2 年生を対象に寄附され、試行運用が始まったものであります。

反射材ベストの導入については、その効果がどのようなものなのか、まだわからないことや、費用負担が発生することなどから、現時点では導入することを考えておりません。教育委員会といたしましては、今後も児童生徒に対する交通安全教育に取り組みますとともに、竜ヶ崎工事事務所や美浦村都市建設課と連携し、通学路の整備、危険箇所の表示等を行い、児童生徒の交通安全の確保のために努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2 番（竹部澄雄君） ご答弁ありがとうございます。

本村の新入学児童に支給されている交通安全対策物品は村からの支給物ではなく、寄贈、寄附によるものであるということ。反射材ベストの支給で金銭的な問題や反射材ベストを強制的に着用させ、どのような効果があるかということもまだ問題があるということがわかりました。

しかし、生徒の安全を守るということで、水戸市の件については、今後の検討課題の一つだと思いますので、よろしくお願いいたします、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

2 時 40 分再開いたします。

午後 2 時 26 分 休憩

午後 2 時 40 分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、葉梨公一君の一問一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 3番議員葉梨公一です。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、防災行政無線の整備について伺いいたします。

ここ数年間、歴史的に経験したことのない局地的なゲリラ豪雨や豪雪、とりわけ、一昨年の平成27年9月関東東北豪雨などで各地において甚大な被害が生じております。美浦村においても、このような災害が発生しないとも限りません。

また、昨今の北朝鮮による頻繁なミサイル発射実験によって美浦村ならず、日本全体で国民の安全が揺るがされております。

そこでお伺いしますが、美浦村における村民の安全安心を確保するための対策として、防災行政無線の整備についてどのようなお考えを持ちですか、お尋ねをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） それでは、葉梨議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど竹部議員のご質問の中にもございましたけども、8月29日午前6時2分、突然、携帯電話から変わった着信が響きました。北朝鮮の中距離弾道と思われるミサイルが発射されたため、頑丈な建物や地下に避難するよう緊急速報メールが総務省消防庁より発報されました。その12分後にミサイルが日本の上空を通過したとの緊急速報メールがありました。緊急速報メールは、ラジオ及びテレビのニュースとともに私たち国民に相当な脅威を与えました。一斉に送信された頑丈な建物や地下に避難してくださいという文章に、戸惑われた方も多数いらっしゃったかと思われます。このような出来事がいつどこで起こってもおかしくない状況であります。

このような有事の際の村民に対する美浦村の情報伝達手段といたしましては、既に整備運用をしております、災害に強い情報連携システムを利用した防災メールの配信を行っております。

実際にミサイル発射が行われた当日は、消防庁からのJアラートの第1報を受けて10秒後にメール配信登録者に対して情報内容の伝達に成功、第2報についても同様に配信しており、国からの緊急速報メールより5分前に周知ができております。この5分の間でミサイルは日本の上空を通過してしまい、迅速な情報伝達が求められております。しかし、災害に強い情報連携システムを利用した情報伝達では、登録者のみにしか情報が届きません。

また、携帯やタブレット等の機器をお持ちでない方や、登下校中や屋外での作業などを行っている方々には、情報提供ができないのが現状であります。

過去に一般質問でもございました、村内に防災行政無線・同報系無線の設置を検討してはとのご質問がありました、当時は、総務省の補助事業を既に行っており、現在のシステムを構築していることもあり、多重化する情報伝達については十分に検討した結果、システムの運用状態を確認し、時期を見て設置に向けての検討を始めていく予定でした。

しかし、このような、いつどこで起こるかわからない有事の際で、幅広く多くの村民に情報を迅速に提供しなければならない状況では、現状の防災メールのみでは、村民の安全安心を守るためには、不十分であり、早急に同報系無線の設置を検討しなければならない状況となったわけであります。

同報系無線では、総務省消防庁からのＪアラートを受けて、村内各所に設置した屋外用スピーカーを使用して瞬時に発報内容及び避難行動等の周知を行います。屋外にスピーカーを設置いたしますので、当下校中の生徒や作業中の方、携帯等の端末機器をお持ちでない方にも情報の伝達が容易になります。

しかし、一方、屋外放送になりますと、当然デメリットも発生いたします。屋内にいる際には、窓等を閉めている状況では、放送内容をはっきりと聞き取れない事象や、風水害時では、雨音や暴風により音声がかき消されてしまう事象も発生いたします。

設置箇所の付近では、騒音等の問題、一部無線が届かない、届きにくい地域においては、個別の受信機等の設置も必要となるなど、設置をした際のデメリットも発生いたします。

また、設置箇所の設定につきましては、約１年間を通して調査、試験等を行い、地域住民への説明会も必要となつてまいります。その後、実施設計に約１年、設置工事に約１年の工期が必要となるようでございます。

これらの内容を検討した上で、現在まで設置には至らなかったわけでございますが、各地のゲリラ豪雨や大規模地震の多発、そして、北朝鮮のミサイル通過などを踏まえ、同報系防災行政無線の整備は必要であると考えerわけでございます。

以上、答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○３番（葉梨公一君） 非常に前向きなご答弁ありがとうございました。

稲敷広域消防本部管内におきまして、美浦村だけが防災行政無線の整備がなされていないとお聞きします。先ほど述べました状況下において、防災無線の果たすべき役割はとても重要であると思います。

国においては、東日本大震災を契機に地方公共団体の防災・減災対策への取り組みを支援の一環として緊急防災・減災事業債事業を行っております。

また、熊本地震の発生もあり、この事業を平成32年度まで延長することになりました。

この事業は地方債の充当率が100%で、交付税措置として元金償還金については70%を基準財政需要額に算入できるように財政措置がとられております。端的に言いますと、美浦村の財政負担は事業費全体の30%で済むことになります。

そこで、緊急防災・減災事業債を活用して美浦村に緊急防災無線の整備を図っていただきたいと思いますが、村長のご答弁をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、葉梨議員のですね防災行政無線、先ほども部長から答

弁がありましたようにですね、県南では守谷市と美浦村だけが設置しない、茨城県でも4市町村が整備されてないということでもございます。

天災のみならず、先ほどのねミサイル等も初めて経験したわけでございますけども、そういう緊急的な部分ではメール配信だけではなかなか周知できない部分、防災行政無線も先ほどの整備していくというふうに部長も答弁しましたけども、また、屋内にいて聞こえない等のこともあります。その辺はどう考えるか。

また、いろんな身体的に、目が、また、耳がとか、いろんな障がいをお持ちの方も含めて、どのような対応の整備をすればいいのか。これからその課題はあると思いますので、先進的にやられた自治体の例も含め、美浦村が後からやるので、その辺も含めた、整備を村としては考えていきたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ご答弁ありがとうございました。

今のご答弁の中で、後からやるのでという、やるという言葉が入っておりましたので、非常に感激しております。ありがとうございます。

次の質問でございますが、美浦村の今後の道路建設事業計画についてお尋ねをしたいと思います。

美浦村の道路建設事業につきましては、将来を見据えた道路整備を進めていただくことにより、村民の交通安全対策並びに、交通の利便性を図っていただきたいと思いますと思っております。その一つとして、県道上新田木原線の木原地先から阿見町島津地先へ抜ける農道、これは村道1001号線でございますが、この農道を拡幅再整備をし、県道竜ヶ崎・阿見線へ接続することにより、上新田木原線を利用し、土浦市、つくば市方面へ通勤通学、あるいは首都圏中央連絡自動車道を通り、常磐自動車道、東関東自動車道等を利用する際に大変便利となり、利便性の向上が図れます。

また、美浦村は霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟に参加しておりますが、この構想が実現した際にも、この道路の利用価値が非常に高くなると思われます。

実現するためには阿見町との協議が必要であり、また、清明川があるなど大変な事業となることは想像されるところであります。ぜひとも、この計画を立案し、実現していただきたいと思いますが、執行部のご見解をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、ただいまのですね、葉梨議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいまですね、葉梨議員からご提案いただきました県道上新田木原線の木原地先から舟子地区を通りですね、阿見町島津地先地内において阿見アウトレット方面から伸びる県道竜ヶ崎・阿見線と接続するまでの区間の農道、これは村道1001号線になりますが、この拡幅整備についてでございますが、この件につきましては、平成26年の第1回定例会にお

きましても同様のご提案をいただいているところでありまして、県道上新田木原線が木原郵便局のところで県道125号線に接続されるのに合わせて、都市計画道路のですね布佐・上宿線の整備を行ってまいりたいとのことで答弁をさせていただいているところでありまして、平成29年、今年ของですね第2回定例会の全員協議会のご報告をさせていただいたとおりです、完成形・暫定形を比較検討しまして、最も有益となる形で布佐・上宿線の整備を推進してまいりたいと考えております。

県道上新田木原線の現在の進捗状況でございますが、茨城県竜ヶ崎工事事務所に確認をいたしましたところ、今年度、木原郵便局周辺のですね測量を行い、用地の交渉に入ることでありました。その後、茨城県企業局県南水道事務所による美浦村沖の霞ヶ浦から取水するための、導水管を敷設後に道路工事に取りかかるという予定であるということでございます。

また、木原浜地内の共有地に関しましては、茨城県竜ヶ崎工事事務所との協議のもと、本村が調査を進めた分の一部のですね資料一式につきまして、竜ヶ崎工事事務所に提出しているところでございます。現在は竜ヶ崎工事事務所において、対策を検討協議にいただいているところでありまして、今後ですね改めて竜ヶ崎工事事務所より、何らかの依頼があった場合は、早期開通に向けて全力でですね対応に当たってまいりたいと考えております。葉梨議員におかれましても、早期開通に向けてですね、お力添えをいただきますよう、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟の活動によりですね、建設に向けて協議が進められている阿見町とかすみがうら市を結ぶ霞ヶ浦二橋建設の実現性が見えてきたところで、改めてですね葉梨議員からご提案をいただいた村道1001号線の計画につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 本当にすばらしいご答弁、建設部長ありがとうございました。

村のお考え理解をいたしました、確かに6月の定例会の全員協議会での説明で、都市計画道路をつくるには莫大な事業費がかかることは理解したところでございますが、国の補助金を利用するなど、さまざまな方策を見出し、都市計画道路の整備とともに、この農道の拡幅整備の早期実現に向けてご尽力いただきますようお願いをしたいと思います。

次に、先ほども申し上げましたが、道路の整備は村民の交通安全や利便性を図る上で避けて通ることはできません。

そこで、美浦村の今後の村道の新設改良事業等について、村の考えをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、ご答弁を申し上げます。

幹線道路の整備計画といたしましては、国道125号線大谷交差点から霞ヶ浦方面に延びまして、県道上新田木原線に接続する幹線であります村道105号線につきまして、現状は車両のすれ違い時に気を使う幅員の道路であるため、これを歩道付きで拡幅整備していく計画となっております。今年度に調査測量及び基本設計を行いまして、来年度以降工事を進めてまいります。

この村道は、総延長で約2.5キロの路線となりますので、完成までには4年から5年を見込んでいるところでございます。当該村道につきましては美浦村のほぼ中央部を南北に縦断する道路でありまして、美浦村を東西に走る国道125号線と同バイパス及び上新田木原線の3路線との連絡道路として、歩道つき道路の拡幅により霞ヶ浦湖岸地域の通行の利便性の向上が図れるものと期待をしているところでございます。

そのほか、新たな道路建設とは異なるわけでございますけれども、現在、国よりですね道路関連施設について、定期的な点検による危険箇所の早期発見、適切な維持管理による施設の長寿命化を求められているところでありまして、本村におきましても、道路橋梁に関しましては平成25年度にですね、美浦村橋梁長寿命化計画を策定し、橋梁のですね修繕に取り組んでいるところでありまして、本年の稔橋の改修を持って危険度の高い橋の改修が完了をいたします。引き続き、舗装路面の損傷が著しい路線が多々存在している状況にありますことから、維持補修系の工事についてですね、今まで以上に強化し、安全で安心して通行できる道路の整備を推進してまいりたいと考えております。

以上、葉梨議員の再質問に対する答弁といたします。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ご答弁ありがとうございました。

村におきましては、計画を立てて工事等を進めていくということでございますが、厳しい予算の中できちっとした道路整備をきっちりと行っていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） 1番議員の松村です。

通告書に従って質問させていただきます。

始めに、本村における動物愛護管理について質問いたします。

皆さんにお尋ねいたします。もし自分が犬や猫だとしたら、私たちの地域はどのくらい安全で住みやすいでしょうか。

写真をごらんください。

この猫たちは、虐待や放棄された後引き取られたものです。

これは、村内土屋在住のNPO法人茨城県犬猫共存推進会、塚本さんからご提供いただいたものであります。

今、ご覧いただいている写真は、右手の指をもぎ取られております。

これらはほんの1例にしかすぎません。

今、犬や猫などをはじめとした小動物への虐待、飼育放棄などが大きな社会問題となっております。

環境省によれば、平成27年度は犬猫の引き取り数は合わせて約13万6,000匹に上り、殺処分数は約9万2,000匹となっております。

殺処分数については、過去10年間の推移を見ると、約3分の1まで減少しております。

しかしこれは、そもそもの保健所の引き取り数が減少してきていることにあります。

2012年に動物愛護法の改正に伴い、終生飼養の責務の観点から、保健所は可愛くなくなったためなどの安易な引き取りの申し出を、拒否できるようになったためであります。

昨年12月に制定された茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例では、犬や猫は人間に最も身近な動物の一つであり、家族同様の存在として私たちの生活に癒やしと潤いを与えてくれる。

その一方で、飼い主の犬や猫の習性に対する理解不足による身勝手な無責任な飼育放棄、県民からの苦情及び相談に基づく犬の捕獲等により、多くの犬や猫が殺処分されている。

特に本県は、犬の殺処分頭数が長年にわたり全国上位に位置するほど多く、県民が深く憂慮すべき状況にある。

犬や猫の命を尊ぶことがひいては、人間の命の尊厳の確保につながることに鑑み、今こそ犬や猫を飼養し、また、業として犬や猫を取り扱うものには、それらの命を大切にする認識を新たにして行動することが求められているとしています。

本村における現状と取り組みについて伺います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） 松村議員のご質問にお答えさせていただきます。

少子高齢化や核家族化に伴いまして、動物を飼う方が増えてきているように思われるわけですが、犬や猫はですね身近な動物であり、家族同様の存在として私たちの生活に癒やしと潤いを与えてくれております。

一方ですね、飼育放棄や飼い主のマナー欠如、また、無秩序な繁殖により捨てられ、結果として多くの犬や猫が殺処分されている現状があるわけですが。

先ほどはですね、虐待を受けたりして、引き取られた犬や猫の写真を拝見いたしまして、心が痛む思いでございます。犬や猫の飼い主等は単に可愛がるだけではなく、捨てず、増やさず、飼うなら一生ということや、動物の命とその存在の大切さを再認識していただく必要があると考えております。

9月現在で本村の犬の登録数は1,123頭となっております、登録制度のない猫を加え

ますと相当数のですね犬や猫が飼われているといった状況となっております。

平成28年度の犬猫の捕獲または引き取りによるですね収容実績につきましては、犬が10頭、内訳としまして捕獲が9頭、引き取りが1頭でございまして、猫が28頭、これは引き取りのみとなっております。

また、苦情件数につきましては、犬猫合わせて18件となっております。

動物の愛護及び管理に関する法律による動物の飼い主等の責任につきましては、動物の健康と安全を確保すること、動物が人の生命等に危害を加えたり迷惑を及ぼすことがないようにすること、みだりに繁殖することを防止するため不妊去勢手術等を行うこと、動物の感染症について正しい知識を持ち感染症予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講じることなどについて努力義務があるわけでございます。

今後におきましても、引き続きですね広報紙やホームページに掲載する等、地道な啓発活動を行いまして、飼い主等の意識やマナーの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 続けて質問いたします。

以前、アメリカの人道協会H S U Sが動物虐待について大変興味深いレポートをしております。それは、1年間、全米で起きた動物の虐待事件において、虐待者、虐待された動物の種類、その事例における家庭内暴力の発生率を統計としてまとめたものであります。詳細は割愛しますが、この報告によれば、最も残虐な動物虐待は家庭内暴力と児童虐待と重なって発生していることが示されております。

また、同レポートでは、10代による動物虐待はやがて、将来的には人間への暴力につながっていく傾向があると危惧しております。

皆さんは酒鬼薔薇聖斗、宅間守、宮崎勤という名前を覚えているでしょうか。そう、過去に連続または無差別殺人の凶悪犯罪で全国を震撼させた犯罪者たちです。この名前を聞いただけで、今も強い恐怖を感じる人は少なくないと思います。やはりこの3人の共通点も動物虐待でありました。それぞれが人への犯罪に至る前、過去に何度も動物虐待を行っていたとの報告がされております。13年前に起きた村内での痛ましい事件も決して例外ではないと考えます。専門家によれば、連続殺人犯等の殺人者の始まりが、ほぼ動物の殺害や拷問に端を発しているとのこと。深刻な動物虐待事件が相次ぐアメリカでは、近年、F B Iが今後、動物虐待事件を人間に対する事件と同様に捜査対象として扱うと決定を下したそうであります。

人と動物の共生社会に向けた取り組みは、私たちの平和で豊かな社会の構築につながると思います。本村の意向を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みといたしましては、飼い主の方を含めて皆さんに動物の命の大切さを再認識していただくため、多くのですね犬や猫が殺処分されている現状お伝えするとともに、犬猫殺処分ゼロに向けて広くご理解をいただくことが必要となっております。

飼い主は、家族の一員である犬や猫を可愛がり終生飼育すること、飼養出来なくなった場合は新しい飼い主に譲渡すること、また、飼い主としてのマナーを守り、公共の場所や近隣だけではなく、あらゆる場面において他人の迷惑にならないことが大切でございます。繰り返しになりますが、広報紙やホームページに掲載する等、地道な啓発活動を行いまして、飼い主等にご理解いただくことが重要と考えております。

ご存じのとおり、平成28年12月28日に茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例が交付されているわけですが、この条例は犬及び猫の殺処分ゼロを目指すため、犬及び猫の適正な飼養及び保管に関する茨城県、犬猫の所有者、販売業者等の責務、その他の必要な事項を定め、関係者が共同して推進を図っていくことが規定されております。

本村におきましては、県の殺処分ゼロ条例を踏まえまして、動物を愛し、また、動物から慕われるような、共に住みやすい社会環境をつくっていけるよう、住民の皆様のご理解を得ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

虐待防止、殺処分ゼロを目指す取り組みをよろしく願いいたします。

最後に1冊の本をご紹介しますと思います。世界で1番悲しい花というタイトルです。青森の女子高生たちが、ペット殺処分ゼロを目指し活動する中、消されていくペットたちの残った灰と共に咲かせてゆく美しい花の実話です。余談ですが、既に映画化も決定しているようです。本の中、彼女たちはこう訴えております。

「人間の身勝手が何の罪もない犬たちをこんなところまで追い込んでしまった。あんなに人懐っこかった犬がどうしてこんなところで、こんなふうに最後を迎えなくてはならないのだろう。もう飼えなくなったと手放した人たちは、自分が捨てた犬や猫が最後はどんな運命をたどるのか、ちゃんと知っているのだろうか。今すぐここに連れてきて見せてやりたい、人間の都合で死を待つしかないあの犬たちを、泣きたかったでももっとつらいのは、何もわからないままこんなところに連れて来られて殺されるあの犬たちだ、そう思って必死でこられた」と。

私たちが動物や自然を愛し、そしてまた、その心を育んでいくことは社会づくりや教育の上でも、とても重要なことであります。

一心法界の旨とは十界三千の依正色心・非情草木・虚空刹土いずれも除かず・ちりも残

さず一念の心に収めて此の一念の心・法界に遍満するを指して万法とは云うなり、これは、環境または存在する全てのものが、私たち一人一人の心の中におさまっているということです。

以上で、一つ目の質問を終わります。

続きまして、二つ目の質問をいたします。

食品などの買い物弱者を出さないために、食品販売車両の検討について伺います。

今からちょうど2年前、同等の質問をいたしましたが、その後、本村としての検討の有無、または現状と課題についてお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 北出 攻君。

○経済建設部長（北出 攻君） はい、ただいまのですね、松村議員のご質問にお答えを申し上げます。

村民の日常の買い物について現状を見たときに、路線バスの廃止や高齢社会の進行によりまして、日常生活において何らかの支援が必要な村民は増加していると考えます。いわゆる買い物弱者と呼ばれる方々が、村内全域で増加傾向にあるのではないかなと思われま。食品販売車両の現状といたしましては、車両によって村内を集会して日用品の販売している方は、安中地区の湖岸沿いで週に2回、何軒かの個人宅を訪問し、肉やお菓子や惣菜などを販売している事業者がいるようでございますが、日常的に販売をしている方はいないと認識をしているところでございます。

食品販売車両で日用品を販売する事業につきましては、買い物弱者への買い物の機会や、自分で買い物する楽しさの提供という効果だけではなく、そこに買い物に来た方が集まるということによりまして、買い物を契機とした新たな住民同士の交流の場の創出という効果にも期待ができます。今後、自ら車を運転することが困難になる高齢者が増加することや、これまで集落にあった小規模な店舗が減少している現状を考えますと、総合的な買い物弱者対策は必要であると考えております。

次に、課題という面では、茨城県内で個別の品物の移動販売ではなく、総合的に生鮮食料品から一般食品までで数百品目の品を販売する移動販売車が運行されている日立市、つくば市、取手市の三つの市の例から考えていきたいと思います。

移動販売車は3市とも株式会社カスミにより移動スーパーとして運営されております。

ただし、日立市につきましては、カスミの他にもう1社の事業者を含め、2社で運営しているようなことでございます。

事業の導入に当たりましては、いずれの市も国の緊急雇用事業を活用し、事業者の雇用確保と買い物弱者問題の解決を図るため導入されたと伺っております。

取手市とつくば市では、事業開始後はですね、市から販売車両リース代金や人件費等の補助を行っておりましたが、現在は事業継承型雇用創出事業ということで、事業者に運営を任せているということでございます。

事業の収益という面では、いずれの市の事業者におきましても、黒字で、順調に収益を上げているというような状況ではないようでございまして、どちらかという社会貢献という意味合いで運営を続けているようでございます。

このような他の市の状況から、美浦村でこの取り組みを実施する際のですね課題を考えてみますと、導入当初の車両の改造費用、これは1,000万円ほどかかったようでございますが、それと車両の購入またはリース費用、この費用を村が持つのか、または車両持ち込みで事業を行う事業者がいるのか。

また、事業を開始したとしても、ほかの市のように人口の多いですね住宅地を周回しても採算がとれないような状況で、人口密度の低いですね本村で収益を上げられるのかというような問題があるわけでございます。

また、道路上で販売することは道路交通法などの規定上できなかったり、利用者の安全面の確保から行っていないようで、地区の公民館や集会場などの駐車場の確保ができる場所ですかですね販売ができず、高齢の利用者から食品販売車両がいる場所まで行けない、というような意見が出されているようでございます。

これは販売車両が2トン車であったり、4トン車であるため細い路地には入っていけないというような理由もあるようでございます。

それでは、小さなですね軽トラックのような車両にすればというご意見もあったようでございますが、小さな車両ですと当然ですね積み込む食品の量ですね数が少なくなりますことから、長期的な運営を考えた場合、利用者に品揃えの面で不満を与える懸念がございますことから、2トン車などになっているようでございます。

このようなことを考えますと、食品販売車両を本村で運営することは困難であると思われるわけでございます。

しかしながら、買い物弱者の問題は、これからさらに大きな問題となっていくと思われるので、当面は、高齢者に対しましては、本村でもコンビニや協同組合などで行われております宅配などが利用できることや、デマンドタクシーが運行していることなどを周知をしていきたいと考えているところでございます。

将来的には、本村の状況に即した総合的な買い物弱者対策のあり方について、全国の先進事例の調査とともにですね、関係各課による協議の場を設け、検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。

村民のため、本村の発展のため、前向きな検討をぜひお願いいたします。

以上で、私からの質問全てを終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

3時45分再開とします。

午後3時22分 休憩

午後3時45分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 平成30年度以降の国保の運営について質問します。

平成30年度以降、国保の運営主体が、市町村から都道府県に移行します。移行に伴い、村の国保運営は、実際にどう変わるのか。この点については、2年前の9月議会定例会でも質問しました。当時は、新たな国保運営について、国・県から具体的な方針は示されていなかったもので、答弁でも苦労されたと思っています。現段階では、茨城県国民健康保険運営方針が、今年7月に策定されています。茨城県国民健康保険制度移行準備委員会が策定したものです。その運営方針を参考にしながら質問します。

1点目は、税率算定に関するものです。

資料1を示します。

本村の現行の保険税率算定方式は、医療分で見ますと、応能分で前年度の所得に応じて算定される所得割と加入者の固定資産税額に応じて算定される資産割、応益分で世帯の被保険者数に応じて算定される均等割と1世帯につき幾らと算定される平等割の4方式となっています。2年前に質問したときには、保険料率の構成・配分については、現行の4方式を維持するとの検討をしていきたいと考えていますとのことでした。一方、茨城県国民健康保険運営方針を見ますと、市町村標準保険料率の算定方式として、医療費に応じた保険料負担とするべく、市町村で同じ医療費水準であった場合には、同じ保険料水準となることを基本に、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金いずれも次のとおりとする。

ア 賦課方式、比較の容易さと都道府県標準保険料率等との一覧性を重視し、2方式とする。

イ 応能割の場合、当該年度の給付金算定に用いた所得等割合とする。

ウ 応益割の場合、当該年度の給付金算定に用いた被保険者数等割合と同じ限度額とする。

と書かれています。一部、省略した部分がありますが、では、本村では、どのような算定方式をとるのか。現行の4方式をとるのか、あるいは、県の示す2方式をとるのか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） それでは、岡沢議員のご質問にお答えをいたします。

茨城県における市町村標準保険料率の算定方式は、比較の容易さと県標準保険料率との一覧性を重視し、医療分、支援金分、介護分とも2方式とされております。

美浦村の国民健康保険税算定方式については、現在、医療費分で4方式、支援金分で4方式、介護分で2方式を採用しておりますが、資産割を廃止する保険者も増えていることや、土地の活用、収益がさほど見込めないことなどを考慮しますと、所得割と被保険者数均等割の2方式を第1案として、さらに世帯平等割を加えた3方式も第2案として、村国民健康保険運営協議会の意見も踏まえて決定したいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 続いて税率そのものについてお聞きします。

資料1で示したとおり、本村では、現行、医療費分で所得割については所得の5.1%、資産割については固定資産税額の35%、均等割については1万6,100円、平等割については1世帯につき1万9,600円です。来年度以降、応能分の税率、応益分の額について、どのように算定するのか、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分それぞれについてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

それぞれの税率につきましては、県で国保事業費納付金額を試算しており、その納付金額を賄うのに必要な保険料総額、市町村標準保険料率も示されております。

この算定に当たっては、医療費総額、被保険者数、所得総額など市町村から提供されたデータを基に計算されております。

一方、予算編成に当たっての国からの通知では、保険者の医療費を推計し、保険料率を決定することとなっておりますが、この計算が市町村レベルではなかなか難しいこともあり、基本的には、県から示された市町村標準保険料率を参考に決定したいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 2点目、国保事業費納付金の算定スケジュールと方向性についてお聞きします。

資料2に示します。

茨城県国民健康保険制度移行準備委員会が策定した国保事業費納付金の算定スケジュールです。最終的には、納付金額が算定されるのは、平成30年1月となっております。そして、本年10月段階で、一般被保険者分納付金推定額が示されるとのことですから、算定方法については、現段階では、方向性が固まっているのではと考えます。

県が示した資料によりますと、国が示した国保事業費納付金等算定ガイドラインに基づき、市町村と協議しながら三つの算定方式を設定とあります。三つの算定方式とは、医療

費水準と所得水準を考慮した方法、県内統一の保険料水準とする算定方法、二次医療圏ごと統一の保険料水準とする算定方法です。

県が各市町村に意見照会をした結果によりますと、各市町村の回答数で言えば、医療費水準と所得水準を考慮した方法は27、県内統一の保険料水準とする算定方法は13、二次医療圏ごと統一の保険料水準とする算定方法は4の回答数でした。三つのいずれの算定方式をとったとしても、1人当たりの保険料の増額の幅は、8,067円から9,344円となっています。

そこでお聞きしますが、本村においては国保事業費納付金の算定方法について、三つの算定方式のうち、どの方針が望ましいと考えるのか、その理由についても含めてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

平成30年度の国保事業費納付金算定スケジュールでございますが、納付金につきましては県で試算をしており、試算結果が先般村へ示されたところでございます。この後、国から県へ係数が示され、確定のための算定準備が9月より県で始まります。市町村からは、算定の根拠となる基礎ファイル提出し、11月に仮納付金額が示されます。これを基に新年度予算を編成いたします。

また、確定納付金額の通知と標準保険料率の公表は1月になる予定でございます。

納付金算定方法でございますが、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮した算定方法が望ましいと考えます。理由として残る二つの方法では、納付金算定基礎額に保健事業費等を加味し算定することとなっておりますが、保健事業の取り組みは、市町村まちまちで差があり、県内の保健事業統一後に行うことが望ましいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 3点目の質問です。

これまでの、県の財政調整交付金、高額医療費共同事業費交付金、保険財政共同安定化事業交付金の今後の方向性、保険税収納率との関連でどう変わるのか、あるいは、変わらないのか。国保運営方針に示された財政安定化基金との関連でどうなるのか。

また、一般会計繰入金の財政安定化事業繰入金については変わるものがあるのか。

2年前の答弁では、国、県からの財政面での支援については、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費交付金等の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払うようになることから、現行の定率国庫負担32%、調整交付金9%、高額医療費共同事業負担金4分の1が村への交付がなくなり、県に交付となるようとのことでした。定率国庫負担32%がなくなるのであれば、その分、県が負担することになるのか。現行の定率国庫負担32%、調整交付金国9%、県9%、高額医療費共同事業負担金4分の1については、全て県が負担することになるのか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

運営主体が県になることにより、市町村の予算科目も変わります。県からの普通調整交付金は、保険給付費交付金の普通交付金となります。国保税収納率が低い市町村への普通調整交付金につきましては、その収納率に応じて減額される仕組みでしたが、平成30年度からこの措置は廃止されます。

高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業では、平成29年度で廃止されるため、それぞれの交付金もなくなりますが、平成30年度からは県が交付金、納付金の仕組みにおいて財政調整を行うこととなります。財政安定化基金は財政安定化のため、給付増加や保険税収納不足により財源不足となった場合、県から市町村に対し貸付または交付を行うものです。貸付は財源不足額を無利子で貸し付けるもので、償還は原則3年です。

また、交付は災害等の特別な事情が生じた場合、保険税収納不足額の2分の1を上限に交付されます。国保財政安定化支援事業繰入金は、国保被保険者のうち低所得者が多いなど、保険者の責めに帰することができない事情について地方交付税措置が講じられているものです。平成30年度も予算科目に設定されており、交付税措置があるものと思われます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 4点目の質問です。

一般会計からの法定外繰入金について、これまでの実績と比較して、大きく変わるのか、または、さほど変わらないのか。

資料3を示します。

県の資料で、平成27年度の各市町村の法定外繰り入れ状況を示したものです。

本村においては、法定外繰入総額1億5,685万9,000円、うち、決算補填等目的分1億3,696万3,000円となっています。1人当たりの法定外繰り入れの額は、大洗町に次いで2番目の3万2,382円です。法定外繰り入れの要因については、いろいろ考えられますが、本村においては、被保険者の負担軽減を図るための保険料率の抑制が目的ではないかと考えています。

ことし7月に、県の国保担当職員から、来年度以降の国保運営についてレクチャーを受けました。法定外繰り入れについては、これまで通り、市町村の判断で行って結構ですとのことでした。しかし、茨城県国民健康保険運営方針を見ますと、解消削減すべき赤字の範囲で、法定外の一般会計繰入のうち決算補填等を目的の繰入金が1項目として書かれています。つまりは、法定外繰入金そのものが赤字の対象となっており、解消、削減すべき赤字の範囲と判断されているものと考えます。

実際に、来年度以降、法定外の一般会計からの繰入金について、縮小、削減するのか、あるいは、これまでどおりの水準を保つのか、お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

一般会計からの法定外繰入金につきましては、これまで被保険者の保険税負担軽減のため税率を据え置き、一般会計からの繰入金に依存してきたところですが、これが一般会計にとって大きな負担となっていることが実情です。

税率を引き上げることは加入者にとっても負担増となりますが、県の国保運営方針に沿って保険税率を見直し、これにより法定外繰入金の縮減に努めたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 5点目の質問です。

国保運営主体の都道府県への移行に伴う、村の国民健康保険条例、国民健康保険税条例の改正時期はいつになるのか。事前の議会への説明は予定されているかについてです。特に、国民健康保険税条例については、村民の家計に密接に関係することから、議案に対する賛否を慎重に判断しなければなりません。いきなり議会開催直前に議案として示されても、判断に戸惑ってしまいます。あらかじめ、議会に対しての説明を求めたいと思います。その観点での答弁を求めます。お答えください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 次の質問にお答えをいたします。

条例につきましては、9月中旬を目途に条例参考例が国から示される予定でございます。

それらをもとに改正をいたしますが、国民健康保険税条例につきましては、税率の見直しを行い、平成30年3月の第1回定例会にて改正を行いたいと考えております。

また、事前の議会の説明につきましては、何パターンか税率を想定し、村運営協議会へ諮問、検討した後に、今年度第4回の12月定例会で説明できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 来年3月に国民健康保険税条例の改正を行うとのことですが、これまでの答弁をお聞きして税率の改正に当たっては、保険税率または額の引き上げが暫定になっていると判断します。

保険税率または額の引き上げは、被保険者にとってさらに過重な負担を強いることになります。

本村の財政事情全般を考慮したとしても、これまで被保険者の保険税負担軽減のための措置をとってきたその態度を、今後も堅持していただきたいと考えるものです。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4 時 0 9 分 散会

平成 29 年第 3 回
美浦村議会定例会会議録 第 3 号

平成 29 年 9 月 15 日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

議案第 2 号 美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

議案第 3 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 平成 29 年度美浦村一般会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 平成 29 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 6 号 平成 29 年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 7 号 平成 29 年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 8 号 平成 29 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 9 号 平成 29 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

議案第 10 号 平成 28 年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第 11 号 平成 28 年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 12 号 平成 28 年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 13 号 平成 28 年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 14 号 平成 28 年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 15 号 平成 28 年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 16 号 平成 28 年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第 17 号 平成 28 年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第 1 号 教育予算の拡充を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書

議員派遣の件

常任委員の選任について

議会運営委員の選任について

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	岡 田 守 君
保 健 福 祉 部 長	秦 野 一 男 君
経 済 建 設 部 長	北 出 攻 君
教 育 次 長	中 澤 眞 一 君
総 務 課 長	吉 田 正 己 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
福 祉 介 護 課 長	吉 原 克 彦 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 鉛 昌 夫 君
生 活 環 境 課 長	高 橋 利 夫 君
上 下 水 道 課 長	山 口 栄 美 君
学 校 教 育 課 長	菅 野 眞 照 君
子 育 て 支 援 課 長	藤 田 良 枝 君
生 涯 学 習 課 長	木 村 光 之 君
幼 稚 園 長	鈴 木 美智子 君
木 原 保 育 所 長	沼 崎 公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野 克 美
書	記 木 村 弘 子
書	記 糸 賀 一 志

午前10時13分 開議

○議長（沼崎光芳君） それでは改めまして皆さんおはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成29年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第2号 美浦村相撲場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第3号 美浦村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第4号 平成29年度美浦村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第5号 平成29年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第6号 平成29年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第7号 平成29年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第8号 平成29年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第9号 平成29年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第16 議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 石川 修君。

○決算審査特別委員長（石川 修君） 平成28年度美浦村決算認定の8議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成29年9月5日、本会議において設置され、同日、議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の8議案が委員会付託となりました。

特別委員会は9月5日、9月11日、9月13日の3日間開催をいたしました。

9月5日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。

指名推選により、決算審査特別委員長に私、石川 修、副委員長に下村 宏君が選任されました。

9月11日、9月13日の特別委員会では、議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の8議案について審査をいたしました。

審査の結果、議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第16号 平成28年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案は、全員賛成により認定するものと決定いたしました。

また、議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件は、全員賛成により可決及び認定するものと決定いたしました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略いたします。

○議長（沼崎光芳君） これより、日程第9 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第14 議案第15号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 議案第16号 平成28年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第17 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題いたします。

付託案件について委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

平成29年9月5日、本委員会に付託を受け、厚生文教常任委員会は9月7日午前10時より、紹介議員の山崎議員に同席をいただき、開催をいたしました。

委員の中から、請願が拡充を求めるとうたわれているが、請願事項の1と2の中に、その意味合いが含まれているかの確認がなされ、紹介議員より含まれているとの答弁をいただき、その説明に理解をいたしました。

そこで、豊かな子供の学びを保障するため、条件整備として、小人数学級の実現は必要不可欠である。

また、少数学級の推進を図ることで、教職員の定数が改善され、さらには、義務教育費

国庫負担 3 分の 1 堅持により、地方自治体が計画的に、教育行政を進められることを望むことから、請願に対し委員 4 名全員が賛成し、採択と決しました。

当委員会の決定に対しまして議員各位におかれましては、ご理解の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第 18 発議第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

林 昌子君。

○11 番（林 昌子君） 先ほどは、教育予算の拡充を求める請願につきまして採択されましたことに対し、敬意を表します。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第19 議員派遣の件を議題といたします。

本案については、タブレットに配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則128条の規定により議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、タブレットに配付のとおり派遣することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件は、タブレットに配付のとおり派遣することに決定いたしました。
なお、議員派遣に変更がある場合は、議長に一任とさせていただきます。
会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時40分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第20 常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、タブレットに配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、タブレットに配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任いたしました各常任委員会の方々は、休憩中、直ちに委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、その結果の報告をお願いします。

総務委員会は、議員控室。

経済建設委員会は、委員会室。

厚生文教委員会は、大会議室に招集いたします。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩といたします。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 48 分 開議

○議長（沼崎光芳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会が開催され、各正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

総務委員会委員長に下村 宏君。

副委員長に山崎幸子君。

経済建設委員会委員長に椎名利夫君。

副委員長に岡沢 清君。

厚生文教委員会委員長に林 昌子君。

副委員長に飯田洋司君、以上であります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第21 議会運営委員会の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、タブレットに配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、タブレットに配付しました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました議会運営委員は、休憩中直ちに正副委員長の互選を行い、その結果の報告を願います。

議会運営委員会を正副議長室に招集いたします。

会議の途中でありますが、暫時休憩といたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会において、正副委員長が互選されましたので報告いたします。

委員長に石川 修君。

副委員長に林 昌子君、以上であります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第22 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成29年第3回美浦村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼 崎 光 芳

署 名 議 員 小 泉 嘉 忠

署 名 議 員 塚 本 光 司

署 名 議 員 岡 沢 清

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 29 年 9 月 5 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
- 2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	石川修君
副委員長	下村宏君
委員	松村広志君
〃	竹部澄雄君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	椎名利夫君
〃	林昌子君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局 長	青野克美
書 記	糸賀一志

○議会事務局長（青野克美君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美

浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくお願いいたします。

午前11時57分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、石川 修君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、石川 修君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは委員長と交代をいたします。

○委員長（石川 修君） それでは、委員会を再開いたします。

これより決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○委員長（石川 修君） 指名推選とのことですので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認め、下村 宏君を副委員長に指名いたします。
ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、下村 宏君が副委員長に当選されました。

○委員長（石川 修君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月11日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後0時02分 散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

平成29年9月11日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第15号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第16号 平成28年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	石川	修君
副委員長	下村	宏君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	林	昌子君
〃	小泉	輝忠君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	糸 賀	正 美 君
総 務 部	長	岡 田	守 君
保 健 福 祉 部	長	秦 野	一 男 君
経 済 建 設 部	長	北 出	攻 君
教 育 次	長	中 澤	眞 一 君
総 務 課	長	吉 田	正 己 君
企 画 財 政 課	長	平 野	芳 弘 君
税 務 課	長	埜 口	哲 雄 君
収 納 課	長	濱 田	勘 木 君
住 民 課	長	武 田	すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	市 川	佳代子 君
福 祉 介 護 課	長	吉 原	克 彦 君
健 康 増 進 課	長	糸 賀	育 代 君
国 保 年 金 課	長	鈴 木	章 君
都 市 建 設 課	長	吉 田	公 一 君
経 済 課	長	木 鉛	昌 夫 君
生 活 環 境 課	長	高 橋	利 夫 君
上 下 水 道 課	長	山 口	栄 美 君
学 校 教 育 課	長	菅 野	眞 照 君
子 育 て 支 援 課	長	藤 田	良 枝 君
生 涯 学 習 課	長	木 村	光 之 君
幼 稚 園	長	鈴 木	美智子 君
大 谷 保 育 所	長	小 崎	佐智子 君
木 原 保 育 所	長	沼 崎	公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 野	克 美
書 記	木 村	弘 子
書 記	糸 賀	一 志

午前11時00分 開議

○委員長（石川 修君） 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会のご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員数は14名でございます。

それでは、ただいまより、決算審査特別委員会を開会いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第10号から議案第17号まで、各会計の決算認定及び剰余金の処分の8議案となっております。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので、省略いたします。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書ページ数及び科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。

また執行部におかれましても、明快な答弁をお願いいたします。

さらに、発言の際には挙手をしていただき、発言許可をいただいてから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

○委員長（石川 修君） 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、決算書34、35ページの款16、財産収入の中の1、不動産売払収入これが36万9,000円ありますけれど、この土地建物はどこなのかと面積をお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

この土地建物売払収入につきましては、場所が布佐1122の2、面積が123平米でございます。

売り払いの単価は3,000円となっております。

これにつきましては、道路敷きを購入されたお宅の敷地と道路敷の間の土地ということで払下げをしております。

それでは、この売り払いにつきましては数字は以上なのですが、道路絡みありますので、都市建設課長より、またご説明いたします。

○委員長（石川 修君） 都市建設課長 吉田公一君。

○都市建設課長（吉田公一君） それでは道路の状況についてご説明いたします。

こちらのほうは村道1245号線、布佐地区になります。

こちらの道路につきましては、隣接地が勾配のある斜面の山の形状になっておりました。

こちらのほうを今回、希望された方の民地が接続しているわけですが、そちらを平らに

いたしまして、道路の分だけが法で不都合な状況になっております。

こちらの払い下げの申し出がありましたので、道路といたしましても道路の機能分の幅員等は確保しておりますことから、今回、払い下げに応じまして道路のほうを払い下げいたしました。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、了解しました。

○委員長（石川 修君） 質疑ございませんか。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 報告書の177ページにも、米ゲル加工食品開発事業費249万4,800円の内訳の中で、どの程度の開発事業が行われたのか説明をお願いしたいのですが。

○委員長（石川 修君） 報告書。

○委員（竹部澄雄君） 決算書、177ページ。

○委員長（石川 修君） 177ページ、米ゲル、8番。

企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 竹部委員のご質問にお答えいたします。

米ゲル加工商品につきましては、3月に、ことし3月1日ですね試食会、このときには11品目の試食を行いました。

その後ですね、商品として年度が変わってからになるのですけれども、現在、売られているものが、私の知っている限りは、三つだと思うのですけれども、実際には事業者さんが独自に作ったものを売っているようなので、3品目以上は今、売っていると思います。

この予算で作りました試食品については11品目を作って試食に提供をしております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 商品化された米ゲルの際、民間の方の作品っていうか出品が多かったと思うのですけれども、この委託している業者に約49万円という形ですよ。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） この委託料につきましては、商品を開発するに当たって、コンサルタントをお願いしておりますので、そちらへの委託料ということになります。

今、業者さんで販売しているものについては、これは業者さんが独自に仕入れて販売しているものでございますので、この委託料はあくまでも開発まで、その試食会の開催までということになっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） はい、了解しました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、それでは同じページで質問させていただきたいと思います。

同じく177ページの上のほう、1番上の6番健康農園事業費、委託料の中に維持管理委託料の公園管理委託料、これは前年度まではこの科目はなかったのですが、これはどういったことなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまの山崎委員のご質問にお答えいたします。

公園管理委託料につきましては、平成27年度までは観光協会のほうで支出をしております。

平成28年度からですね、農園の利用料を一般会計のほうで受けまして、支出のほうも一般会計のほうをとおして行ったということで平成28年度から出てきております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書のほうの101ページの工業関係ということで、美浦工業クラブが1社ふえましたということなのですが、この1社を教えてください。

たしか昨年までは25社だったと思うのですがふえましたよということなので、教えてください。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 1社につきましては、橋本ブラシと記憶しております。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） わかりました。

それでは工業関係の中で、美浦村では企業は200社を超えるということなのですが、この200社の中で美浦村の人の雇用はどのくらいあるかということは、実際にわかっているのか、それともそういう調査は特別してないのかなという。

何でかといいますと、即、美浦村では働く場所がないのだよっていうことを、企業ですからレベルはあると思うのですが、よく言われるのですが、美浦村で200社超えるということは、今200社の中で美浦村としても雇用が、いや、実際はこれだけあるのだっていうことが、話の中で発せられることができればなと思うので、質問しているわけなのですが、もし教えていただければ。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問でございますが、美浦村の工場等に従事する従業者ということでございますと、申しわけございません。

手元に資料ございませんので、調べまして後ほどご回答させていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員、資料を提出でいいのかな。

○委員（小泉輝忠君） はい。

○委員長（石川 修君） 経済課長、資料の提出ということで、後で提出してください。
岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 予算書の63ページです。

総務費、総務管理費、一般管理費の8番、行政不服審査会費です。

これは行政不服審査法の変ったことによって、条例改正した過去経過があったと思うのですが、その際に行政不服審査会というものは、不服審査の申し立てがあって、村長が必要と認める場合には、行政不服審査委員会を開催するという事になっていたと思うのですが、平成28年度の行政不服審査申し立てはゼロ件だと認識しているのですが、それでこの行政不服審査会を実際に開催しているっていうのは額からすると、多分2名かと想定するのですが、これは、ただ顔合わせで集まったのでしょうか、それとも開催して何か検討する必要性があったのでしょうか。

その需用費ですか、2款1項5目11節からとなると総務管理費の中の需用費になると思うのですが、この1万4,000円というのは例えば何らかの物品に関するものなのか、それも聞かせてください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまの岡沢委員のご質問にお答えいたします。

行政不服審査会でございますが、平成28年度からスタートということで3人の方を委員委嘱をさせていただいております。

実際に2名の方が出席されたわけでございますが、最初の顔合わせと委嘱ということで会議を開いてございます。

それと、需用費でございますが、こちらの需用費ですけれども、消耗品として購入予定でございましたが、実際には負担行為はされておらず、残額として不用額としてなっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 不用額となりますと、当然平成27年度当初予算で予定、何か購入する予定があって予算化されていたと思うのですが、流用ということは、行政不服審査会費にかかわる備品購入とかで予定されていたという前提で考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） 先ほど不用額と申しましたけれども、大変申しわけありませんでした。

こちらにつきましては、ちょっと手元に資料はございませんので、調べまして後ほど報告させていただきたいと思っております。

○委員長（石川 修君） よろしいですか。

林委員。

○委員（林 昌子君） それではですね、ただ今、決算書の63ページ開いておりますので、その下のですね、9の舟子研究施設管理費16万6,320円計上されておりますが、当初予算では23万8,000円計上されておまして、実際に上下水道使用料が需用費としてあがっていたのですが、今回ございませんけれども、この理由を教えてくださいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの舟子研究施設管理費でございますが、実際には防犯警備委託料ということで支出をさせていただいております。

それと光熱水費等につきましては、舟子の下水処理施設からですね、電気等とか引き込んでおまして、こちらの予算からの算出はないということでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは、この舟子の施設を利用した上下水道の実績がなかったということで理解してよろしいですね。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） はい、ございませんでした。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 123ページをお願いしたいのですが。

6番の障がい者地域生活支援事業費の中で、ほびき園にこれ毎回上がっておるようなのですが、委託内容とか云々詳細わかりましたらお願いしたいのと、もう1点はですね、前の121ページのいわき市社会福祉センター運営っていうのが1万円上がっております。

この2点ほどですね、説明会などをお願いしたいと思っております。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えさせていただきます。

まずはほびき園でございますけれども、ほびき園のほうはですね、実際のところ、精神障害の相談事業っていうことで委託契約をさせていただいております。

その絡みでのこの業務委託料ということで発生しております。

それからもう1点ですが、121ページのいわき市社会福祉センター運営ということで本村から、そちらの施設に入所されている方がいらっしゃるのですが、その施設を利用するに当たって、1万円を負担金という形でお支払いという形で出ておるところでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 45ページになるのですが、給食費の問題ね、これは恐らく未納者がまだおられるということだというふうに理解しておるのですが、これ安中学校というのはないのですけどね。

今どのくらいの未納者がおるのか、それ未納者に対してどのような対応しているのかその辺をお尋ねをお願いしたいです。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 菅野君。

○学校教育課長（菅野眞照君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の未納額に関しましては新しい数字を整理したものがございますので、休憩あけに提出をさせていただきたいと思います。

いま安中小の未納額がないということでございますが、それは実際そのとおりでございます、安中小に関しましては未納額がないということでございます。

未納者に対する対策といたしましては、年に１度にはなるのですが、未納者に対して督促の通知を差し上げておりまして、それで納入の督促をすると同時に、現在も分割でですね、払っていただいている方がおりまして、その部分に関しまして収入が毎年こういう形で上がってくるところでございます、毎年度少しずつ解消には向かっているところでございます。

新規には基本的には今の制度上、児童手当等からの充当という言葉が適切ではございませんが、給食費を、その中から払うという日本の中での制度ができ上がっておりますので、そこで払うという部分が美浦村もきちんとそれに対応してやっておりますので、新たには基本的に発生しないということになっておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書の183ページの観光振興事業費、この中の下の補助金ですが、1番、2番。

特に2番についての、内容をもうちょっと具体的にご説明いただきたいと思うのですが、後で資料提出でも結構ですが、よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまのご質問でございますが、申し訳ございません、2番、3番というのは。

○委員長（石川 修君） 補助金でしょう、木原城山まつり。

松村委員。

○委員（松村広志君） 確認ですが、183ページの2の観光振興事業費、ごらんいただいていますか。

10補助金についてお尋ねしております。

○委員長（石川 修君） 補助金の観光協会と木原城山まつり140万円のことでしょ。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

観光協会のほうに70万円、補助金として支出しております。

それと木原城山まつり実行委員会のほうには、140万円。

これは増減ではなくその内容ということですか。

○委員（松村広志君） 内容を含めどのような理由なのか。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 観光協会のほうにつきましては、美浦村の観光振興のためにパンフレット等を作成したり、いろいろなお祭りのほうに参加をして美浦村のPRをしておるということで70万円を支出しております。

それに城山まつりにつきましては、4月に行われます木原城山まつり、こちらの実行委員会のほうに、このお祭りの運営のほとんどを任せておりますので、これにつきましては木原城山まつりの実行費ということで委員会のほうに140万円を支出してございます。

○委員長（石川 修君） 松村委員、よろしいですか。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） それでは観光協会につきましては、事業報告書101ページ下段からでございます、観光協会が行っておりますPR事業といたしましては「いばらきまつり」での物産展をしたり、大洗町マリンタワーで行われます「あんこう祭り」こちらのほうに出店をいたします。

それから、12月に行なわれますJRA中山競馬場での「美浦ステーキス」、それから成田空港での「空市」、それから稲敷市で行われます、花火のときに行われます「いなしき夏まつり」、それから福島県大玉村での物産展、それから美浦村で行われます「産業フェスティバル」において特産品フェア、それからトレセンの広報会館にございますターフプラザ内に設置されておりますPRコーナーで本村のPR、それから健康農園事業などによります都市農村交流、このようなもので活動されている観光協会に補助金を支出してございます。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） まさに今、おっしゃったところを見合わせて私もお尋ねしたかったのですが、その部分の内容に関して、実際補助金の1番2番ていうものと、全体の金額を鑑みてこの割り振りというか詳細が知りたかったので、今ここではないと思うので、あとでお尋ねしたいと思います。

ちょっとその辺がこの説明の中では、報告書と照らして説明があまり整合取れないというか、わかりづらいという気がしたので、ちょっと具体的に後でお尋ねしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 松村委員、例えばね今、事業報告書見ているのだけでも、特産品フェアには幾ら使ったとか、PRコーナーでは幾ら使ったとかっていう具体的な数字を出してほしいということですか。

経済課長、それは後でわかる範囲で、これは事業報告あるのだからそれは数字出ると思

うので、出ない。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） これは観光協会の方に補助金としてお渡ししていますので、観光協会のほうから上がっております決算報告、そちらの資料ということになると思います。

ですから今、ご要望のような、イベントごとの消耗品が幾らであるとかまでは、すぐにはそろわないかと思うのですが、観光協会のほうの事業報告書のほうはありますのでご用意したいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 松村委員、それでよろしいですか。

○委員（松村広志君） 結構です。

○委員長（石川 修君） 城山まつりの決算書あるでしょ、出ているよね。

それも一緒に添付してあげれば補助金の実行委員会のほうに140万円出ていますから、その中身については、決算書見ればわかると思うので、経済課長、あわせてその決算書も提出ということでよろしいですか。

○経済課長（木鉛昌夫君） はい、わかりました。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 決算書の161ページの公害対策事業費の13番、委託料の中の公害関連苦情処理委託料とあるのですが、どういう苦情の処理の委託料なのでしょう。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

課長、ちょっとマイク近づけて聞こえないから、元気よく。

○生活環境課長（高橋利夫君） 竹部委員のご質問にお答えいたします。

公害対策事業費の公害関連苦情処理委託料9万6,120円についてでございますが、ハチの巣の駆除6回分の委託費ということでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） このハチの巣の駆除の補助金で、これ8件に対してっていうのは今わかりましたけど、公害対策でハチの巣以外の苦情処理というのはないのですか。

○生活環境課長（高橋利夫君） 9万6,120円にしましては。

○委員長（石川 修君） 挙手をして。

生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 苦情処理委託料9万6,120にしましては、ハチの巣の駆除ということでございますが、お金の支出してないものに関しましては、例えば犬の関係の駆除そういうものがございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 犬とか猫とかってあるということですか。

ということは、それは要するにこの委託料の中に入らないと。

○生活環境課長（高橋利夫君） はい、あの……。

○委員長（石川 修君） 再度申し上げます。

挙手をもってお願いしたいと思います。

生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） はい、大変失礼しました。

ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年度につきましては、ハチの巣の駆除6回分の委託費以外には、支出のほうございません。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 公害苦情処理というのはハチの巣だけということですね。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 繰り返しになってしまって申しわけないと思うわけですが、平成28年度に関しましては、ハチの巣の駆除6回分の委託費ということでございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） ハチの巣は公害ってということで公害処理で、この報告は公害ということでハチの巣は公害ということですね。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

9万6,120円については、ハチの巣の苦情なんだけども、それ以外に、水質検査委託料とかってあるんだから。

○委員（竹部澄雄君） 公害苦情は、ハチの巣駆除だけであって、犬とか猫とかはいつてない。犬・猫は、お金が発生しないっていうから。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 公開関連苦情処理の委託料として支払っているものは、ハチの巣の駆除6回分ということですが、その他の苦情等処理につきましては。

○委員長（石川 修君） 高橋課長に申し上げます。

マイクを近づけて大きな声で答弁してください。

○生活環境課長（高橋利夫君） その他の苦情処理につきましては、業者委託ということではなくて、職員のほうで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 衛生費に関しての公害の苦情処理っていうのは、ハチの巣ということでした。

ということは、ほかはないってことなんで了解しました。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 北出 攻君

○経済建設部長（北出 攻君） 公害関係苦情処理委託料、これにつきましては、平成28年度に関しましては、ハチの巣の駆除、これを道路とか公共地にあった場合には、こちらで支出していると。

そのほかで、もし公害等でいろいろあった場合には支出する予定でございましたが、平成28年度に関しては、支出はなかったということでございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 了解しました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今の質問に関連してなんですけれど。

この事業報告書の中で、先ほど課長はスズメバチの巣の駆除が6回っておっしゃっていましたが、この報告書のところには21件の申請があり、っていうふうに書いてあるんですけど、申請は21件あって補助金を出したのは6件だけということなののでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

個人から申請のありましたハチの巣の駆除の補助金でございますが、これは21件ということでございまして、こちらのもう一つの公害関連苦情処理委託料につきましては、個人からのものではなくって、先ほど北出経済建設部長のほうからお話がありましており、道路とか公園とか公共施設など、そういうところにつくったそのハチの巣を駆除するものでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、この21件11万3,300円というのは13番委託料の公害関連苦情処理委託料の中には含まれなくて、1番下のこの10番補助金11万3,300円というこれが、この21件のスズメバチ駆除の補助金ということなのですね。

○委員長（石川 修君） 163ページの1番上。

生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 今、山崎委員がおっしゃられたこと、そのとおりでございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の73ページです。

美浦馬 G 1 制覇 P R 事業費 82 万 1,340 円、平成 27 年度の実績は 50 万 5,000 円で約 30 万ふえています。これは 1 着になった回数が当然ふえたからだと解釈しています。

それで、事業報告書を見たら実施したのは 13 回とありますので、単純計算すると 1 回当たりの費用は 6 万 3,000 円ぐらいになるのです。これは、垂れ幕の制作費用だと私は考えます。

実際、そこに垂れ幕をつけているのは職員の皆さんがやっているのをよく耳にしています。当然、1 着になる回数がふえれば、どんどんどんどん予算は膨れ上がることになりますが、まず、1 回当たり 6 万 3,000 円は垂れ幕の制作費と考えてよいのかということと、これは 1 着になる回数がふえれば美浦村としてはうれしいことかもしれませんが、それによって執行額がふえるのが当然だと考えるのか。あるいは、1 回の費用、垂れ幕の制作費用だとかをもう少しカットできないのかということ。

それから、なかなか言い出しづらいことなのですが、この P R 事業費そのものなのですが、本村では今、缶バッジに馬をあしらひ、「みほ一す」というマスコットキャラクターが今活躍しているところです。そういう観点であれば、私は毎回毎回、1 着になった栄位をたたえるという趣旨はわかるのですが、毎回毎回、垂れ幕を下げてやるのではなくて、例えば、この缶バッジのようになにか「みほ一す」をモチーフにしたようなものを、永年ずっとやっていく。どこかに掲示していくとかのほうが、美浦村の P R にはなるのではないかと考えられます。掲示期間というのは短い限られた時間なので、そこら辺どうなのでしょう。別の形で、1 度何かをくっつけたら、それで美浦村をずっと P R していくのか。そういった方法に変えられないかと。これは私の考えですが、その点も含めてお聞かせください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

まず、横断幕の単価でございますが、割った金額 6 万数千円が 1 回当たりの単価となります。

通常は 1 回のレースで両面、国道の上りと下り両面から両方から見られるようにつくりましますが、事業報告書 32 ページをごらんいただくと日にちが書いてございます。

平成 28 年 12 月 11 日、この日については国内で第 68 回阪神ジュベナイルフィリーズと下に海外の G 1 レース 12 月 11 日に香港ヴァーズと香港カップ、1 日に 3 頭が勝ったというときがありました。当然、全部両面はできませんので、方面に日本のレースと方面に香港のレースを掲げてございます。回数がふえると同日になるとそういうこともあります。

最終的に、これが勝った限り今後ずっと続くかということでございますけれども、この横断幕が始まったころですね平成も 1 桁の時代だったかと思うのですが、美浦村の馬が年間 G 1 が 20 レース近くあったときに、2 レースしか勝てないときがありました。それで、ぜひとも頑張っていただきたいということで、G 1 で美浦の馬が勝ったらば、横断幕

やりましょうということでトレセンのほうに話して、その事業が今まで続いているわけでございます。

今後ですね、たくさん勝ったときにそれはどうするかということでございますけども、村としては勝つということは非常に地元の人の関係者に希望を与えるというか、頑張っているということがありますので、私担当としては、今後も続けていきたいとは考えてございます。

全勝をできるようなことがあればね、もう予算は足らなくなるかと思うのですが、それについては村長や議員さん方にもですね、例えば、もうほとんど美浦の馬が勝つと、例えば、20数レースのうち17、8レースは美浦で勝つからそれは当然ですよということがあれば、ご相談はしたいと思っております。

あと、実際に予算の都合もあるので、これもどうしようかというのは今村長といろいろ協議しているのですが、電光掲示板というか、そういうものもちょっと考えたのかなということで、現時点でちょっと経費もかかるものですから、そういうものにすればこのG1のPRだけではなくて、いろんな行政のお知らせ、例えば、今は交通安全、あるいは、選挙に関しましても横断幕でやっているのですが、経費を考え、あとはやる手段を考えてそういうもので置きかえれば、一定の経費で何回勝っても大丈夫というようになる可能性もありますので、今そういう考えもございます。

ただ、現時点では、何レース勝ったら終わりにするとかそういうのはまだございません。

以上です。

○委員長（石川 修君） 村長 中島君。

○村長（中島 栄君） この掲示板については、今課長のほうから話がありましたけども、実は2勝とかね、10勝していないうちはそれほどの経費と負担にはならなかったのですが、あまり去年みたいに国内11勝、海外3勝、合計14勝もすると補正で予算を組んでいかないと、同じに横断幕を掲げられないというふうになってきてしまうので、これも2年ぐらい前から、栗東市と美浦村で陳情行ったときにですね、何とか今の栗東市も美浦村も環境整備費というものを、トレーニング・センターからいただいているので、その環境整備費の中で、そういう設備ができないものかということで、ことしも8月に行ってきたのですが、2回目。要請をしてきました。

そういう意味で、ある程度予算化をしてあげてくれば、環境整備費の中で大丈夫ですという答えはいただいておりますので、またことしからのかな、G1が二つぐらいふえるということなので、今24レースぐらいあるのかな。それにまた、二つぐらいふえるということになるとG1の数もどんどんふえてくると、美浦の負担もふえてくるのかなというふうに思うので、できれば早目に今、課長が言ったように、電光掲示板的な部分を導入できれば、競馬のG1のレースだけではなくですね、いろんなイベントをまた1年間の交通安全、あとは選挙の期間中とかね、いろんな部分でその掲示板を使えるようになるのかなと

いうふうに思いますので、早目に予算化をして、トレセンのほうの年間の環境整備費の中に入れていってもらって、J R Aのほうからも了解をいただいて整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私も実は電光掲示板のようなものを言おうかなと思っていたのですが、垂れ幕なんかよりもそっちのが逆に高いのだよなって言われてしまったのは藪蛇ですから言わないほうがいいなと思っていたら、そういう構想があるのであれば、ぜひ私も賛同したいと思っています。

本村の事業で馬関連事業と言えば、村長も述べて今ふれていましたが、J R A美浦トレーニング・センター周辺関係で環境整備事業費とか周辺地区との調整関係とか美浦ステークスとかいろいろありますから、このことも、やはり何らかの形で取り組むというのは必要だとは思っています。

ただやっぱり、経費がかさんでいく状況、それを単年度でなくて複数年度で見ると、若干負担になるのではないかなということもあるので質問させていただきました。

それで質問した中に1点。1回当たり予算のコストを下げる。

例えば、制作費をもっと、短期間風雨に耐えられればいいようなものにするとか、そういったコストとか、そういったことについては検討されてないんでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

今の横断幕について、当初、どういった形でやるのが早くて経費が安いかなということで導入したときに考えました。そのときに、使い捨ての看板、1回きりですね、今の生地はテント地のような貼り替えがきくものなのですが、その1回で使い捨てにしてしまうものと経費を比べまして、経費的には若干の使い捨てのほうが、安いかなというのがあったのですけれども、G 1の時期、レースが週に1回あるときがあります。そうすると、制作についてはシールのほうが早くできるということありましたので、経費と期間と見まして経費はちょっとかかるかもしれないけども、すぐできるということで今のテント地に名前のシールですね、馬の名前とレースの名前を貼り替える形にしております。

ほかの業者さんも、今やっている業者さん以外からも、いろんな提案はありますので、現在でもどういったものが安くて早くできるかなというのは考えております。

地元の業者さんも、いろんな提案も持ってくる場合もありますので、今の形がもうずっと続くということではなくて、経費についても考えているということなのでございます。

最初に言ったように、期間と経費の関係で今の馬の名前、レース名を貼り替えるということで、運用してございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいま村長も入れて3回答えていただいたことで十分に納得いたしました。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 事業報告書の14ページ、積立金のほうなのですが、ふるさと応援基金積立金がございますが、平成27年度は2,380万3,000円ございましたが、本年度は1,753万8,000円。626万5,000円が減っております。この原因というものは、どういうことが考えられますでしょうか。美浦村の魅力が落ちてきたのかなというような懸念もありますが、いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 葉梨委員のご質問にお答えいたします。

美浦村では一昨年ですね、インターネットを利用したポイント制、それを12月から導入しまして、そのときに、その前の年まで数十万円だったものが2,000万円以上というところまで増えてございます。平成28年度につきましては、当然同様のもので寄附を募っているのですけれども、皆様もニュースや新聞でいろいろ見ているかと思うのですけれども、各市町村、力を入れているところは、本当に広告を出したり、返礼品をいろいろ考えたりしてございます。

美浦村でも、ふやしてはいるのですけれども、やはり、全国的に市町村競争でやっていますので、原因というのは、その競争の中で寄附する方が、ちょっとでも自分の意にかなったというか、返礼品も含めて、地域も含めて、そういういろんな選択肢の中で、美浦村は若干減ってしまったということではないかと考えております。

具体的に、これが本当の原因ですよというのはいわかりませんが、地域の競争あるいは返礼品の内容等によって減っているのかなと感じております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 返礼品の件なのですけれども、前総務大臣の高市先生から30%以内に抑えるようにという各自治体にお達しがあったのですが、美浦村の返礼品は、どういったものを、どれぐらいの価格のものを返礼品として扱っているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 全体的な返礼品の返礼割合なのですけれども、美浦村も大体、その寄附額の3割程度を返礼品として、その報償費として使っております。

ただ、先ほどのインターネットを使つてのPRとか、あるいは送料等ありますので、そのようなものを含めると経費としては大体半分、寄附額の半分が経費、そのうちの30%が返礼品のものの金額ということになります。

ホームページ、チラシを見ていただくと、皆さんご存じかと思うのですけれども、1万円程度のものから、高額なものについては、100万円以上のものもありますので、ただ平均的

に言いますと、大体、その半分が経費で3割がそのものの金額ということになってございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 本村PRなるよう、あと産業の発展につながるよう、魅力ある返礼品を考えていただいて、本村をPRしていただきたいと思いますよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 高額な返礼品の中で美浦村でも特異なというか、江戸小紋の反物ですね、返礼品として出しているのですが、その中で金額としては、もう、相当高額の100万円台の江戸小紋も昨年は返礼品として出ましたので、高額なものとは限らないのですが、美浦村のPRにつながるようなものにつきましては考えていきたいと思っています。

さらに、議員の皆さんでも、こういうものもあるよということがあれば、ぜひとも教えていただいて、あるいは、それを売っている事業者さんに話していただいて、やったらどうかというものでPRをしていただければ幸いです。

○委員長（石川 修君） それでは質疑の途中でございますけれども、ここで暫時休憩いたします。

再開時間は、11時15分といたします。この時計ですから、この時計で15分。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 開議

○委員長（石川 修君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど学校教育課、それから経済課のほうから資料の提出がございますので、それぞれ報告をお願いしたいと思います。

学校教育課長 菅野君。

○学校教育課長（菅野眞照君） 先ほど小泉嘉忠委員のほうからご質問いただきました件に関しまして、数字のほうを監査資料を基に若干の説明を加えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

まず、給食費の滞納状況でございますが、木原小学校が……。

○委員長（石川 修君） ページ数。

○学校教育課長（菅野眞照君） すいません。口頭のための説明になりますがよろしいでしょうか。

給食費の滞納に関するご説明になります。

木原小学校が現在、平成28年度末で滞納のある人数が20、世帯数で19でございます。資料は後であげさせます。年度末の滞納額が153万1,320円でございます。年度内の納入額が

7万9,360円でした。

続きまして大谷小学校、滞納人数、14、10世帯でございます。年度末未納額ですね、滞納額が109万3,524円。昨年度中の納入が2万3,827円でした。

最後に美浦中学校でございます。滞納者数41、世帯数として31でございます。滞納累計額が182万9,694円。昨年度の納入額は12万5,873円でした。

なお、この資料に関しましては、本日中に上げさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 経済課のほうから、先ほど松村委員からご質問のございました、決算書で言いますと183ページになります、観光協会と城山まつりの補助金の内訳ということでございます。

こちらにつきましても、各団体から出されました収支決算書のほうが手元でございますが、ただいまスマートのほうに上げる時間がちょっとないということでございますので、簡単に口頭でご説明させていただきまして、後ほど議会事務局のほうで議員の皆様にはスマートのほうにアップしてもらうということでお願いしたいと思います。

まず、観光協会のほうでございますが、支出といたしましては、会議費で1,915円、事務費で7,554円、事業費で72万5,265円となっております。

事業費につきましては、観光物産展の販売促進用品、こちらが38万円ですね、それから常陸秋そばフェアで7万円、観光パンフレット10万円、観光のPR商品バッチですね缶バッチですこちらが8万8,000円、観光農園に8万5,000円と。こちら詳細は後ほど資料で確認させていただきたいと思います。支出のほうが73万4,734円となっております。

それから、城山まつりのほうですが、こちらは支出のほうが渉外関係経費で7万5,600円、広報関係費で7万3,000円、イベントで20万7,000円、それから会場関係費で157万3,000円、雑費2,000円ということで、合計で193万1,068円と。こちらは例年ですと歳入240万に対して、ことは歳出193万1,000円となっております繰越が多いように思われますが、通常ですと大変厳しくトントンなのですが、ことはあまりの悪天候で、お楽しみ抽せん会とか、それから、あらかじめやきそばの量を減らしたり、もう売れないことを見込んで支出を抑えてございましたので、このようなことになっておりますが、通常ですと支出が本当に収入といっぱいいっぱいで、平成28年度につきましても、会場設営費のほうで予算を20万円増額して交付しているという状況でございます。

わかりづらい説明で申しわけございません。後ほど資料のほうは、アップさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 資料につきましてはですね、昼休み中、それぞれタブレットのほうへ入ると思いますのでご参照ください。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 私のほうからですね、ページが23ページになります。

その前にですね、美浦村の……。

〔「事業報告書かな」と呼ぶものあり〕

○委員（下村 宏君） 違います。決算書の13ページです。ごめんなさい。決算書の13ページ。事業のほうで見ますと、事業報告書では20ページ。ちょっと掲載してある部分があるのですが、この中で、徴収率がものすごくいいというようなことで、まず、評価をしたいというふうに思います。

特に、固定資産税については、県内で第2位というようなことでありますので、私の村よりいいところ1カ所しかないというようなことを見たときには、かなり努力をしているなというようなことは見てとれます。

そのような中であってもですね、不納欠損額も発生し、収入未済額も発生をしております。この不納欠損及び収納未済額ですね、年次別の明細、何人いて、どのくらいなのかというような資料、できればですね、13日の委員会のときには出してほしいなというふうに思います。

それと、軽トラック関係なのですが、不納欠損額が32万3,300円出ております。軽トラ、大体平均1万円とみても32台が税金を踏み倒しているっていうようなことだと思いますので、こういう軽トラック持っている人が、払わないで逃げちゃうっていうのは、やっぱりおかしいと思うので、逃げられないような方策、例えば、行方不明になっても大丈夫なように、軽トラックの申請を出すときには、マイナンバーを出すとか、そういった方法をとってですね、行方不明になっても見つけれられるような方法で作業のほうであればお願いしたいというふうに思うのですが、その辺は担当課のほうの中で、そういうことできるのかどうかをちょっと確認してですね、あとは、13日に詳細を出してほしいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 収納課長 濱田勘木君。

○収納課長（濱田勘木君） 下村委員の質問にお答えいたします。

まず、年次別の不納欠損額、収入未済額というところでございますが、今手元に過去の平成27年以降のデータちょっと今手元にございませんので、お調べをして後日、提供させていただきます。

それから軽自動車税の不納欠損額32万3,300円。この、行方不明者といいますか、その逃げられない対策ということでございますが、現在、何といたしましょうか、実際にこれだけの額が発生してしまっているものですから、全体的な額としてはかなり入ってるわけでございますが、さらに収納を進めるということで担当者とも協議をしながら、なるべく不納

欠損の額を減らすように何らかの策を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 今答弁がありましたようにですね、ぜひ、税の公平性っていうようなことからですね、引き続き、今第2位というようなことで、1位を目指して、整理のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 収納課長、それでは年次の個別の件につきましては、13日の委員会までにはタブレットのほうに、掲示してほしいことをお願いしておきます。

○収納課長（濱田勘木君） はい、わかりました。

○委員長（石川 修君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 報告書の8ページ、お願いします。

下のほうの産業後継者対策で地域の担い手の対策として、結婚ということが村でも、事業の一環として、以前から取り組まれていると思うのですが、カップリングパーティーを催すための運営資金等に関して、その下の段、参加希望者が少数のためパーティーは中止となり、交付しなかったというようなことを受けて、以前の委員会で村長から、もうちょっと広域で、美浦だけでなくて広域でそういったことも考えて何か改善をしていきたいというような趣旨のお話があったかなと思います。そのことに関して何か検討されたのか。また、周りの自治体等にその働きかけできたのか。総務もしくは村長、お願いいたします。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 年に1度だけやっていたのですが、それを年2回やろうということで、年2回やってきていたのですが、なかなか村内の男の方は村内から、女性の方は村外からの募集を募ってやってきたのですが、なかなかもう、男の人たちもだんだんこう変わってない人たちの参加ということもあって、なかなか集まる、また参加する人も少なくなってきたしまっているというのが現状なので、先ほど松村委員がおっしゃったように、美浦村だけではなくですね、近隣の、やはり立ち上げは美浦村結構早くカップリングパーティーの部分は事業化したのですが、美浦村の部分を見ながら稲敷市とか、よそも後から立ち上げて、今では、美浦村より参加率がよそのがよくなってきている可能性があります。ですから、もう少し範囲を広げた中でやったほうが効果はあるのかなというふうに思っています。そういう投げかけも今度はしていこうということで、商工会の青年部の皆さんにお願いをしてやってきたのですが、県の出会いサポートセンターの応援を借りたりもしていますけども、ちょっと美浦の中では今、マンネリ化した、新たに男の人が参加を希望するとかいうふうにしていかないと変わっていかないのかなというふうに思っております。

これについてもぜひ、ことしもですね、よその地区とそういうことができるかどうかを協議しながら、せっかく事業をして今までにカップルとして結婚されたのは2人。1人は補助金を出しましたけども、最初のうちは5組ぐらいが、お付き合いしますということで上がってくるのですが、1年ぐらいたつとそれがすっとしぼんじやって、つき合いを継続しているあれは聞こえてこないの、少しく女性に特典を与えて、いろんなことを仕掛けていますのですけども、男性の方、もう少し美浦の男性方、もう少し積極的にこう動いてくれないとあれかなというふうに思います。

そういうことも踏まえて、近隣のこういうカップリングパーティー的な部分を一緒にやっていたらというふうには考えております。

ことしはもう少し、商工会青年部以外的美浦村も入って、よその地区とそういうことができるか協議を進めたいと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 事業報告書の31ページ的美浦ステーキと美浦村観光物産の件なのですが、昨年度、美浦中学校の吹奏楽部がお昼休みを利用して吹奏を実施し、観客に大変好評だったのですが、今年度も継続してできるようにJRAのほうにはお願いするのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 昨年初めて美浦ステーキの祭にですね、今、竹部委員からお話ありましたように、美浦中学校の吹奏楽部が演奏させていただいたということでありました。大変好評だったということで伺っています。

私もその場にいたのですが、ただ今年度つきましては、まだ正式な動きはしていない状況であります。去年、演奏が終わった後の状況のところの話をしましたら、なかなか引き続きやるかどうかについては、いろいろな、どういった問題があるのか具体的にはわかりませんが、いろいろあちらの事情もあるということがありましたので、できればことしも、こちらとしてはやりたいと考えておりますが、競馬会の事情というのも踏まえながら、それは考えて対応していきたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） そうですね、好評だったのですが、JRAのほうの開催日のいろいろな都合もありますし、向こうからどういうふうになっているのかっていうのをこちらから聞くのもあれですし、依頼があってからではなくて、陳情は一応陳情だけはしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書の37じゃないです。

73ページ下、失礼しました。

ここの1番上のマスの中の10の補助金の5万円という、国際交流ボランティアの育成補助金というやつですね。

それで事業報告書で33ページの部分の真ん中辺のですね、事業報告書33ページです。

真ん中辺に国際交流の部分で美浦村国際交流協会、ここに在村の外国人を対象に日本語教室であったり、村内小学校での日本語学習補助、ば一つと書いてあるのですが、こっちの補助金73ページの決算書に戻って、補助金5万円。これ5万円ですね、ここまで動きできんのかどうか、どんなことやってきたのかちょっと教えてもらっていいですか。

と言うのは、私ですね、知り合いもちょっと何人かいるものですから、ちょっと視察行くよってということで、一度バスを頼まれたことあるんですよ。

実際、5万円じゃ動かないよと言ったら、そのあと梨の礫だったのですけども。これ、こんな事業していて、どっちもどっちで5万円なんかでできるんでしょうかという、実際に、どんな動きでどういうことやったんでしょうか、教えてください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

国際交流ボランティア協会では、ここに書いてますとおり、主に小・中学校の外国人、日本語がほとんどできない家庭の指導をしていただいております。

回数につきましては、大谷小、美浦中それぞれ、記憶では、週1回お願いしていたかと思うのですけども、それにつきましては、いろんな兄弟ですねその部分について補助しているという状況でございます。

実際に、その教えていただいている方の人件費とか、交通費とかそういうのは、国際交流ボランティア協会のほうで、ボランティアとしてやっていただいているというのが現状でございます。

5万円の内訳というか国際ボランティア協会では、皆さん各種イベント、例えば、文化祭ですとか木原の城山まつり等にブースを出展して、いろんな食品とかそういうものを販売して、ご自分たちで収益というか、活動費を得ているところもございます。そういうもので、この5万円だけでは確かに資料代ぐらいにしかないとは思いますが、現状としましては、その方々のご厚意というかボランティアでやっていただいているのが現状でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） はい、わかりました。

本当に好意のボランティアでやっているということですよ。

一度、何だろうかな、ちょっとバス1回頼めるかなってあったものですから、ちょうど5万円だったもので、あれーと思ったもので、それだけでは動かないですよ、バス。ということで話したことがあったのですが、こっちの事業報告書のほう見ますと、これだけ動いてると、今、週1でとおっしゃって、教材費ということで、それによって、なおかつ

そういったブースを作っているいろんなフェスティバルなり何なりの時に集めたお金で、そこから自分たちで出しているってというような解釈でいいってことですね。

逆にもうちょっと、下げろ、下げろっていうのに、ちょっとふやしてくれなんていうの何なのですけどもね。

その辺いかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 今の消耗品等あるいは、たしかボランティア協会でも、いろいろな日本語学習の研修会のようなものもございます。あとは、会として茨城県の外国人スピーチコンテスト等の審査員等も会長は行っているというようなことを伺っております。

その中で、確かに村としてもいろいろな活動をしていただいているので、本当にいろいろなところで協力はしていきたいと考えているのですが、現時点でボランティア協会のほうでも、何とかこれでやっていただいているという状況でございますので、これをふやすというのはなかなか財政的にも厳しいものはあるんですけども、今後とも、協会のほうといろいろ打ち合わせをしながらやっていきたいと考えてございます。

議員さんの中でも活動をいただいている方もいらっしゃいますので、本当に敬意を表したいと思います。

今後もしいろいろ詰めていきたいと思えます。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、事業報告書の90ページ、空き地に繁茂した雑草等の刈取除去関係です。

この項目の中の中ほどのところで、空き地を自己管理することができず、刈取を行わない者に対しては通知を送付し、っていうふうにありますけれど、これは、この平成28年度で送付は何件くらいあったのかとか、送付通知を出したところ、その中で刈取を実際行ってくれたって、もしくは、シルバー等に依頼をしたとかって、実際、空き地の刈取をした件数とかっていうものがわかりましたらお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、刈取の雑草除去の刈取依頼の送付件数、あと、その通知後の刈取の実施について、こちらちょっと手元に資料が持っておりませんので、調べまして、後ほど回答のほうをさせていただきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長、午後一で資料の提出をお願いします。

タブレットがちょっと具合悪いようなので、ちょっと待ってください。

はい、質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 村長にお伺いします。

土地利用報告書ですね81ページ。

災害救助関係で、応急仮設住宅の件なのですが、ただいま現在6件、341万1,200円を援助しているのですが、これは、福島への東日本大震災で被害を受けた家族が帰るまで援助をなされるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの竹部委員のご質問にお答えを申し上げます。

ただいま6世帯で341万1,200円の住宅の手当をしております。

これについては福島県と宮城県の県より、この代金をいただいております。

これがなくなる限りはですね、ずっと補助はし続けたいと思っておりますが、向こうが途中で切れちゃった場合は、それはこちらもほうとしても、それはなくなってしまうというようなことになろうかなと思っております。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

福島と宮城のほうの補助の件に関して、その補助がなくなり次第、美浦村は住宅仮設住宅の提供をストップするということで了解しました。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の173ページ。

農林水産業費の農業総務費の中で、5番、小さな拠点形成事業費で、委託料で、業務委託料、小さな拠点形成業務委託料で、美浦村の地域交流館ホームページ設計とか載っております。

それと、それに関連してですね、事業報告書の28ページの中で、⑤でフィルムコミッションということで、映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション誘致または撮影支援を行い、ということで、きっとフィルムコミッションで行った事業がいろいろホームページの中に動画としてアップされている事業ではないのかなというふうに推測するのですが、こちらの実際にですね、アップして、ホームページでアップをして、そのリンク数と、またこのフィルムコミッションで行ったこの動画に対しての効果というか、そういうものを、どの様に分析されているのかなっていうのをちょっとお尋ねしたいですね。

またさらに、その、このホームページの充実に対して、ことしの実績を踏まえて今考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

まず、173ページの委託料の中の美浦村地域交流館ホームページ設置業務等委託料につきましては、交流館のホームページの部分、村のホームページの中に入っているのですけれ

ども、小さな拠点形成業務の委託料でホームページはこの中の事業で整備して、こちらのホームページの設置業務は今、美浦村のホームページ上管理している会社に頼んで掲載したものでございます。

事業報告書の28ページのフィルムコミッションについては、特に今現在、ホームページとリンクしてやっている事業ではございません。フィルムコミッションはあくまでも外部から、例えば映画会社あるいはテレビ会社から美浦村をロケしたいよというときに調整しているものでございます。その際にですね、村のほうでも立ち会いをするときはあるのですけれども、芸能人あるいは著名人が来たときに、こちらで、そのものについての撮影、あるいはその撮影したものについては掲載ができないと思いますので、このフィルムコミッションで使用了のものについては、特にPRはしてないのは現状でございます。

美浦村ホームページの設置につきましては、いろんな動画を上げるということで、例えば、そのロケの現場は撮れなくても、例えば、今後ここでロケしましたとかそういうものが掲載できれば考えていきたいと思います。

今のところそのロケ地については、ここでロケしたというものは載せてございません。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解いたしました。

当初ですね、地域交流館竣工式前に美浦のPR版の動画をアップしたかと思うのですが、それがこちらの決算書のほうに入っている。

こちらの中の予算の中でやったものということでよろしいですね。

フィルムコミッションは、そうするとまた別に外部からいろんな委託がありってということでの撮影場所の提供とか、そういうところで、ここは別の事業だということで、今、認識をさせていただきましたけれども、実際にですね、平成28年度、このフィルムコミッションのほうですけれども、どのような問い合わせがあり、どのような撮影がなされたかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） ただいまの林委員の質問にお答えいたします。

まず、予算的には、林委員がおっしゃったように、交流館関係の動画については、小さな拠点形成業務委託の中で入ってございます。

フィルムコミッションのほうの事業につきましては、予算的には、あくまでも紹介になりますので、撮影の際も特に村では経費を要してないので、予算としては計上してないのですけれども、先ほど言ったように、テレビ会社あるいは映画会社からの問い合わせがあったときに対応するというので、平成28年度には直接村に問い合わせがあつてそれで撮影場所を提供したというのは、ちょっと記憶にございません。

一昨年は映画の撮影が、太陽光発電の大山地区、その倉庫の中で行われたのですが

も、平成28年度についてはちょっと記憶にございません。

ただ、問い合わせとしては、これは、例えばということで成立しなかったのですが、旧大山の病院についてちょっと撮影させてくれないかと。それも、心霊スポット的なところでどうかな。というような問い合わせはあったのですが、そういうものについてはちょっとそれは、施設にそぐわないということでお断りしております。

問い合わせは結構あるのですが、例えば、最近あったものについては、大家族があったら教えてほしいとか、あるいは美浦村で、何か高額所得者がいて、すごい家があるよとか、そういうものを紹介してくれないかと、そういうのはあるのですが、なかなか村の情報というか、村で例えば、住民票調べてということではいけないので、記憶にある範囲というか、役場の職員の知る範囲でお答えしていて、例えば、それがテレビに放映するほど、大家族のお宅はなかったとか、あるいは、豪邸をそんなにすごいのは記憶にないとか、そういうことで、実際には撮影になるのは、本当に年に1件2件だと思うのですが、いろんな問い合わせがあります。

例えば、そういった中で、美浦をPRできるものについては、極力協力してやっていきたいと思いますので、先ほど言ったように村のデータを使ってと、村のいろんな情報を使ってというのは無理がありますけれども、何かありましたら、また皆さんにもいろいろこういうこと知ってないかとありましたら、ご協力いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） どうもありがとうございました。

事業報告書のほうのフィルムコミッションの説明は了解したのですが、協力したということで心霊スポットの件とか、それも一つの実績ですのでね、その部分でここに上げているのかなっていうことは理解をさせていただきました。

決算書の173ページのほうでですね、最近も結構「みほ一す」の動画だとか、そういうもの本当に、多分それは、職員でアップしているのかなっていう気はするのですが、この委託料の中で、「みほ一す」の啓発というか、そういう部分は予算化されているこの中に含まれているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員のご質問にお答えいたします。

平成28年度の予算に関しましては、「みほ一す」がデビューしたのは3月26日になりますので、この中には動画の撮影は入ってございません。

今のホームページに掲載されているものについては、職員が撮って掲載しているというような状況でございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 大変失礼をいたしました。

平成28年度事業、今頭が一緒になってしまい申しわけございませんでした。

ただですね、結構最近動画のアップ率がすごくふえてきていますね。そういう意味では、美浦村外の方もすごくよく見ていらっしゃる方が、現実いらっしゃいます。ですので、これはすばらしい展開かなと思っております。そういう意味では、職員の技能というのかね能力、最大限に生かしながら、そういうPRに啓発活動されているということは敬意を表したいなと思いますので、これからもご努力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） そのようなことで取り組んでいきたいと思ひます。

全員協議会でもあったのですけれども、今、ゆるキャラグランプリにも出場しております。

きょうは見てないのですが、昨日の時点で117位ということで、県内では4番目ということになってはいるのですけれども、ぜひともそういうところでも、何とか上位に行ければと考えておりますので皆さんのご協力お願ひできればと思ひます。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） せっかくですね、「みほ一す」を3月26日に初お目見えしたのですけれども、まだ1年たたないのですけれども茨城の中でも今4位ぐらいで大体100位以内に入ると、改めてまた100位以内に入ったゆるキャラの抽せんっていうか人気の投票があるということなので、ぜひ11月いつまででしたっけ。100位以内を目指してちょっとやろうかなと思ひています。

アプリの中のブックマークで投票すると、今1番は、「カミスココくん」が1番で、2番目が隣の稲敷市の「いなすけ」で、3番目が「みとちゃん」蕁苞納豆の「みとちゃん」が、100位前後かな、その次は美浦の「みほ一す」なんで、ぜひいろんな意味で村のPR、美浦村を知ってもらうのにも、ゆるキャラで宣伝していくのも、一つの方法かなというふうに思っております。

テレビで見ましたらば、全国の自治体の農業集落排水とか、下水道のマンホールのかぶたをカードにして、いろいろやっているとこがあつて、ゆるキャラを入れたりいろんな取り組みを自治体が行っているんで、マンホールのかぶたにうちのゆるキャラも入れていくと話題性がかなり出るかなというふうに思っているんで、制作費がどのぐらいかかるかちょっとわかりませんが、新たに、まだ整備してない地区のマンホールには、そういうことも含めて、今回、金額的に余り高額な支出になるとあれなんですけれども、そうでなければ考えてみたいなというふうに考えております。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 前半でですね、小泉輝忠委員からの村内の企業への村内の人の勤務の数字ということであつたのですけれども、統計上そういう数字がありません。

工業統計とか、事業所統計はあるのですけども、その際に人数は書いてもらうのですけども、どこから通勤するとか、あるいはその個々の会社の人数が何人ですよというのは公表してないので、そういうデータがありません。

それに近いというか、国勢調査の際に、例えば美浦村の人で、美浦村に村内に勤めているよとか、あるいは、村外に勤めていますよというような数字はあるのですけども、それも、企業という限ったことではないので、例えば、公務員ですとか、自営業の人も全部入って美浦村の人で美浦村に働いている人という形になってしまいますので、企業へ何人美浦村から行っているというのは、申しわけございませんが数字がないということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） それでは、会議の途中でございますけれども、昼食のため、1時まで休憩といたします。

再開時間は午後1時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 開議

○委員長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 午前中の山崎委員のご質問にお答えいたします。

事業報告書の90ページ、雑草除去を行わなかったものへの通知件数でございますが、これは、全県一律に通知しているものではなくて、近隣の方などから苦情相談があったような場合に、その都度、刈取依頼の通知を出しているもので、平成28年度の通知件数は73件でございます。

また、通知後の刈取件数につきましては、特に連絡をいただくようにはなっておりませんので、把握ができていない状況でございます。

美浦村環境美化条例の規定では、宅地造成地の所有者などがその土地の適正な管理をされない場合は、勧告命令、氏名公表ができるとなっておりますが、強制力を持っておりませんので、今のところは刈取のお願いをするにとどまっている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） ありがとうございます。

通知を送付したのが73件ということでしたけれど、これは1回送付をして、まだなかなか来てくれないからってということで、住民からまだ来てくれないから、また出してほしいとかっていうときには、また出すわけですね。

同じところに複数回出したものも含めての73件なのか、それとも、73カ所分というか、そういうことなのかわかりますでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

通知件数の全てが73件であるわけですが、今の質問に関しましてはちょっと把握ができておりませんので、調べましてお答えのほうをさしていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それではその件に関しましては、また、改めてお願いいたします。

それと、通知を出してもなかなか来てくれないってということだと、また、住民から依頼があったときにはまた出すって、それは何回くらいまでやってくれるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、刈取のお願いの通知の回数でございますけど、同じ一つの案件につきましては、特に回数を決めているわけではございませんので、そのときそのときの状況に応じまして適切に判断をしまして実施をしているというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 先日、担当課のほうでお聞きしたら、一度出してそれでまだ刈りに来てくれないっていうのは、大体どのくらい間をおいて、またもう一度出してもらうようなことできるのかって言ったら、大体1カ月くらいおいてっていうふうに言われたのですが、その前1カ月くらいおいて、また住民から言われて再度出すときって、その文書の文言は同じなのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、1回目、2回目、2回目の通知を出すような場合ですと、やはり1回目よりは強い口調の文面になっていると思います。

そのように認識をしております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 1回目よりは2回目は幾らか強い口調っていうか文言は変えてっということですね。

それ、もしできましたら1回目はこういう文章、2回目はこういう文章っていうもの、ちょっと見せていただけるとありがたいのですが。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、1回目、2回目と通知をしているケースがありましたら、それを提示のほうさしていただきたいと思います。

こちらも調べまして、あとで提出をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） 午前中にですね、岡沢委員よりご質問いただきました決算書63ページの、行政不服審査会費の消耗品について、お答えさせていただきます。

こちらの消耗品代でございますが、行政不服審査会の会長印を作るということで上げさせていただいております。なお、決算書におきまして、支出がないことになっております。こちらにつきましては、支出の目誤りがございまして、総務事務費の消耗品費のほうで支出をしてしまいました。

大変申しわけございませんでした。

○委員長（石川 修君） それではですね、いま報告がありましたけれども、午前中に、学校教育課、それから経済課から補助金等につきましの資料なのでございますけれども、議員掲示板のほうに載せてあるそうでございますので、ご参照いただければというふうに思います。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 決算書の159ページ、5番の畜犬登録・狂犬病の11番目、動物死骸処理委託料、これが昨年、前年度よりも7万8,840円上がっていますけれども、これは処理件数がふえたからでしょうか、それとも処理手数料が上がったのでしょうか。

今回は1件で1万2,000円ということ聞いておりますが、よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 竹部委員のご質問にお答えいたします。

動物死骸処理委託料は平成27年度で102万600円、そして、平成28年度で109万9,440円が決算額となっているかと思うのですが、平成28年度につきましては、動物死体収集運搬及び焼却業務、1件当たり1万2,960円となっております。

単価については、さほど変わっていないと思われますので、その違いについては、決算額の違いにつきましては、処理件数が平成27年度に比べまして平成28年度は、その分多くなったものというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） はい、了解します。

6件多かったということで、手数料は変わっていないということで、ことしも入札があったと思うのですが、ことしも変わっていないと思います。

前回ですね、その処理の確認ということで、業者からの写真の提出で確認をとっているということだったので、一度は視察に行ったほうがよいと言ったのですが、その後、視察っていうか一度でも行かれましたでしょうか。

業者のほうに。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、業者のほうに出向いて確認をしているかどうかということでございますが、ことし平成29年度になってからは、行っていないわけでございますけど、平成28年度中につきましては、行っているのかどうか、現地で確認しているのかどうかについて調べまして、お答えをさせていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 業者からの処理の確認方法として、こういう処理をしましたという写真だけでは、もし、火葬すると思うのですけども、そのまま土中に埋めるようなことがあれば公害になりますので、きちんとした確認をとっていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の117ページです。

民生費の社会福祉費、2目、老人福祉費で、6番、在宅福祉事業費の15、1番下のほうです。

工事請負費の建築工事で、緊急通報装置取付工事24万1,272円です。

事業報告書を見ますと、平成28年度設置したのは16件、平成28年度末設置数は72件、となっていますが、把握されているかどうかちょっとわからないのですけれども、実際の通報件数と、もし把握されていればなんですが、それと、設置の申請件数と、この平成28年度設置の件数は同数と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 岡沢委員のご質問にお答えさせていただきます。

緊急通報装置でございますが、こちらのほう委員のほうでお話がありました通報件数なのですが、申し訳ございません。うちのほうではちょっと把握しておりませんので、これは、ちょっとお時間をいただくような形になってしまいますが、後ほどご報告のほうをさせていただきますと思います。

設置件数と、あと申請件数なのですが、こちらは同数となりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） その件数については、常に役場に担当者が常駐していて通報を受けているわけではないので、多分、すぐには難しいかなと。もし、把握していればという前提でしたので、この決算審査においてそれが重要な数、どうしても知りたいという数ではないので、もし、決算審査が閉じられてからでも教えていただければありがたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 通報件数なのですが、わかり次第ご報告という形でさせていただきます。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の49ページ。

雑入で83番の公共施設破損時弁償代、これはどこの何なのかを教えてください。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 山崎委員のご質問にお答えします。

決算書の49ページ公共施設破損時弁償代 2 万 6,720 円のことであつたかと思うわけですが、平成27年度にカーブミラーを破損させてしまったという方がおりまして、その方に支払いを求めるわけですが、一括払いは難しいということで、分割での納付計画を立てていただき、平成27年度に 1 万円、残りの 2 万 6,720 円を平成28年度に支払っていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） これは平成27年度のカーブミラーの分割払いってということで了解しました。

それともう一つ、同じページの177の文化財センター電気代、これもまた、雑入で電気代が入っているわけですが、これは文化財センターの何の電気代でどこから入っているのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村君。

○生涯学習課長（木村光之君） ただいまの質問にお答えします。

文化財センターのもっと上に上りますと陸平貝塚公園がございます。

陸平貝塚公園からもっと先に、大宮神社につながっている道がございます。

大宮神社につながっている道の、防犯灯の電気使用料でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは、どなたがそのお金は払っているのでしょうか。

地区の方ですか。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村君。

○生涯学習課長（木村光之君） 大宮神社宮司の飯塚さんからいただいております。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書277ページの12番学校給食施設管理費502万6,320円。この中

の4番の清掃委託料263万5,200円、業務委託料の害虫駆除委託料155万5,200円。

ここがですね、ちょっと、平成27年度と比べるとですね、いかにも、下の害虫駆除が205万6,860、これが約50万上がっている。いや、ごめんなさい。去年と比べると下がっている。上の4番の清掃委託料は、平成27年度は217万円ですから清掃委託料が約40何万円上がっているのですが、ちょっとこの、同じ業者なのかもしれない、ここどんなふうな、これ値段的には幾らも変わらないですよ。これ両方足すと。去年と比べると。

実際にはこの1番上の12番の学校給食施設管理費に関しては去年よりも9万円下がっているのですが、それは万々歳ですけど、この下の清掃委託料と害虫駆除委託料、ここは何でこんなに前回とちょっと違う部分があるのかそこだけ説明をお願いします。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 菅野君。

○学校教育課長（菅野眞照君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

委託料の詳細な設計書が、今手元にございませんで、明確なお答えがちょっとできかねるところでございしますが、例えば今年度、来年度等の予算の流れを見ましても、各小中学校ごとの見積もり額に対して消費税をかけたもので積み上げておりますので、平成27年度と平成28年度の差異につきましては、休憩の際に、ちょっと積算の根拠を調査をさせていただきます、お答えをしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 事業報告書の45ページになるのですけれども、44ページの頭に書いてある定期監査、平成28年11月9日から11月11日まで実施された監査結果の中で、45ページの8番、職員の時間外勤務の状況でございしますが、課によっては最大225時間、平均でも、職員全体の平均で1人当たり平均122.5時間となっていると明記されておりますが、現在の状況はいかかなものでしょうか。

職員の健康や何かを考えると、余り残業は多くてはいかがかなと思いますが、そこら辺の状況を教えてください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまの葉梨委員のご質問にお答えしたいと思います。

時間外の詳細な資料でございしますが、現在、手元にございませんで、調べまして後ほど提出させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 事業報告書では、32ページから33ページにかけてです。

そして、決算報告書では83ページの部分の、一番下の枠の2番、人材育成事業費の部分の1番下のところです。19番負担金補助及び交付金の15万円。

これは次のページのほうの85の1番上の部分にあるように、例年、江戸崎総合高校のほ

うの北海道研修ですよ。平成28年度は1名から2名になったから、これが5万になったと。2人分ということで。

それと、個人海外研修というのは村内信太の方が、ハーモニーフライト茨城2016で行かれた分の補助助成っていうか、それだということなのですが、昔から少年のつばさだか、青年のつばさか、いろいろそういうのもやっているようでございますけども、これは平成28年度であったものなのかもしれませんが、こういった一般の方って、選抜されるのに誰でも勝手に行ってくださいよっていうわけじゃないでしょうから、ある程度こういうところに書いてあるようにいろんな部門で積極的、なおかつリーダーシップをとれるような方、なおかつ村内に居住の方っていうことなのかもしれませんが、過去の例でも結構です。

もちろんこの方でもいいのですが、今後この方って美浦村に関して、何らかのいろんなかわり的なものとか、過去にさかのぼれば、こういった例もあるのだというようなものが、お示しいただければありがたいのですけど。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 塚本委員の質問にお答えいたします。

まず、ここに記載があります江戸崎総合高校農業体験の実習でございます。これについては、学校で完全に募集をし、決定し、美浦村在住の生徒に関しまして、村が補助金を出すという形になっております。ほかの市町村も同様に出しているようでございまして、定額でこれは2万5,000円ということで人数で出しております。

その下の個人海外研修補助事業、平成28年度につきましては、ハーモニーフライトいばらき2016ということで、参加者に対しまして補助を出しております。このハーモニーフライトに関しましては、まず、本人から美浦村のほうに申請があります。各市町村に申請を上げて、それをさらに県に進達するということになっております。その経歴書等を出してもらう際に、村でいろんな活動をしている方が多いのが現状でございます。村のほうでもこういうことをやっている人であれば、推薦するということで県のほうに上げております。

県でも最終的には先行して決定するということになっているのですけども、なかなか最近、参加者が少ないというのもございます。

村でも、県から何とか予算で出てもらえないですかねというものもあるのですけども、なかなかやはり、個人として、ハーモニーフライトは女性ということになるのですけども、最近は期間もなるべく短くというようなことでやっているのですけども、1週間近く家を空けるということになりますので、なかなかハードルが高いという状況でございます。

毎年ではないのですけども、美浦村でもハーモニーフライト昨年はいまして、その前にも何名か行った方がいらっしゃいます。

基本的には県の事業で、あと、青年。前の事業ですと、皆さんもご存じだと思うのですが、青年の船とか、つばさとか、あるいは今でも、青年関係の事業は行っているのですけども、これは男女かかわらずなんですけども、参加できるようにはなっているのですけど

も、やはりあの仕事の都合、あるいは家の都合で参加しにくいというのが現状でございます。

県以外の事業、国、あるいは他の団体で、民間の団体とかそういうところで研修をして、そういうのにも過去には出していた記憶がございます。

海外に、これこれ研修に行くので、助成してくださいということで出した記憶がございます、ただ、ここをもう10年ぐらいですかね。

そういった、個人でいろんなところに参加する方がほとんどいなくなりまして、実際には県あるいは学校関係の事業が、ここ数年はそれ以外の事業がないのが現状でございます。

先ほど言ったように、要綱としては、個人でいろんな研修会に参加した場合に、助成を出すという要綱になっていますので、そういったもの事例があれば、最終的に人材育成協議会のほうで諮って、ここに書いてある事業以外でも出せればと考えております。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

遊び観光で行くわけじゃないのでね、いろんな面で目的を持ってこういった方々は行くのでしょから、私もつばさだか船で、例えば60代ぐらいの人を何人か知っているものですから、何かしらで美浦村に絡んで、今でも動いている方、何人か存じ上げているので、こういったハーモニーフライト何かしらでまた、美浦でそういった場で村にかかわってくれば、ありがたいのかなっていう気持ちがあったものですからちょっと質問してみました。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の141ページに、野球場スコアボードカウント配置改修工事ということで58万3,200円の計上なされております。

ことし、社会人野球の村長杯も、実際に土曜日に2週間にわたって開催しましたがけども修了しました。この風と光が丘公園の野球場の現在の位置的には、高校野球の硬式の部分は、撤退したのかなっていう部分もあって残念なのですが、軟式野球の高校野球の大会には、もう全国大会で準優勝した茗溪学園なんかもここに来てやっております。この、軟式野球に関しては、風と光の丘公園が段々こう、メイン球場となっていくのかなっていうのは感じもします。

そして、そのスコアボードの方のボール、ストライク配置をやったときに、あそこのストライク、ボール、アウトのところを真っ白に塗装しなおしたのですよ。ところが、スコアボード全体がさびちゃってて、何だろうな、あそこをやらなかったのかいと。この前の大会の時に聞かれたもので、いや、その後どうなっているのかなという、今度会議があるからそのときに確認しますよというお話をしたのです。

あそこでは企業の関係で、スガノ農機さんとかテキサスさんとか企業の方も来ているのです。話を聞くとすぐ出てくるのが、トレセンがあるのだからと話が出てくるもので、計

画的にスコアボードがいつごろ塗装とかそういうのができるのかなっていう部分もあるので、年次計画で進めていると言うのはわかるのですが、実際には、企業の方がきたりして、高校野球で今ではビデオを撮ったり何かするので、いつごろやってくれるのかなっていう部分があって質問しました。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村君。

○生涯学習課長（木村光之君） ただいまの質問にお答えします。

村では3カ年計画で毎年、企画財政課のほうで集めていると思います。

生涯学習課のほうでも要望はしていますが、今のところ実施されない状況だと思います。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） それと合わせて注文というか、外野からぐるっと回すと、フェンスがきれいにもう1年か2年ぐらい前に全部改修されたと思うのですが、その状況がすごくきれいなので、バックスクリーンのまだらな部分とスコアボードのさびの部分、それがすごく目立つもので、できればちょっと早い時期に繰り上げてでもやってもらったほうが、高校生とかそういう大会とか使う機会がすごくふえてきたので、美浦村のイメージ的には、ほかの部分もたくさんやらなくちゃならないところがあるかと思うのですが、そういう意味からしては、ちょっとこう繰り上げてでもやってもらったほうがいいかなっていう部分があって質問します。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村君。

○生涯学習課長（木村光之君） 生涯学習課のほうでも、ことはまだ、これから取りまとめですので、力を入れて要望したいと思います。

○委員長（石川 修君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 極力お願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑ございませんか。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の103ページ、総務費の参議院議員選挙費の中の、13、委託料の中の5、業務委託料で選挙執行業務等委託の中に、期日前投票時巡回バス運行委託料というのが計上されておりますけれど16万2,000円。

このときの実績ですね、何コースに対して何人乗られたか、コースごと教えていただけたらと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまの林委員のご質問にお答えいたします。

期日前投票時の巡回バスの運行でございしますが、4ルートございまして、実績、参議院議員選挙のときがですね、Aルートとしまして、木原、舟子、大須賀津、茂呂方面でござ

いますが、こちらは男性の方1名、女性の方1名、合計で2名でございます。

それとBルートにつきましては、大谷、余郷、太田、山王、谷中、大塚、大須賀津、みどり台、宮地、信太方面でございますが、こちらにつきましては、実績はゼロでございます。

Cルート。こちらは、興津、土屋、南原、トレセン、大谷方面でございますが、こちらにつきましては男性の方が1名、女性の方が2名、合計で3名でございます。

もう一つDルート。こちらは間野、土浦、馬見山、大山、馬掛、牛込、根火、八井田、山内、見晴台方面でございますが、こちらは男性の方が1名、女性の方が4名、合計で5名。

Aルート、Cルート、Dルートで合計10名の方が、乗車されております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 具体的に教えていただきまして、ありがとうございました。

今、そうですね、これである程度利用される方の傾向のエリアっていうのを絞れるかと思うのですが、これに踏まえて、ことし、関連で申しわけございませんが、ことし、来年のことも考えるので、ちょっとことしはどうだったかなっていうのもあわせて教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ことしの県知事選挙の巡回バスの実績でございますが、Aルート、木原、舟子方面で女性の方が1人、合計で1名でございます。

Bルートは、前年度同様に実績はゼロです。

Cルート、土屋、トレセン方面でございますが、こちらにつきましては男性が1名、女性が2名、合計で3名でございます。

Dルートにつきましては、安中方面でございますが、ことしは実績ゼロになっております。

合計でことしの県知事選挙の場合は、4名の乗車ということでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしますと、本当にね予算をかけてコースを組んでいただき、バス停も設置していただき、ご努力いただいていることは本当にありがたいことなのですね。人数が少ないかもしれませんが、ご家族となかなか一緒に行けなくて投票所に行かれる方が、これだけの方が助かったということは、本当に行政に対しては感謝しているのではないかなというふうに認識をさせていただいております。

このほかにですね、実はちょっと福祉課のほうで福祉タクシーっていうのも、課が違ってしまって申しわけないのですが、福祉タクシーも結構、利用者がふえているのですけれども、こういう総合的に、この期日前投票所に行っている人の人数の把握まではで

きてないですよ。

何で期日前に来ているかっていうのはなかなか把握するのは厳しいですよ。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） お答えします。

期日前投票にいらっしゃいます方の、福祉タクシーあるいは自分の乗用車等でいらっしゃると思うんですが、実際の内訳等については把握はちょっとしておりません。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ご無理な質問しているのは了解しておりますので、申しわけございません。

答弁ありがとうございました。

ですので、今後はやっぱり、逆に福祉課のほうなのですが福祉タクシーのほうでも、その期日前投票所にこういうルートは組んでいるけれども、それに自分として都合が合わなくて、個人的に福祉タクシーを利用して期日前投票所に来ているっていう実績があるかどうかというの、把握できてますでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 林委員のご質問にお答えいたします。

期日前投票に利用しているかどうかの件なのですが、申し訳ございません。

当方でも把握はしておりません。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） いろんな形で、いろんな方がこういう選挙の投票所にね、来ていただけているのだと思うのですがけれども、今後も住民の方もね、コミュニティバスを運行してほしいとかね、いろんな要望はするのですが、実際にこうやってルート設定をした段階で利用していただけないっていうのがね、本当にこれちょっと悩みの種かなと思うのですがけれども、今後は、この実績、これはこれで助かっていると思うのですが、今後も継続して期日前投票のときには、話元に戻りますけれど総務課のほうに、今後もこういう期日前投票の投票率アップにつながるための、こういうご努力は今後も継続されるようでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員のご質問にお答えを申し上げます。

ことしですね知事選の期日前投票の運行バスですね、私が乗りましてですね実際のところ、ぐるっと回ってみて、私Aコースのほうを担当したのですが、その際、1の方が布佐公民館のところから乗っていただきまして、本当にこういうバスを運行していただくと非常に助かるということを本当に言っておられました。

こういうのがあるのだからもっと皆さん乗ったほうがいいじゃないかっていう、できればPRのほうも、もっとしてほしいなという話もありましたけども、実際のところですね、

こういう形でそれに乗っていただけるっていうような状況になっておりますので、去年の参議院議員選挙のときと乗られた方とは、今回また違ってきたわけなのですが、そういったところでですね、もっとコンパクトに村のほうでも、村のほうのバスがバスというよりライトバンですね。それを使ってですね、自宅まで迎えに行けるっていう形であれば、ご連絡をいただければ自宅まで迎えに行って投票していただくというようなことも一つ考えてもいいのかなと思っております。

ちょっとなかなかね、あのバスを運行すると細い道のほうも通らざるを得ないっていうところもございますので、そういう形で、ぐるっと1周回ってくるので約1時間近い時間がかかります。そういうことを考えるのであれば、そういうことも別な方法を考えてもいいのかなといったところで、このようなサービスについてはですね、今後も継続をしていくということで考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） どうもありがとうございます。

今、総務部長の心強い答弁をいただいてありがたいなと思います。

本当に多くの方がね、せっかくこれだけご用意しているわけですからね、多くの方が利用していただきたいと、あとは、今回の選挙でもありましたけども、毎日が投票日みたいな形でPRしているところもありましたので、今まではどうしても日曜日が投票日っていう認識がとて多くて、当日行くべきっていうふうに思っている方が多くて、期日前に行かれる方は少ないのかなって気はいたしますが、何とかご都合のつく方が、この村で設置しているこのコースですね、何とか乗っていただけるようなPRもまたさらにお願いしたい。

継続していただけるということですので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

また、同日運行っていうのは、日曜日ですね。日曜日に行かれる方が多いのですけれども、その日曜日の運行というのは考えられないのかどうかというのをちょっとお尋ねします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当日につきますと、投票場が8カ所になるということもあります。

それと最終日というか投票日でございますので、万が一事故とかありまして投票に行けないことが発生しますと、責任問題にも発生しますので、できることであればこれまで通り期日前投票での実施をしたいと考えております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） わかりました。

投票所8カ所ということでちょっと厳しくなるのかなと思うんですが、こういうルート

が地区ごとに4コース組まれているのでね、今後も、何とか無事故で運行して、当日もそういうある程度できるようなことも、今後検討していただけたらなって。これちょっと要望です。

あと村長に一言ね、今回、この予算とは別なのですけれども、結構、地域交流館で期日前投票したということで、買い物ついでに来られるということですのでごく好評でした。そういう意味では、もしかしたら昨年利用した方がご家族と一緒に買い物しながら、期日前投票所にこられた人もいるのかな。そう思うと、昨年よりも人数減っているのも、うなずけるのかなって気もいたしました。ですので今後も、また、村民に喜ばれるこの期日前投票所の充実した運営を、また、お願いしたいな。一応住民から喜ばれたということでの報告をさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 事業報告書の12ページ、13ページです。

決算書では性質別の決算額というのは出てないので、ちょっと事業報告書だけで見るしかないわけですがけれども、平成28年度から、財政改革3カ年計画がスタートしました。そのスタート地点での説明では、物件費、毎年2%の削減とか普通建設事業費を毎年2%削減とかいう方向性が示されたとは思うのですけれども、比べて見ると12ページの表だと物件費の増減率は15.2%となっています。右側の13ページ⑦物件費なんですけれども、これを見るとやっぱり地域交流館関係の備品とかの購入費がふえたことが大きな要因になっています。

あとは例えば、公共施設等総合管理計画作成支援業務委託料だとかいうものは、国からの交付金も入るものですし、実際、独自の施策ではなくて、どうしてもやらなければならないというものですから、そういった部分もふえているとは思いますが。ただ、そういった全体で15.2%増なのですから、財政改革3カ年計画の観点からいけば2%削減の部分で、こういった部分は絶対削減にはならないと思います。性質的に言えば、人件費とか扶助費、交際費等は削減対象には絶対ならないのと同じで、計画の1年目というその達成状況という関係で、当初の目標だった物件費2%削減ということからすると、結果は、財政担当者サイドとしてはどのようなお考えになっているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

ここで岡沢委員がおっしゃったように、総額として増えてございます。

中身につきましては、経常的なものでなくて、一時的なものであるわけなのですけれども、それでもふえているというのは、財政的にはかなり厳しいというのが実情でございます。

ただ、基本的には一昨年、2%減らそうということで、経常的なものにはなるべく減らそうということで実施しました。

平成28年度につきましては、近年にない大型事業ということで、地域交流館あるいは教育情報の強靱化、自治体情報の強靱化は、予測できないというかいきなりきた事業もございます。そういった中で、今後についても引き続き、結果として、いろんな事業があるので、情報システムの強靱化については、情報漏えい等があった関係で急遽、全自治体やりなさいということがありましたので、そういった状況でふえているものもございます。

引き続き物件費については、なるべく抑えていくということを基本としていきたいと考えております。その結果として、なかなか、数字で出て来ないのは大変なところもありますけれども、引き続き財政に関しましてはなるべく引き締めてというか、使う事業についてはやむなしのところもありますので、そういったものを調整しながら財政運営をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 企画財政課長がおっしゃられたのが平成28年度の事業、全体から見れば当然のことです。

ただ、さらに3カ年計画ですから、毎年2%削減といっても平成28年度どうだったのかというのは余りふさわしくなく3カ年経過した後で聞くべきものかもしれませんけれども、先ほどもふれましたのは、本村の財政状況を改善するために歳出面で努力すべきことが経費削減のみであって、その中でも、義務的経費とかそういったどうしても減らすわけにいかないもので、普通建設事業と物件費と、そういう方針が示されているので、この3カ年間の1年目をスタートして、どういう方向性なのかっていう感覚を知りたくて質問させていただきました。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方どうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、決算書の77ページ。

この中ほどの12番、女性行政推進事業費、その中の11需用費の中の、印刷製本費16万2,000円。

これはこういった印刷物なのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

事業報告書の35ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの中段に、「美浦かるた」という記述がございます。ここで、この「美浦かるた」を30セットを作成しております。その30セットにつきましては保育所、幼稚園、中央公民館、文化財センターへ寄贈して、イベント等で使えるようにもしているということで、30セット作成した経費ということでございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） すいません。

自分でも事業報告書を見たつもりだったのですが、ちょっと見落としていました。

じゃ、ついでにもう一つお聞きしてよろしいでしょうか。

事業報告書の127ページの1番上、クの地区公民館補助事業、これ、4カ所の公民館の修繕費が載っていますが、これの具体的にどのような修繕なのかちょっと教えてください。

○委員長（石川 修君） 生涯学習課長 木村君。

○生涯学習課長（木村光之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美浦村地区公民館等整備補助金交付要綱第5条によりまして、地区公民館を修繕する場合には3分の1、上限は500万円です。準地区公民館を修繕する場合には4分の1、上限は300万円を村が補助することになっています。

平成28年度ですけれども、4地区の申請がありました。

大谷地区公民館ですけれども、トイレの壁の修繕とトイレの建具の交換で、工事費が35万5,000円に対して、補助金が11万8,000円補助しております。

二つ目ですけれども、宮地地区公民館において、瓦の交換でございますけれども、工事費が18万4,000円のところ補助金6万1,000円を交付してございます。

3番目が浜の公民館ですけれども、屋根の塗装、さび止めを行いました。

工事費が35万円のところを補助金11万6,000円を交付してございます。

最後に4番目ですけれども、土屋地区集落センターですけれども、玄関の照明、非常灯と誘導灯の設置の工事を行いました。工事費が16万978円に対して、補助金が5万3,000円の補助金を行いました。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 会議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開時間は2時15分といたします。

午後1時57分 休憩

午後2時14分 開議

○委員長（石川 修君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前にですね、答弁漏れがございましたので、それぞれの担当課から報告をお願いいたします。

学校教育課長 菅野君。

○学校教育課長（菅野眞照君） 塚本委員の先ほどのご質問に明確にお答えができませんので、調査をしてまいりました。お答えしたいと思います。

決算書、277ページでございます。

教育費、保健体育費の学校給食費の12番、学校給食施設管理費502万6,3210円のうちの委託料、4番、5番に関するご質問でしたが、5番のですね、業務委託料11、給食室害虫等駆除委託料、これが平成27年度と比較して、額が大きく実は減っております。その理由といたしまして、当時担当しておりました係の者と確認をしましてまいりましたところ、平成27年度に、この業務に関しましては、当然、年度当初に仕様書を定めまして、業者と提携の契約をいたしまして委託をしておるところでございますが、給食室に害虫が発生したという事案が発生しまして、急遽、害虫等駆除の単発で事業やられた関係で、28の事業量が、決算額が、減っているような形になっておることということでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） そうしますと、逆にですね、清掃委託のほうはふえているのですねこの平成28年。合算すると合うのだけども、幾らも変わらないのだけれども、どんなふうになっているのかなと。そこちょっと何かシステム変えたのかなという頭があったのです。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 菅野君。

○学校教育課長（菅野眞照君） 塚本委員のご質問にお答えします。

仕様は実は変えておりませんで、合算して平成27年より平成28年のほうが少なくなっていると思います。先ほど申し上げましたように、害虫駆除のほうが大きく動いているということで、委託ですから都度、契約を取り交わしておりますので年度の額も若干動いております。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 合算できないものであるのであれば、逆に、要するに、なるほどわかりました。そうですか、駆除の方は50万円くらい平成27年高くて、清掃委託料は217万円が平成27年度だったわけですけども、平成28年、これ、50万円上がっていますよね。清掃の委託料はね。この辺はどうなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長 菅野君。

○学校教育課長（菅野眞照君） 再度ご質問にお答えいたします。

仕様は変えておりませんので、年度ごとの契約になりますので、債務負担を起こして通年契約であれば、額は固定でいくところでございますが、額的に単年度の契約になりますので、年度ごとに額が必ずしも同じとはなりません。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） でも随分、そうすると上がっていますね。去年平成27年度に払った額って、50万円増だから、3割ぐらいは上がっているんじゃないのですか。平成27年に払った清掃委託より。

○委員長（石川 修君） 学校教育課長、ちゃんと説明してあげてください。

塚本委員が納得していないようですから。

○学校教育課長（菅野眞照君） 質問にお答えします。

清掃委託料のほうの件かと思います。

これに関しましては、平成27年度、28年度の契約書、それから落札価格等を後でお示ししたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 先ほど岡沢委員のほうからご質問いただきました、決算書117ページにありました緊急通報の件数について調べてまいりましたのでご報告させていただきます。

平成28年度、緊急通報発報件数ですが107件になります。うち実際に出動させた件数が12件、ということでございます。残りの内訳でございますが、参考までにお伝えいたしますと、誤報が9件、電池切れでの発報が12件、テストを行った際が63件、単なる相談が2件、安否確認が1件、その他8件、このような内訳となっております。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） はい、私の知りたかった支出は実際どれくらい本当に必要とされて通報に基づいて支出をしたのかっていうのが1番興味があったので、それが12件だということがわかりました。

納得しました。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の14、15ページです。歳入の第5款、

○委員長（石川 修君） 岡沢委員ちょっといいですか。

ちょっと質問をストップしといてください。

生活環境課 高橋利夫君。

答弁漏れがありますから。

○生活環境課長（高橋利夫君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

事業報告書の90ページの雑草除去委託料の刈り取りをしなかったものに対する通知。これが73件ということでしたが、複数回、同じ案件について出したものも含まれているかどうかということでしたが、複数回出したものについては含まれておりません。したがって文書のひな形でございますが、1回目のものだけでございましたので、ひな形といいますか、2回目以降、複数回目のものはございません。

それから、竹部委員のご質問にお答えいたします。

決算書の159ページの動物死骸処理委託料の関係でございますが、平成28年度中の動物の死骸の処理について、現地において確認をしてくれているかどうかということでしたが、これは行ってないということでございます。火葬室の中で、密閉式動物火葬専用炉

を使用しておりまして、それで焼却しているということでございます。

また納骨につきましては、火葬施設の建物敷地内に合同供養塔設けて、そちらに納骨をされているということでございます。

平成29年度につきましては、まだ確認のほうを現地に赴いてということはしてないわけですが、委託業者も変わりましたので、どのようにやられているのか、担当者とともに確認に行ってみりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 高橋課長ありがとうございます。

昨年度、現地視察するっていうことだったので、今年度、高橋課長で確認をとっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 空き地繁茂雑草の件、73件は複数回はなかったっていうことで了解はしました。

それで、だから複数回出したところはないから、2度目3度目に出したところの文書の文言っていうものはないっていうことですよ。

それで、実はちょっと今、私、相談されている人が、先月末に1度出してもらって、1カ月後くらいにまたやらなかったら、また言いに来てくださいって言われているので、今月半ばにまたお願いしようと思うのですが、その際は文言は違うもので出していただけるっていうことでよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

2回目の通知ございますが、基本的には雑草の除去につきましては、個人の所有する土地を、その所有する方の責任で処理、雑草除去していただくわけでございますので、村のほうではお願いするという立場でしかありませんので、文言につきましては、同じような内容になってくるかと思えます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうすると文言は同じような形で出すしかないっていうことですね。そうすると、恐らく、また、その方は何もしないで「する。する。」と言うと思うんですよ。

私、以前一般質問でしたように、勧告も命令も出せるような状況に条例はなっているけど、そこまでは出したことはない。それってというのは、その基準がきちとした基準ができてないからっていう答弁をいただいて、それはつくりますっていうことだったので、その辺を早いところ基準をつくっていただいて、そして、やっぱり勧告、命令まで出せるよ

うな形でお願いします。

やはりその住んでいる方の隣が、雑草が繁茂して、すごく迷惑している人たちはすごく多いのですね。この時期になると、その相談が多くて、またかっていうような感じでなっちゃうのでその辺よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

課長、マイク近づけて大きな声で答弁してください。

○生活環境課長（高橋利夫君） 今、山崎委員のほうから言われましたこと、十分理解をしまして、それで、対応をしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長に申し上げますけれども、刈り取りの通知書ですけれども、2回目、3回目出していないという答弁だったのですけれども、通知書を提示してくれるということなので、とりあえず初回に出す通知文ですか、それを議員に提示をしていただけませんか。

生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 文書につきましては、提示のほうをさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そういうことで、速やかに提出をお願いしておきます。

そのほか質問のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の14、15ページです。

歳入、第5款の株式等譲渡所得割交付金なのですが、ちなみに昨年度決算書では、当初予算700万円に対して、収入済額が1,289万2,000円。約600万円、予算よりも収入がふえています。平成28年度の場合は、当初900万円に対して、収入済額は442万9,000円と半額以下となっています。

この株式譲渡所得に対する課税は県税ですから、その県税の中からの一定割合が市町村に配分されるっていう認識があるのですが、まず、地方債で課税率とかそういうのも変わってないと思うのですが、その配分の率が本年度美浦村に対して配分の率が大きく変わったってことなののでしょうか。それとも、株式等譲渡所得そのものが景気の動向とか、円安、円高だとか、県税全体が減っているという状況なのですか。その減っている理由を教えてください。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、割合は変わってございませんが、毎年額が変わります。

このページ、譲与税関係、交付金関係が入っているのですが、年度途中である程度数字がわかるものについては、マイナス補正あるいはプラス補正をやるのですけれども、これが1回で、年度末に近づいた時にこの金額ですよという補正が間に合わないので、財政担当も前年度あるいはここ数年の傾向を見て予算を立てるのですけれども、なかなかそれがぴったりいかないということがございます。

ここで、予算額が900万円でだいたい半分ぐらいの収入しかない。

あと、例えば、3番の利子割交付金についても同様なものがございまして、300万円の予算について200万円弱の収入となっております。

先ほど言ったように、ちょっと予測ができないものについては、予想して予算を立てるのですけれども、それが年度末の数字で、いきなり決まってしまうと、こういうようなものについては、なかなか予測どおりに、予算どおりにいかないというのが現状でございます。

先ほど申しましたとおり、その割合等は変わってないのですけれどもその親額ですね、県のほうで課税しているものが変わるので、毎年、多少変更になってしまうというような状況でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほど私、平成27年度の決算額、予算と決算額のことを示して述べさせてもらいましたが、今お答えになったとおり、これについては、税法上の税率とかが変わらない限りは直近の何年かの実績に応じて予算立てされている。県でも同じだと思うのですが、ここ、2、3年実績の中でもちょっと、平成28年度は、かなり水準が低いということになっているので、何か県の配分方法とかで変化があると思ったのですけれども、これは、税率のほうでも、配分の率でも、何ら変更がないという答弁でしたので、企画財政課長の言われたとおり課税の総額が原因になっているということで納得しました。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 私の記憶では、率等は変わってないかと思うのですが、再度、率は変わらなくても増減の理由ですね、こういう理由でことは減っているということがありますら、調べてご報告させていただきます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の117ページ、民生費の老人福祉費の中の5、老人クラブ助成事業費186万5,356円。

老人クラブ連合会への負担金ですが、事業報告書のほうで、66ページの下校時児童見守りとか、ひとり暮らし高齢者見守り、小地域ネットワーク活動の中の一環の事業内容なのかなというふうにちょっと理解しているのですけれども、ここ一部かもしれないのですけれども、老人クラブのほうにですね、委託をしてやっていた部分だと思いますが、その中の66ページの、事業報告書の66ページの、②ひとり暮らし高齢者見守り、活動延べ回数が1,076回、活動延べ人数1,787人とすばらしい実績数だなと思いました。

こちらのほうですね、ひとり暮らし何名の方に対して、何人体制で何回、その方に訪問されているのか、ちょっと具体的な実績を教えてくださいたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 林委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、決算書のほうですが、老人クラブ助成費ということで185万7,256円。

それからこちらのほうを事業報告につきましても、57ページに記載がございます老人クラブ活動助成ということで、単位老人クラブ31団体に対して交付しているものでございます。

それから続きでございました、ひとり暮らし高齢者見守り活動延べ回数1,076回、活動延べ人数1,787人の内容でございますが、こちらのほうを美浦村社会福祉協議会のほうで執り行っている事業でございますので、今現在手元に資料がございません。こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうに調査いたしましてご報告させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） そうしましたら申しわけございません。

続けてなんですけれども、事業報告書の67ページで、先ほどご説明いただいたことの続きにはなりますけれども、67ページの社会参加推進の中の、①地域サロン活動助成ですけれども、この中で、地域住民や趣味の集まりサロンを定期的を開催し、レクリエーションや健康体操、等々書いてございますけれども、この6団体、どういう団体なのか、またどのように具体的に活動されて、体操とか参加している人の人数とか、把握されていたら教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 林委員のご質問にお答えさせていただきます。

この66ページの地域サロン活動助成ということでございますが、活動している6団体、こちらなのですが、上舟子のつりびな会、それから、アップルクラブ、トレっこルーム、見晴台老人クラブコミュニティサロン、大須賀津にございます、オールヒーロー、ななかまど、この6団体になります。

内容につきましては、全てをちょっと把握しているわけではございませんけれども、ななかまどにあっては、介護予防の体操を定期的に行っている団体というふうに聞いております。

アップルクラブにつきましても、お母様方とか、それから幼児の方々の団体でございますので、その中でのサロンの活動というか、お茶会といいますか、そのような活動を行っているというのを聞いております。

その他につきましても、例えば見晴台老人クラブコミュニティサロンにつきましても、

近所の方々が集まって、その中で情報交換をしたりとかという話で伺っております。

ほかの団体につきましては、申し訳ございません、ちょっと情報がなかったので手持ちには情報がないことをおわびいたします。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そうしましたら、そこに何名参加されているかというか、利用者の人数がわかればありがたいと思いますが、今多分資料ないと思いますので後でお示しいただけたらありがたいと思います。

やっぱりこういう、趣味を生かしたり、健康のために体操したりということで、やっぱり介護予防につながっていたり、そこに集まるということで引きこもりを妨げたりということでは、とてもすばらしい事業でありますので、こういう団体を今6団体ですが、もっとふえることを望みたいですね。ですので、こういう地域サロン活動の助成金があるということで、どのように啓発活動をされているのかわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 林委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらもいずれにせよ、社会福祉協議会の事業となっておりますので、後ほど詳細に調べた上でご報告をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） きょう出せるの。きょうは出せない。

林委員。林委員への答弁ですけれども、後でということですがけれども、きょうでなくても13日の日でもよろしいですか。

○委員（林 昌子君） 13日でも大丈夫です。

ですので、そうしましたら、先ほど質問しました、その参加されている6団体の活動に参加をされている方の人数とか、また、この啓発活動としてどのような活動をされて、これからの拡大を考えているか、そこまでちょっと教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） よろしいですか。

はい、じゃ、そういうことで13日には、林委員から質問があった件について答弁できるように資料の提出をお願いしたいと思います。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の37ページの1番上の、一般寄附金の6,386万8,603円。

これっていうのは、ふるさと応援寄附金とかそういったものは、もちろん含まれてないのですよね。これの一般寄附金っていうのは、具体的にどんなものが入っているのか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

この一般寄附金については、1番大きなものはトレセンの環境整備事業、6,000数百万円入っております。

そのほかにですね、いろんなイベントの際に、例えば木原小の太子供たちが、売り上げがあった一部を寄附する。あるいは、ほかの団体でも、村に給付したいというののもについて、寄附金として受けております。

詳細があります。申し訳ございません。詳細があったと思ったのですが、ございませんでしたので、数字的には数万円とかと思うのですが、いろんな事業で収益があがった部分をいただいているところがございます。後ほど詳細については、ご説明申し上げたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 飯田委員ありませんか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 決算書の85ページ、防犯対策事業費ということで、工事請負費で防犯カメラの設置で470万円あるのですが、これは村内7カ所に防犯カメラを設置したと思うのですが、今後も防犯カメラは設置の方向でふやしていくと思うのですが、防犯カメラをつけて、このつけた画像っていうのは記録っていうことでやっていると思うのですが、これまでの中で、防犯カメラの映像を確認して、何かこう調査をしたとか、稼働しているのかとか、そういう点検・検査はやられたのですか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

防犯カメラの点検並びに管理をしているかどうかというようなことかと思いますが、点検そのものはしてはないわけですが、今年度になりましてから、警察署のほうから依頼がございまして、映っている内容を提供したということはございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 7カ所あって、どの箇所の映像を提供したのか、何回ぐらいそういう要請があったのかというのわからないのですが、実際にそのカメラが稼働しているか、稼働してないっていうのは、確認とか今までの間でしたことはないのですか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防犯カメラが作動しているかどうかについて、確認のほうをしたということがございません。

しかし、あとで見るために設置したわけですから、確認をする必要はあると思いますので、1度設置したものにつきましては、確認をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 当然、500万円もかけてつけたやつなので、工事やりっぱなしっていうんじゃないくて、やはり、ある程度定期的に確認・点検というのはやらないと、いざ見て確認しようと思ったときに、映っていなかった、ということなっては、しょうがないので、本来であれば、ある程度、半年に1回とか、1年に1回とかなのか、わからないですけども、確認をする時期というのは、当然工事をやるときには、そういうのも想定して、工事というものは発注しなくちゃいけないんじゃないのかなと思うのですけど。

今後、当然、これから先もふやしていくっていう方向だとは思っているのですけども、ぜひとも、その辺の管理はしっかりとやっていただきたいなと思います。

もう1点ですか。

これは毎回出ているのですけども、光と風の丘公園の土地の賃借料とかも含めて、村で、現在、一般の民間の人から借り入れを、土地を借りている。借りてお金を払っている、発生している事案というか、件数とか、金額とか、その辺、もし、ある程度、学校関係とか、文化財関係とか、借りているところがあると思うのですけども、農園なんかもそうなのかな。そういうところで、実際に村が、どれぐらい賃借料を払っているのか、ちょっと、一覧票で13日までの間に報告をしてもらいたいと思うのですけども、委員長、どうですか。大丈夫ですか。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長、企画のほうでいいのだよね。これね。借地のほうはそうですね。

企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 予算につきましては、それぞれの課で持っているところもありますけれども、財政のシステムにおいて、一覧表で出るかどうか確認をして、出るように資料をつくりたいと思います。

○委員長（石川 修君） それでは、13日の決算審査特別委員会までには、その一覧表を、多分、何年か前にも私のほうからお願いした経緯があるので、それは多分出ると思うので、一覧表で提出をお願いしておきます。

よろしいですか。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） その一覧表を持って質問をしたいと思いますので、よろしく願いします。

○委員長（石川 修君） 財政課長よろしいですね。

お諮りいたします。

本日の審査はこれで延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

次回の委員会は、13日午前10時に開催いたします。

午後 2 時 5 1 分 延会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 3 号)

平成29年9月13日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第15号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第16号 平成28年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	石川修君
副委員長	下村宏君
委員	松村広志君
〃	竹部澄雄君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	椎名利夫君
〃	林昌子君
〃	小泉輝忠君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中	島	栄	君
教	育	長	糸	賀	正美君
総	務	部	岡	田	守君
保	健	福	秦	野	一男君
経	済	建	北	出	攻君
教	育	次	中	澤	眞一君
総	務	課	吉	田	正己君
企	画	財	平	野	芳弘君
税	務	課	埜	口	哲雄君
収	納	課	濱	田	勘木君
住	民	課	武	田	すみ江君
会	計	管	市	川	佳代子君
福	祉	介	吉	原	克彦君
健	康	増	糸	賀	育代君
国	保	年	鈴	木	章君
都	市	建	吉	田	公一君
経	済	課	木	鉛	昌夫君
生	活	環	高	橋	利夫君
上	下	水	山	口	栄美君
学	校	教	菅	野	眞照君
子	育	て	藤	田	良枝君
生	涯	学	木	村	光之君
幼	稚	園	鈴	木	美智子君
大	谷	保	小	崎	佐智子君
木	原	保	沼	崎	公江君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	青	野	克	美
書					記	木	村	弘	子
書					記	糸	賀	一	志

午前10時00分 開議

○委員長（石川 修君） 皆さんおはようございます。

決算審査特別委員会ご参集、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員数は14名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を再開いたします。

○委員長（石川 修君） 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

11日に引き続き、質疑に入ります。

11日に質疑のありました、給食費滞納状況、観光振興事業費補助金資料については、議員掲示板に添付してございますので、ご確認をいただきたいと思います。

そのほか、お手元に配付してあります収納課の資料、それから、土地借上料決算の資料、それから、雑草除去についての資料がお手元にあると思いますけれども、確認のお願いをしたいと思います。

それでは、執行部からの答弁を求めます。

教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） それでは、9月11日の先に開催しました委員会の際にですね、塚本委員からご質問いただきました学校給食施設管理費について、調査しましたので回答を申し上げたいと思います。

決算書ですね、277ページの右上段になりますか、学校給食施設管理費の欄をごらんいただきたいと思います。せんだっての質問の趣旨は、この学校給食施設管理費の中の下にいきますけれども、4. 清掃委託料、5. 業務委託料、こちらの決算額が平成27年度と平成28年度を比較すると、清掃委託料のほうは46万円ほど高い。給食室の害虫駆除委託のほうは、逆に50万円ほど低くなっていると。これはどういった理由かという話でございました。

先に害虫駆除については、平成27年度追加して発注したことにより、金額的なものが変わったというところの話をしたのですが、それに加えて、平成27年度と平成28年度の差が出ている主な理由というのがわかりましたので、申し上げます。

その理由はですね、平成27年度の決算額につきましては、各業者からの請求書ごとに支払う支出伝票を作成する際に入力します、適用というものがあります。その選択の誤りがあったために、残額に差異が生じたということでもあります。

噛み砕いて言いますと、業者の方から請求書をいただいたときに、それぞれの事業ごとに村のほうで支出決議票を起こします。その支出決議票の中に、適用という欄があります。適用というのはどういうことかといいますと、イメージしていただければ、例えばそれぞれの事業ごとの固有の番号ということになります。ですから、例えば、この清掃委託料であれば、13節の01番、給食室の害虫等駆除委託料であれば、13節の02番というような番号を振った上で支出をするようなシステムになっております。その選択が、清掃委託料と害虫駆除委託料で誤って入力した結果、結果的に決算額のほうが50万円高い、50万円低いというような状況になったものであります。

結果といたしましては、この予算自体は同じ委託料ということであり、委託業者のほうも同じ業者ということでありまして、村から業者に支払われる、委託料というものは、適切に支出されているわけなのですが、こちらのほうの伝票処理の際の事業ごとの固有の番号の入力が間違ってしまった結果、こういった形で平成27年度と平成28年度を比較すると、決算額の差が出たということでもあります。

このようなことがないようにですね、今後、適切な支出票の作成に努めてまいりたいと思います。

申しわけございませんでした。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。

数字上合算で、清掃委託、害虫駆除委託の部分のものは間違いはないということで。

ただ、やっぱり今、だいたいの部分わかりましたけども、余りにも40万円も50万円も違って、平成25年、26年までちょっとさかのぼって調べてみたのですけども、はい、その辺で納得させてもらいます。はい。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） はい、前回11日の委員会で葉梨委員よりご質問いただきました、事業報告書の45ページの定期監査、（８）の時間外勤務状況に関し、平成28年度の実績と今年度の状況についてご説明させていただきます。

課長補佐級以上の管理職及び小中学校配属職員、休業中の職員を除く職員の平成28年度の時間外勤務は、年間で1万3,239時間。職員1人当たりの平均時間は119.3時間となっております。課別の月平均時間は、最大で167.3時間、最小で0.7時間となっております。

今年度の時間外勤務につきましては、8月までの集計で5,730時間。職員1人当たりの平均時間は53.6時間となっております。課別の月平均時間は最大で242.4時間、最小で1.2時間となっております。

平成27年度に比べ、平成28年度の時間外勤務の時間がふえましたのは、平成27年度には、選挙の執行がなかったことに対しまして、平成28年度には、参議院議員選挙があったことが大きな要因となっております。

今年度の課別の月平均の最大が242時間となっておりますのも、県知事選挙が要因となっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 大変よく理解できました。

本当にありがとうございました。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 一昨日、林委員のほうからご質問ございました、事業報告書65ページのひとり暮らし高齢者見守りの件について、それから、もう1点は66ページになりますが、地域サロン活動助成のことについてご報告させていただきます。

まず、事業報告書65ページのひとり暮らし高齢者見守りの件です。

ひとり暮らし高齢者見守り、地区の老人会等におきまして、2週間に1回、17地区の老人クラブの団体の皆様が、月2回という訪問のペースで行っております。対象の方につきましては85名となっております。見守りの内容でございますが、基本2人1組となりまして、対象の方のお宅に訪問いたしまして、安否確認が中心というような活動を行っております。

続きまして、66ページの地域サロン活動助成の件でございます。

こちら人員とか参加団体、それから啓発活動はいかがかというご質問でございました。

過日の答弁の中で、地域サロン活動助成ということで、6団体の方々に補助金のほうを出しておりますよということでお話申し上げました。その6団体ですが、基本、一つの団体につきまして、担い手と言われている方々、例えばトレっころームであれば3名、参加者は15名となっております。アップルクラブにつきましては、担い手が5名の参加者は27名。見晴台老人クラブコミュニティサロン、担い手は3名で、参加者は15名となっております。上舟子つりびな会につきましては、担い手が2名、参加者は4名。大須賀津オールヒーロー、こちらは、担い手も参加者もそれぞれ25名というような形になっております。なかなかまどサロンですが、担い手が2名の参加者は11名という形になっております。それぞれの団体さんとも各自、思考を凝らしながら活動している団体でございます。

その団体につきまして、美浦村社会福祉協議会としましては、その団体の補助、援助という意味合いを含めまして、助成金の支出をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 詳細な説明いただきましてありがとうございます。

ページ数65というところが、66の②ひとり暮らし高齢者見守りのことだと思っておりますけれども、こちらのほう了解をいたしました。

安否確認中心ということですが、大体1人に対してのお時間、どれぐらいの在宅時間でですか。

それと、どういう方が見守りに行かれているか、ちょっと聞き漏らしましたので、つけ加えてご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） 林委員のご質問にお答えいたします。

活動でございますが、2人1組で安否確認ということでございますので、ほとんど玄関先での会話というような形になります。中には地区の方で、その際に、お茶飲みとかそう

いう方法を取られている方も中にはいらっしゃると思います。

訪問されている方につきましては、老人クラブの会員の方々。地区の会の方々になります。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 老人クラブの会員の方ということで、訪問される方も、される方もそんなに年齢の差がない方で、親近感を持ってお話ができるのかなというふうに思います。

ただ、内容によっては、ちょっと心配な部分があれば、保健師さんだとか、また専門分野の方にね、訪問いただくようなつなぎは多分つけていただいていると思いますけれども、またその部分の強化をお願いしたいなというふうに思います。

それと地域サロンのほうでございますけれども、内容は理解をいたしました。

ただ、これからのやっぱり地域力ってこと考えますと、こういうサロン活動されている団体をどんどんやっぱりふやしていくことも大事なかなと。また、今般のね、地域交流館活動にも付随するかと思うのですけれども、そういう、活動の核となる方をね、まず、見つけていただいて、何とかこういうサロン活動の拡大のほうのご努力をお願いしたいと思いますがその件はいかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君

○福祉介護課長（吉原克彦君） 林委員のお話をいただきまして、確かに自分もそのようなことであろうとは思っておるところでございますけれども、こちらの事業、あくまでも補助事業という形で、現在活動されているサロン対して、社会福祉協議会が独自で行って事業でございます。

確かにおっしゃるように、地域での活動っていうのは、必要なものかと思っております。ですので、できればですね、行政ばかりでなく地域の中ですね、お茶飲み友達がふえていくとか、そのようなことが自然的に起こってくれることを私どもは切に望みたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） そういうところですね、ちょっと話は飛びますけれども、ボランティアセンターとかね、そういうところで、いろんな方が結構茶飲みしながら情報交流されているところをお見かけいたします。そういうところで、また、核となる方のね、コーディネート、また、こういう部分もあわせて、さらに啓発活動をしていただくことを要望して終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 収納課長 濱田君。

○収納課長（濱田勘木君） 下村委員の質問にお答えをいたします。

一昨日、お示しできませんでした平成28年度の一般税の不納欠損の件数でございます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、村県民税が現年で22件、滞納繰越分が37件。法人住民税はございません。固定資産税が現年で96件、滞納繰越で121件。軽自動車税が現年で17件、滞納繰越で48件。合計で現年が135件、滞納繰越が206件でございます。

特別会計につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 一昨日ですね、沼崎委員のほうから平成28年度の土地借上料の決算についてご質問いただきましたので、その内容のご説明をさせていただきます。

皆様のお手元にですね、平成28年度、土地借上料決算内訳という資料が行っていると思うのですが、ごらんをいただきたいと思います。担当課のほうが多岐にわたってございますので、私のほうから代表してちょっと説明をさせていただきます。

まず、総務課のですね庁舎管理費といたしまして、土地借上料が決算額35万3,860円出ております。これにつきましては、面積掛ける単価が130円でございます。契約期間につきましては、平成26年10月1日から平成31年9月30日までとなっております。場所はですね、保健センターの先の一段低くなった駐車場でございます。備考といたしまして、平成11年度から借り上げをしているといったところでございます。

続きまして、学校教育の児童館管理費でございます。これも決算額が27万2,235円。これにつきましては、この内訳といたしまして4カ所ございますけども、上の三つですね、335平米そして777平米、324平米、ここまでのですね、大谷時計台児童館の敷地及び駐車場となっております。単価が95円掛ける面積という形でございます。契約期間がここに書いてございますように、平成7年4月1日、昭和62年4月1日、平成14年4月1日となっております。更新年数につきましては定めなしとなっておりますが、これは自動更新ということでご理解いただきたいと思います。そして1番下の1,044.00平米、単価130円。これがですね、木原児童館と駐車場部分2カ所でございます。

そして、その下にまいります。

経済課の農村公園管理費。これにつきましては、決算額が120万8,671円でございます。これにつきましては、単価が50円とございます。1万6,858平米のところですね、単価50円となっておりますけど、これにつきましては、あ、ごめんなさい、この三つですね、1万6,858平米そして、2万4,110.76平米、274平米、この三つが大須賀津の農村公園の敷地となっております。これにつきましては、平成4年からですね契約が入っている部分と、平成25年4月1日、この3筆がでございます。

その下にまいります。

経済課の美浦村地域交流館の建設事業費でございます。これが、63万1,190円。

そして面積がですね、2筆でございます。この単価が280円。280円に面積を掛けた額が63

万1,190円となっております。これにつきましては、平成28年6月21日からですね土地を借り上げてございまして、平成28年度につきましては、246日分の日割り計算で借り上げてございます。そして、それとですね、備考のほうに書いてございますけども、月4万円。その2カ月分として8万円がございまして、これにつきましては職員の駐車場部分ということで、2カ月ですね、ですから2月、3月ですかね。この2カ月借り上げているといったところで、8万円の支出になってございます。

そして、経済課の健康農園事業費。これにつきましては、43万6,200円が決算額といったところで、これについては上の4,875平米の単価が50円ですけども。これにつきましては信太の健康農園、南原にございますけど、85区画分の借上料でございます。そして、下の3,849平米掛ける50円といったところで、これは木原のですね、155区画分の健康農園の借上料とになってございます。

続いて、都市建設課の道路橋梁の管理費でございます。これは36万6,429円。単価が300円掛ける面積となっております。

この1番上の部分なのですが、266平米。これにつきましては、老人福祉センターに入る道路があるのですが、その途中に下舟子のコミュニティセンター、こちらに曲がる道路がございまして。その曲がったところの道路敷ですね。道路敷の部分なのですが、これについては、用地買収に応じてもらえなかったといったところで、借り上げといったところでその部分を借り上げているといった部分でございまして。

それと、その下の107.43平米。これにつきましては、木原多目的研修施設からですね、現在のユニフードまで通じる道があるのですが、その途中にある道路敷の部分でございまして。これについてもですね、用地買収に応じてもらえなかったという部分でございまして。

それと、下の848平米。単価300円でございまして、これにつきましてはですね、木原小学校の実際の通学路として使用している部分のところと、あとですね、ジーベンケミカルのほうに入っていく道路があるのですが、その土地に池がございまして。この池がですね、共有地になってございます。そういったところで、用地買収ができないといったところでですね、ここについては、借り上げているといったところでございまして。

その下、学校教育課、学校運営事業費でございまして。決算額が40万9,400円。単価が100円でございまして。これにつきましてはですね、上の2,125平米につきましては、これは木原小学校の裏の通学路の部分なのですが、城山の堀がございまして。その借上料でございまして。これについては、土地がですね、共有地名義になってございます。そういう形でですね、借り上げているといったところでございまして。

その下の1,969平米。単価が100円でございまして。これについては、安中小学校の野球場としてですね、拡幅を、土地を広げてございまして。そのときの3筆、1,969平米分。これについて、借り上げているといったところでございまして。

その下の学校教育課、学校運営事業費でございまして。決算額が3万4,800円。これは単価

が100円でございます。これは美浦中学校の敷地の中にですね、筆が1筆入ってございまして、これについて借り上げているといったところでございます。

それと、その下の生涯学習課の文化財施設管理費、その借り上げ料が180万3,650円でございます。これは10筆ございまして、これは陸平貝塚の保存エリアの里山ゾーン。保存エリアと里山ゾーンがございまして、この2カ所の土地の借り上げ分ということになってございます。これは、全て公園の中に入っているといったところでございます。

その下の生涯学習課の農林漁業者トレーニングセンター管理費。これが67万842円。単価が303円となっております。これにつきましては農林漁業者トレーニングセンターの敷地の部分が2筆ございます。その部分となっております。

その下の生涯学習課の村民運動公園の管理費ということで、これにつきましては8万4,436円。単価が130円となっております。これは舟子の老人福祉センターに付随するですね、公園の借上料となっております。

その下の、生涯学習課。光と風の丘公園管理費となっております。金額が522万2,165円。これはですね、上の3筆ですね。3万4,147平米と1,455平米、1,803平米。これにつきましては、公園の敷地となっております。その下の5,531平米、単価が65円。これにつきましては、公民館の裏手にございます。くぼんだ土地がございまして、これにつきましては、ここに建物を建てないという条件で借りているというようなことでございます。

以上が雑駁ですけれども、土地借上料の決算の内訳となっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） このリストを見てみますと、まず、決算額の金額。それから、面積掛ける単価を掛けた金額。

例えば、児童館管理費であれば4項目に分かれています。合算額で、児童館管理費、農村公園管理費、次の美浦村地域交流館建築事業費で、私、聞き漏らしたのかもしれませんが、決算額と面積掛ける合算額が違うのはどうしてなのでしょう。それ以降は全て決算額と合算額は、面積掛ける単価の合算額はあっているのですが、美浦村地域交流館建設事業費だけは、決算額63万円に対して面積掛ける単価。三つある上のほうが80万円以上になっているのですが。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

この内訳のところに面積と単価、年間の金額が掲載してございます。

このところにつきましては、備考に365分の246ということで書いてあるかと思うのですが、こちらが実際の支払いの金額になります。

内訳のほうは大変申しわけございません。地域交流館につきましては、1年の計算で記載はしてあるのですが、実質は、年度の途中からということになりますので、そちら

の合計が、平成28年度の決算額となつてございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。

全体で見ると、年間、全部足すと1,150万円弱ぐらいの賃料を毎年払い続けていくということで、先ほど、項目ごとに細かく説明していただいたのですが、自動更新もあれば、10年で区切っているところもある。

また、地主さんが返還を求めるまで借りるっていうのもあるのですが、やはり、これだけの金額を10年、20年で払っていくと、想像どおりの金額に積み上がっていくので、やはりこういうところを一つ一つ、見直すなり、毎年自動更新ではなくて、削減できる方向で考えていくべきではないのかなと思うのですが、借りれば単価的には安いのかもしれないけど、積み上がっていくと大きな金額になっていくので、その辺、各課で違うとは思いますが、全体的に総務部長、どのような形でこれから進めていくおつもりですか。

○委員長（石川 修君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの沼崎委員のご指摘のようにですね、見直しは必要であると考えてございます。

基本的にどんどん評価額も下がってきているといったところで、評価額と見比べながらの検討だとかですね、もし、その土地が購入できるという話であれば、鑑定をかけてですね、適正評価で購入するといったことも必要になってくるのかなと思ってございます。

何年か前にですね、やっぱり土地の賃料がちょっと高過ぎるので、ちょっと安くしてほしいというふうなことで、伺ってそれを何とかお話をしたところ、更地にして返してくれ。という話をいただいたっていう話もございます。そういったところで、土地の交渉に関してもですね、相手の気持ちを損なわないような形でですね、こちらのほうも丁寧に対応していきたいなと。

また、自動更新という部分もございますけど、これは毎年、利用者がその部分をですね、指摘っていうか、変更がなければそのまま自動で更新をしてしまうわけなのですが、これについてもですね、そういう話ができれば、これも変更も十分可能な部分でございますので、そういった形で、土地の評価なども十分に参考にしながらですね、丁寧に対応していきたいなといったところで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 部長のおっしゃるとおり相手がいることで、地主さんは法的に守られているわけで、当然、部長が言われるように慎重に進めていただくのとは当然なのですが、やはり、庁内の中でも各項目、事案については、本当にこれでいいのかというのはやはり、全体的に検討してもらって、その時々だけではなくて、計画的に検討し

てもらうということをちょっと要望したいのと、大須賀津の農村公園に関しては、これいろいろあると思うのですが、あの土地を年間120万円で借りてやっているのですが、あれは、何か国とか県のあれがあるのでしたっけ。なんか縛り。あれを継続していくっていうその意味合いっていうのは、何か縛り何かあるのでしたっけ。ちょっとそれだけ、確認だけ。

○委員長（石川 修君） 経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 沼崎委員のご質問の最中申しわけないのですが、伝達が悪かったと思いまして。

資料としては、大須賀津湖畔公園ではなくて、木原の城山公園ということで提出をさせていただいております。ですので、こちらについては、木原の城山公園ですので、大変面積が大きいもので決算額としても大きくなっております。

○委員長（石川 修君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） 大変申しわけございませんでした。

私のほうの勘違いで、先走って勘違いしてしまいましたので、大変申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 木原城山公園でいいのですね。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） それとですね、その表の中の1番下の274平米。これにつきましては、木原水友園の駐車場ということで浜公民館のわきの土地を借りてございます。上二つが城山公園、1番下は水友園の駐車場ということになっております。

○委員長（石川 修君） 経済課長、大須賀津の農村公園は借地なの。自前の土地なの。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 決算の中で賃借料を払っていませんので、確認はしてないのですが、賃借料払ってございません。

○委員長（石川 修君） 村の土地なのそれは。違うでしょ。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 後ほど確認させていただきますが、土地改良の残地という扱いで、村か土地改良区か、または茨城県とか、そういう公共の用地になっているということで伺っております。

○委員長（石川 修君） それは、再度ちょっと確認して報告してください。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 個別にやっていけばいろいろ出て、いろいろあるのかなと思うのですが、先ほども言ったように、ぜひともやっぱり、やはり、役所の中で情報が共有していないとだめだと思うので、村の借りているところに関しても、庁内で、やはり、そういう会議を持たれるべきではないのかなと思うのと、関連で村有地の部分に関しても、村

で、どこが村有地で、道路に関してもそうですけど、そういうのに関しても、やはり、ある程度定期的にそういった会議などをもって、やはり、見直すというか確認をしないと、自分たちもそうですけど、大きい地主さんなんかもそうですけど、自分の土地がどこにあるのかわからない、というご自宅もあるので、村はやはり、そういったことがあってはならないと思いますので、その辺もしっかりと管理をしていただいて、今後に生かしてもらえればと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 沼崎委員のご質問にお答えいたします。

企画財政課管財係では、基本的には普通財産。村の持っている財産で、いわゆる行政財産。例えば、役場とか公民館とかそういう施設には使っていない財産を管理しております。その中で、活用できる土地、村で活用するのではなくて、一般の方に払い下げる。あるいは、ほかにも利用価値があれば貸すとか、そういう作業を行っております。

今、沼崎委員が言ったように、普通財産あるいは行政財産。土地の購入によって、今は、不必要な土地の購入はしてないのですけども、やはり、過去にどうしても用地買収等で道路にはかかったけれども、ちょっと地権者さんの意向でちょっと余計に買ってほしいとか、そういう土地もございますので、今、いろいろご意見をいただきまして、今後とも村の土地ですね、どこにあるかよく確認して、あるいは、財産として使っている担当課のほうとも協議させていただいて財産を有効に活用していければなと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 儲けろとは言いませんけども、やはり、大切な村の財産ですから活用するところは活用して、土地の借上料も削減できるところは削減をしていただけるような方向で、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

別の案件で1件、いいですか。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 防犯カメラの件で、昨日、質問させてもらったのですが、やはり、ちょっと答弁が。要は、維持管理に関してはちょっと不透明なところがあるので、工事を出したときに、その仕様書だとかそういうのがあるのではないのかなと思うのですが、その内容的にはどういうものなのか。つけたらつけっぱなしなのか、どういう仕様書で工事を発注しているのか。その辺をちょっとお聞かせ願ひたいと思うのですが、

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまの沼崎委員のご質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置時の契約時の仕様書ということでございますが、手元にちょっと用意してありませんので、調べまして、その内容について、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 私のほうから、11日に質問で二つ回答ができなかった部分がありますので、それについて回答申し上げます。

まず、決算書の37ページ。

山崎委員のほうからありました一般寄附金の内訳ということで、決算額が6,386万8,603円となっておりまして。

このまえも大きなものが日本中央競馬会からの寄附金ということで申し上げましたけれども、中央競馬会からの寄附金が6,380万円となっております。

その他、一般企業、学校等があるのですが、一般の企業からは6万136円。

木原小学校の6年生一同。これは「キッズカンパニー」ということで、毎年いただいておりますけれども、これが8,467円になります。

以上が寄附金の内訳等になります。

それから、決算書の14、15ページをお願いいたします。

岡沢委員から、株式等譲渡所得割交付金の減った理由、あるいは毎年ふえるときもありますけれども、ふえるときの理由ということで、質問があったのですが、これの分析につきましては、なかなか計算で出るものでございませぬ。類推すると、やはり株が上がって譲渡する人がふえて、利益を受ける人が多いというときに、上がるのかなと。下がるときには、そういうものが減ってくるというようなことだと考えられます。

県からも予算編成時には、県でも予算上、税の積算をしますもので、予算額が市町村に県ではこれぐらいの予算額で来年度来ますよというようなものはもらえるのですが、それがやはり県の予想額もびったりはいかないのが実情でして、原因については先ほど言ったように、類推ということなのですが、株式が上がったときにはふえる。下がったときには減るのかなということで考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 先日の山崎委員のご質問にお答えをいたします。

事業報告書の90ページ。

雑草除去を行なわなかった方への通知文書に係る資料提出の件でございしますが、これは特に、これといったひな形があるわけではありませぬで、実際に出した文書の中の1例を提出させていただきたいと思っております。

文書の内容につきましては、ケースバイケースでその都度、適切な内容に直しまして、それで出しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。

そうしますと、ケースバイケースで、依頼なのでこういうやわらかい言い方でしかできないのかもしれないのですが、ケースバイケースでもっと強く、文言が強くなるっていうようなこともあるのでしょうか。

もしあるとすれば、それはどのようなときなのでしょう。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問にお答えします。

文言の口調が強くなるというようなことは、基本的にはございません。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、先日もお聞きしたのですが、同じところに二度、三度、出すときっていうのは、基本同じような文面になるっていうこと何でしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、複数回というのは、今のところございませんが、もし、今後出すようになった場合でも、文言の内容というのは、基本的にはお願いということになってしまうかと思います。

ということですのでよろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、基本的に同じようなのを何度か出しても、恐らく地権者はそのまま無視をするっていう形になると思うのですよね。そのために私、昨年の9月の定例会のときに、環境美化条例。その空き地に雑草繁茂したときの、条文のところで勧告命令をすることができるけれど、それやることがあるのかっていう質問したときに、空き地が危険な状態っていうことの判断基準が明確化されてないために、勧告命令はできない。それで、答弁のところで、「本条例の判断基準の明確化等を早急に協議していきます」っていうご答弁いただいたのですが、これは進んでいるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、その判断基準の明確化ということについては、大変申しわけないのですが、現在進んでないような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 課長も変わって、部長も変わって、その辺の引き継ぎがうまく伝わってなかったのかなっていうような思いもありますけれど、これは本当に早急に協議、よろしくお願いいたします。

また進んでないようでしたら、また再度一般質問を上げさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 北出君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね、山崎委員のご質問でございますが、確かにですね、ことしは進んでいなかったというようなことでございますが、昨年度ですね、山崎委員のほうからですね、ご質問ございまして、そういうことを答弁したというのは私も存じております。それですので、ちょっと時間はたってしまったのですが、その辺の作業ですね、これから進めてまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただいまの山崎委員の質問に対して、私が申し述べることではないのですが、ただいま部長、課長のほうから言われなかったことでね、結構担当課でご努力されていることもあるのですよね。

それで、本当に厳しいところには結構直接お電話したり、電話連絡つかなくても、連絡つくまで電話されたりとか、結構ご努力されていることがありますので、どんどんそういうところは自信を持ってですね、PRしていただけたらと思います。

本当にケースバイケースで、山崎委員が言われることは私も数多く環境課のほうに、足を運ばせていただいているので、同感でございますけれども、担当課としても挑戦されているところ、努力されているところはどんどん言っていただいて構わないと思いますので、これからもそのご努力は継続して、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 北出君。

○経済建設部長（北出 攻君） ただいまですね、林委員のお願いというようなことでありますが、今回ですね、竹部委員のほうからも、今回一般質問があがっております。

その中でですね、電話でのお願いとかそういう件数もですね、入っておりますので、竹部委員のですね、一般質問の中で、ちょっと、いろいろとお話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 済みませんです。

先ほど沼崎委員から言われていた、土地の借り上げの件なのですが、ちょっと関連なのでちょっとご質問させていただきたいのですが、基本はですね、地権者の方の名前というのはもう明確。結局その借上料をお支払いしているわけですから、明確かと思うのですが、現実ですね、結構もう何十年も前から契約されている土地も多いかと思います。そういう意味でも、代がわりしている方もいるかと思うのですが、地権者が。

その代が変わりするときに、親族に代が変わりされたときに、何かそういう例えば、そろそろこちらのほうを売ってもらえないですかねとか何か、そういうような交渉した実績っていうのはないのかなっていうのを、ちょっとお尋ねさせていただきます。

○委員長（石川 修君） 総務部長 岡田 守君。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの林委員の質問でございます。

古い土地は確かに、長年借りている土地っていうのは存在しますし、代がわりしているところもあろうかと思います。また相続も、相続まではないのかなと思いますけど、代がわりはしていると思うのですけども、確かにそういったときに交渉するというのは非常に大事なことだと思います。

ただ私も、その辺のところは、詳しく聞いてございませんので、先ほどの土地の借り上げのときにですね、交渉した結果、返してくれという話をされたといった件ぐらいしか、まだ私のほうには入ってきてございませんので、そういうときにですね、チャンスととらえてですね、交渉するということは非常に大事なことだと思いますので、今の言葉を重く受けとめているというふうな形で対応させていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 前向きな答弁ありがとうございます。

先祖代々から維持管理をして守ってきた土地を、村に売るっていうのは本当に心苦しく思うところもあろうかと思います。

しかしながら、またその土地の有効活用ということで、村に貢献する土地として、また活用していくことも大切なことではないかなというふうに思いますので、代が変わりするとき、相続される方ができたときには、土地を大切に使いますのでということで、ぜひ、そういう交渉を強気で前向きに行っていただくことを要望して終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） ここで会議の途中でございますけれども、暫時休憩いたします。

再開時間は11時15分。この時計で15分です。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 会議

○委員長（石川 修君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

経済課長 木鉛君。

○経済課長（木鉛昌夫君） 休憩前の沼崎委員の大須賀津湖畔公園の土地の所有者についてお答え申し上げます。

土地の名義は美浦村名義になってございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 先ほどの沼崎委員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

防犯カメラの設置工事の仕様書ということでございますが、工事の概要としましては、主なものということで、主体となるものは防犯カメラ及び関連機器等の設置。それから、その調整。この調整といいますのは、防犯カメラがどの範囲の場所を映しているかというその向きと、もう一つは映り具合というようなことでございます。そういう調整をさせていただいております。

あと、防犯カメラの設置した後の定期的な保守管理はどうなっているかというような、趣旨かと思うわけでございますが、これにつきましては先日のご質問のときに、そのときにお話ですればよかったと思うのですが、平成29年度の当初予算に総務費の防犯対策費の防犯対策事業費。そこの委託料で防犯カメラ保守点検委託料、これが予算額で18万3,000円ほど承認をいただいております、この予算をもとにいたしまして、これから、早急にその防犯カメラの保守管理委託業務につきまして、発注のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

ということで、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） まず、大須賀津の土地が村有地だったということで、勘違いで安心しました。120万円も払っているのかなと、最初思ったのですが、村の土地だということで、了解しました。

あと、防犯カメラについては、工事を行ったときに見える範囲だとか、角度の調整だとかってというのは、役場職員が立ち会いのもと行ったのですか。その画像はどういうふうに確認したのですか。その当初は、どういうふうに写っているというのは、写真か何かで確認したのか、どういうふうに見て確認をしたのですか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋君。

○生活環境課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、設置時の確認につきましては、ちょっと確認をさせていただきまして、後ほど答弁させていただきたいと思います。

申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 北出君。

○経済建設部長（北出 攻君） 高橋課長が申したとおり、ちょっと担当者がいないので、検査をどのようにしたか現在のところわからないところでございますけれども、画像についてはメモリーカードを見て、多分、角度とか方向とか、どのように映っているかというようなことで確認をしていると思いますので、推測で話して大変失礼なのですが、担当者に

ですね確認をしまして、その内容等ですね後ほど説明をさせていただきたいと思います。
よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） できれば議員の人にもどういうふうに映っているのかっていうのは、本当は見せてもらえればいいのかと思ったので、写真とかそういうのかと思って、こういう角度で映っていますよとかっていう何かあるのかと思ったので、ちょっと質問したのですけど。それもちっと確認をしてもらって、あれば、このカメラはこんな形で映っていますよっていうのがわかればいいなと思ったのですけど。

あと、前にも聞いたかもしれないですけど、そのメモリーカードっていうのは、当初、カメラを設置してから、今までの間、1度も確認はしてないっていうような形で、その警察から要望があったときには見ましたけど、その要望があった箇所でないところは見てないっていう報告なのですけど。その辺は、今後、確認することは可能ですよね。それを確認してもらったほうがいいと思うのですけど。その辺はできるかどうかちょっと。

○委員長（石川 修君） 経済建設部長 北出君。

○経済建設部長（北出 攻君） これもね、先ほど高橋課長のほうからですね、ことし保守点検18万何ぼという予算をとってしまして、それで7基のほうですね保守点検をしていくというようなことで答弁させていただいたと思うのですが、その中でそのような点検も全てですね入ってくると思われます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 11日の委員会で、財政改革3カ年計画に関連して、物件費のことでお尋ねしました。

そのときの材料としては、決算書と事業報告書しかなかったもので、事業報告書ではふえている総額と、率15.2%と、ふえている理由として地域交流館備品購入費とか、ミホーフター事業とか、単年度の支出、単発的に要した支出のこと。ふえた要因としては説明されてわかるのですが、回答の中で企画財政課長が、経常経費という言葉をお使いになって、確かに計画でいう経費削減に努力すべきなのは、経常経費の部分ということで、その時点では、客観的に経常経費で平成27年度と平成28年度と比較する対象がなかったものですから、どうしようもないなと思ったのですけど、後になって考えてみて、決算カード。11日の朝に平成28年度分はいただいたばかりで、平成27年度分は手元になかったもので、その時は比較できなかったのですが、改めて比較した観点で、ちょっと、お聞きしたいことがあるのですけれども。

まず、決算カードで比較をすると、経常経費充当一般財源等の物件費、平成27年度と平成28年度を比較すると805万円、平成28年度はふえています。決算カードには、性質別の経常収支比率もちゃんと示されていますから、物件費の経常収支比率でいうと平成27年度は

12.3%。そして、平成28年度は12.8%。ということになると、物件費では0.5ポイントふえています。この要因がちょっとわからないのです。

それと、充当一般財源等のほうを見ると、平成27年度と平成28年と比較すると平成28年度は、約5,200万円ふえています。経常収支比率だけ計算すれば、分母がふえているわけですから、それだけふえているから、それは経費805万円。支出がふえたということもあるにしても、分母で5,250万円もふえているので、これ、どうして収支比率が0.5ポイントも上がったのか、ちょっとそれは理解できないのです。

ですから、その経常経費の部分で、平成28年度は、経費削減という観点からは、どういう結果だったのかっていうのは、改めてお聞きしたいと思うのです。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。

物件費につきましては、年度当初とかの予算編成時、平成29年度の予算にはシーリングはしなかったのですが、平成28年度予算編成時には、2%削減を目標にシーリングいたしました。

そのような中で予算においては、2%の削減は達成したのですが、その後ですね、詳細な、これがふえて、先ほどの0.5ポイントですか、上がっているというような数字的なものは、ちょっと不明なところもありますのですが、やはり、予算上、予算のときには、削減ができたけれども、年度途中で修繕、あるいは、これを購入するしかないというようなものがふえてきて、最終的には、そうってしまったのかなと考えます。

詳細についてはちょっと、すぐに分析はできないところもありますが、持ち帰らせていただいて、その分析ですねしてみたいと思います。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私は、傾向としてどうだったのかをお聞きしているだけで、詳細の分析となると、ちょっと、この定例会には中には不可能だと私は思っているのです。

予算のときは当然2%減額ということで設定されるのは、当然、計画があるわけですから。ただ、決算の結果で、額にして805万円、率にして0.5%上がっている。傾向をある程度、企画財政課のほうでは、つかんでおられるのかなと思ったのですが、そうであれば、結果としては決算カードでわかりますので、多分、企画財政課の大竹係長が財政状況資料集をつくっていますから、多分、物件費のところもコメントが載っているかなと思うのですが、多分、この事業報告書に載っているようなことが書かれているんじゃないかなと思うので、詳細については求めません。

ただ、結果に対する客観的な象徴的なものをお答えいただけるかと思ったのですが、ただいまの答弁で十分です。

以上です。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の64ページに、シルバー人材センターの内容が書いてあります。これを見ると昨年度と比べると、大差がないというような状況がわかるのですが、民間の企業にシルバー人材のほうから何名ぐらいの人が働きに行っているのかなってというのは、どこを見ればわかるのかと探したのですが、ちょっとわからないので、その辺のこと分ければ教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長 秦野君。

○保健福祉部長（秦野一男君） ただいまの小泉輝忠委員の質問なのですが、ちょっとお時間をいただきまして、調査させていただきます。

申しわけないです。

○委員（小泉輝忠君） 毎年見ていて、ことし特にそういうことに興味というか、全般に見直したときに、前はマッシュルームにこういう人が働いていましたよとか、こういう企業にいましたよってあったので、ことしは、どこに何人ぐらいの人が働いているのかなってということがわかればと思って。確認したいと思ったので質問します。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長、午後1番で出ますよね、お願いします。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の81ページです。

諸費の中の、上のほうに、非核平和事業推進費の補助金、非核平和美浦村宣言推進協議会へ補助金として60万1,000円計上されています。この60万1,000円、協議会ではどのような用途で使われているかお聞きします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまの岡沢委員のご質問にお答えいたします。

こちら、非核平和美浦村宣言推進協議会への補助金でございますが、事業内容としましては、広島市で行われます平和祈念式典への各小学校親子1組等の派遣事業をしてございます。それとまた、村内の非核平和に係る立て看板等がございまして、そちらの古くなったものの撤去作業費にも充てられてございます。

平成28年度の支出の内訳でございますけれども、広島市の平和記念式典への参加としまして54万5,102円、決算として上げられてございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 私はその補助金の使途についてお聞きしたのですが、今、言った広島への派遣事業と古くなった看板の撤去とおっしゃいましたが、その非核平和事業推進費の中の、15. 工事請負費で解体撤去工事、非核平和宣言看板撤去工事16

万2,000円計上されているのですけれども、それとは別に、この補助金の中で使われている部分があるのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） 申しわけございませんでした。

撤去費につきましては、工事請負費のほうで支出をさせていただいております。

申しわけございません。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 別の質問をさせていただきます。

決算書の91ページの下のほうですけれども、賦課事務費で使用料及び賃借料、自治体クラウドサービス利用料808万5,873円とかなり高額になっています。

95ページのほうも見ていただきたいのですが、徴収費で使用料賃借料としてやはり自治体クラウドサービス利用料1,003万8,470円。

自治体クラウドに関しては、昨年の決算審査特別委員会でも、ことしの当初予算の予算審査特別委員会でも述べさせていただきましたが、ちょっと観点は違いますが、自治体クラウドサービスっていうのは、効果というかメリットは、この事務に係る経費削減と堅ろうなセキュリティということで、効果を上げているという趣旨の事業報告書が書かれていますけれども。

これ、意地悪な質問だと思われるのですが、一般会計のみで結構です。自治体クラウドサービスは特別会計、企業会計にも関係するものなのですけれども、一般会計歳出総額で、その自治体クラウドサービス利用の総額っていうのは、今すぐではなくてもデータがあるのでしょうか。あるのであれば、示してほしいのと、それから、この自治体クラウドサービスを運用して効果がある前提でのこの考え方と、もし、自治体クラウドサービスに接続していなかった場合の事務にかかわる費用で、接続したことによりどのくらいコスト低減の効果があったのか、それを把握しておられるのであればお聞きしたいのです。

というのは、自治体クラウドサービス、今、全国で多分3割超えたぐらいの接続だと思っています。村長も、県内自治体にそういう共同運用を呼びかけておられることは、よく承知していますが、実際、総務省は、平成28年度は平成27年度までのクラウドの倍増をという目標にしていたのですけれども、なかなかそこまでは至ってない状況があるので、このまま、今後数年、あるいは、ずっとこの自治体クラウドサービスに接続していくのか、それとも、この費用対効果でコスト低減が見込まれないのであれば撤退するとか、そういう考えもありうると思うのですけれども、そういう観点も含めてお聞きしたいのですが。データがあれば、一般会計総額で歳出、どのくらいかかっているか。

あと、これは比較分析の問題ですから数字ではなかなか示せないのはわかりますけれども、どのくらいのコスト低減、効果があるのかをお聞きしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 一般会計も含めたシステムの使用料については、手元には資料ございませんけども合計金額は出ますので、それは資料を後で報告いたしたいと思います。

それから、自治体クラウドでどれだけ縮減できているかということでございますが、美浦村は、電算の事業者を替えてございます。なかなかほかの自治体では、データの問題があるので、いわゆるベンダーというところですけども、それを替えるのをやってないのですけども、美浦村はここ何年かというか、10年ぐらいで2回替えてございます。

比較ができるかどうかということなのですけども、縮減できているかどうかなんですけども、その選定の際には金額もシステムの内容も見まして、両方ともすぐれているようなところに委託してございます。現システムが入ったときにも金額的にも、有利ということで切りかえてございます。

ただ、システムも、例えば、マイナンバーの関係でいろんな経費がふえてございます。そういったものと、以前、その違うベンダーがやったときの比較だと、そういうものが入っていないので、それを比較して、縮減できているというような、数字がなかなか出ない状況でございます。比較するとなると、その提案のとき、A社はこれぐらいでB社はこれぐらいでしたよというところで、その差額が縮減できているのかなというところございますので、その変更になったときの金額については出ていると思いますので、それについては、後ほどお示ししたいと思います。

それから、全国で自治体クラウドということでいろんな自治体で導入していますけども、実際に自治体クラウドを、国が言っている自治体クラウドというのは、もう最終的に市町村が一緒になって契約もするというような自治体クラウドを国では考えております。

美浦村でも、自治体クラウドということで導入はしていますけども、これについては、ほかの市町村と契約までは一緒にやってございません。同じシステムを使うことによって、クラウドということで使っているのですけども、今後、岡沢委員が言ったように市町村間で協力して、物品の調達あるいは最終的には、その委託業務についても一緒に契約するというようなことを目指して、いろいろほかの市町村とも調整をしております。

ただ、先ほど言ったように、美浦村でも何回かベンダーを替えたことはあるのですけども、ほかの市町村でも複数年の契約でベンダーさんと契約しております。それが、時期が同じにできるか。あるいは、仕様について同じにできるか。そのようなことも、相当ハードルが高くなっているので、今後とも市町村、ほかの市町村と協議して進めてはいきたいと考えております。

先ほど言ったように、システムの経費と縮減になっただろうというシステムが変更になったときの金額については、後ほどお示しさせていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 企画財政課長がおっしゃったとおり、物品の共同調達とか、委託契約も一緒とか、そういった今後の構想については、企材におられた福田さんからいろいろ詳細な資料をいただいて、そういった構想もあるということで、そういったことも含めてコスト低減だと私は考えていますが、前提が共同運用ですので、違うシステムでいろんな自治体が、それこそベンダーがいろいろあって、県内には二つしかないと思うのですが、やったって何の意味もないことであって、やっぱり共同利用ということが前提だと。

確かに、総務省が進めていますけれども、いまだに3割台の運用率で、いつになったら5割とか、あるいは、全国の主な自治体ほとんどが共同運用するようになるのか。

自治体クラウド構想そのものがもしかしたら、破たんするんじゃないかって。

私も、頭の中に描いていることもありまして、質問させてもらっているのです。

何か具体的に何々が何円とか、決算書みたいな数字を求めるわけじゃないのですけれども、文言でも結構ですから、効果を上げているようなものを示せるものがありましたら、これも、なかなか今すぐは難しいと思いますので、後ほどでも結構ですから教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） ただいまの岡沢委員の件に関しましても、資料としては厳しいかと思うのですが、ちょっと整理しまして、後ほどご報告いたします。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 岡沢委員のですね、システムに関しては、茨城県はほぼ茨城計算センターが80%ぐらいやっていたのかな。当時も美浦村は茨城計算センターでやっていましたけども、やはりこういう、いろんな事業所、ベンダーから提案をいただいて、いい利用のものが安く、利用できるということであれば、そちらのほうに軸足を移してもいいんじゃないのかということで、5年に一遍なのですけども、今、契約は5年間。複数年で5年間ということでやってきておりますけども、やはり当初、これを始まる前は年間1億円の上も払っていたのですけども、違うところを入れますよって言うただけで1,000万円、2,000万円ぐっと下がってしまう。3社ぐらいをプレゼンいただいて、どこのものが1番使いやすいかということで、もう2回ほど替わっています。計算センターから、TKCに。TKCが1番いいとか、日立が1番いいとか、富士通が1番いいとかっていう、それぞれのいい部分があるので、住民課で使用する者は、ずば抜けてここがいいよと。1社だけで全てが完璧なシステム運用というわけにはいかない部分があります。

でも、よその市町村では5年に一遍、こういうふうな、システムのベンダーを選ぶようなことはしておりませんけども、今やっているものよりも、新たにシステムは、より使いやすい。職員も、よその市町村の職員よりは美浦の職員のほうが、新たなシステムになれる部分も、多分2週間ぐらいあると、それが使用できるっていう点では、美浦の職員のほうがそういうシステムには、慣れて来ているのかなというふうに思います。住民サービス

の遅滞なく行われているっていうことは、それだけの意識が職員の中にも芽生えてきているのではないのかなというふうに思います。

ぜひいろんなところを検証して、さらにグレードアップしたシステムの提案をしていたらベンダーがあれば、そこに替えていければ、コストの削減にもつながると思いますので、今、福田君いなくなりましたけども、十分滝口でも、その辺のことは、できるようになっていますので、もしまた、議員の皆さん方から、いろんな情報をいただいて、よその市町村でやっている部分と美浦のやっている部分の違い。

そして、よその市町村のほうがいいもの使っているよということであれば、多分、そういうことも一つ、提案をいただければ、中で進めて、その事業者を呼んで、次のときには提案をしていただけるようなことは考えていきたいというふうに思っています。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 最後に、確認というか強調しておきたいのですけれども、いわゆるベンダーが替わったとき。私が議員になった直後に、茨城計算センターからTKCに変わりました。そのとき福田さんに説明を求めたのですけども、価格面とか技術面とか安全面とか、そういったものを総合的勘案してプロポーザル方式でTKCに決めたと。それで、自治体クラウドサービスを運用開始のときは、自治体クラウドを両方比較してみて茨城計算センターがいいということで、茨城計算センターに決まったという経過があります。

私がコストの面で言っているのは、TKCから茨城経計算センターとか、茨城計算センターからTKCとかということではなくて、クラウドシステムそのものが新しい、まるっきり新しいシステムになったので、本村はクラウドシステムを採用した。という経過ですから、それまでのそういう、多分、決算書であれば、自治体クラウドサービス利用は平成24、25年度にはなかったわけですね。こういう項目は。自治体クラウドサービスに接続したことによって、決算書・予算書に自治体クラウドサービス利用が載っています。

じゃ、これにかわる以前のものの数字を比較検討できるものがあるかっていうと、ちょっと探してもないのですよね。あれば、どれだけコストが削減されているのかは、自分で電卓はじきますけれども。そういった点で、自治体クラウドサービスに接続して、しかも共同運用するようになったことによってのコスト低減の効果ということで質問しています。ベンダー間の違いとかそういうことではありませんので、もし、お示ししていただける際には、クラウドサービスに接続した、利用したことによってのコスト低減ということで、もし、お示ししてくれるときは示していただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

数字的には先ほど言ったように、全体の契約額、予算額と契約した際のどれぐらいの差があったかという額を調べたいと思います。

あとは、まず、クラウドとしてどれぐらいいろんな事務が縮減できて、入っていること

によるメリットですね、縮減できるメリットにつきましては、今後クラウドサービスということで、実際に茨城県内にはT K Cのクラウドということで1グループあります。

あと、茨城計算センターも国のいわゆるクラウドではないのですが、共同調達まではいってないので、そちらのグループというか、そちらで契約しているという市町村があります。そういった経費や、その縮減、事務的な有利性とかそういうものについては、今後ともいろいろ他の市町村に聞きながら調査研究していきたいとは考えております。

○委員長（石川 修君） 会議の途中でございますけれども、昼食のため休憩といたします。

再開時間は午後1時といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の答弁漏れがございますので、経済建設部長 北出君。

○経済建設部長（北出 攻君） 先ほどですね、沼崎委員の防犯カメラというようなことで答弁できなかったこと、大変申しわけございませんでした。

先ほどですね、調べまして検査の様子ですね、とか、ちょっとあったものですから、そちらについてですね、生活環境課長の高橋課長よりですね、報告をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 沼崎委員のご質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラの設置時の映り具合などの確認の件でございますが、設置が完了をしました後に、業者のほうから完了の報告をいただきました後に、職員2名によりまして現地に赴き業者さんの説明を受けながら完了検査のほうを行っております。

映り具合などの確認方法といたしましては、設置した防犯カメラの映像を現地に持っていったノートパソコンに映し出しまして、その映像を見るというような方法で確認をしております。

完了検査時の写真につきましては、検査を行っている現地の全景を撮ったものはありませんが、防犯カメラに映し出されたものは、そのときにプリントアウトしておりませんので、今、それを提出することはできません。

平成29年度事業により、早急に防犯カメラの保守管理業務委託契約を結びまして、議会終了後になってしまうと思うのですが、申しわけありませんが、現在のその映像写真のほうは提出のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのカメラの中にあるSDカードでございますが、二つ入っております、それは交互

にデータを蓄積させまして、一つのSDカードで、私が認識しておるのは1週間程度という事で聞いているわけなのですが、二つありますので最大で2週間程度見られるようになっているということでございます。

見る方法といたしましては、SDカードを取り出してまいりまして、例えば、役場のほうに持ってきてまして、それをパソコンなり何かで見るといようなことになろうかと思っております。

また、今後の保守管理に関してございますが、防犯カメラ本体やカメラ内部にある二つのSDメモリーカード、また、それらを支える支柱、あと電源あと防犯カメラを入れておく外箱が雨漏りとかしないように、そういうことの保守管理、常時適切に機能するような保守管理を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 検査のときの全景写真はあるけど、その映像はないということなのですが、工事とか普通の道路工事とかそういうのは、工事写真とか書類をもって完了ということなのだけ。防犯カメラもこの映像とか画像しかチェックするところが、完了検査のチェックするところがないのに、現地でノートパソコンを持って行ったのであれば、それを普通はバックアップっていうか、持ってこられるような状況で検査を普通はやるべきなんじゃないのかなと思うのだけ。それで、その検査員とか職員が行って確認して、映っていますねっていうので完了はおかしくないですかそれは、ちょっと。余りにもちょっと雑な検査なのかなと思うんだけど。ある程度、資料として、本来であれば完了検査をやるなら残しておくべきなんじゃないのかなと思うのだけ。その辺、どうなんですかね。

あと、実際にこの保守点検が発注されるまでは、保守点検っていうか管理してないような状態で、もし、この間に止まっていたとかっていうことがあったらそれも問題なのかなと思うので、その辺は、今後まだこれからふやしていく、防犯カメラふやしていくとかっていう中で、もう少しこう、出し方とか検査のあり方とかっていうのを考えていったほうがいいんじゃないのかなと思うんですけど。

その辺どうですか。

○委員長（石川 修君） 生活環境課長 高橋利夫君。

○生活環境課長（高橋利夫君） 今、沼崎委員がおっしゃられたこと、本当にもっともなことだと思いますので、完了検査のときには完了報告書というものが書類で提出されるわけでございますけど、それに添付書類といたしまして、防犯カメラの機能が發揮されているということが後日になってもわかるような、もちろんその時に機能していることが前提ではございますが、そういうものは、書類のほうはきちんともらっておくように、また、整備しておくように、したいと考えております。

いろいろ、ご指導いただきましてありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは、午前中、岡沢委員のほうからありました、まず、自治体クラウドサービスの利用料。これの一般会計の総額、合計額ですけれども、7,115万2,578円になります。7,115万2,578円ということです。

現在のシステムを導入するときに3社から提案をいただきまして、そのとき比較した資料なのですが、実際に会社によってシステムが違っております。実際の金額だと、それぞれの金額になりますので、それを同じようなシステムということで整備した場合、5年間でどのぐらいかかるかということを試算しまして、そのときの試算が1番安いところが4億8,800万円ぐらい、2番目が5億1,800万円ぐらい、3番目が9億9,500万円ぐらい。ということで試算しております。

当然、システムの内容等も考慮して、実際にはこの1番安いところに決定したということでございます。

あと、自治体クラウドのこれからの方向性というか、そういうメリッ的な例はないかなということで、ほかの自治体でやっているもので、参考的に見たものでは、やはり整備経費が3割削減になったということもあったようです。

あと、全国的に多いのは、町村を町村会でまとめて、やっぱり小さい自治体だとスケールメリットがないので町村会で取りまとめて整備しているというような県もあるようです。ただ、茨城に関してはいろいろな方法があるので、そこまではいってないですけども、そういうところもあるようです。

自治体クラウドの導入の大きな目的としまして、経費の削減もあるのですが、セキュリティの強化、サーバーはほとんど今、遠隔操作中心でほかのところに置いてあるものになっています。当然、役場に置いておくよりもそういう専門の建物入っていますので、セキュリティあるいは災害時等にも強くなるシステムかと思えます。

あと、導入することによって、各市町村でばらばらにいろいろやっている事務が、ある程度統一的にできるというようなメリットもあるようでございます。

簡単でありますけども、そういったメリットがあるので、今後、国のほうでも進めたいと。

ただ、美浦村の場合はもう、一部クラウドが入っていますので、これから、さらに3割減るかどうかなというのは、なかなか難しい部分もあるかと思うのですが、その辺は、安全性や事務の効率化、当然、経費のほうも考えて今後とも検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいまの説明で、3社からの提案で1番安いので4億8,800万円ということで、5年間ということですが、単純に5で割ると年間8,176万円。実際に計上された金額が約7,115万円ということで、1,000万円近くは実際には安くなっているのですが、これは、たまたま平成28年度実績はこうだったからといって、5年間でかかった総額を5で割ったものが7,115万円で推移していくということではないのですね。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの総額で4億8,800万円というのは、ソフトの使用料、利用料だけではなくてネットワーク関係、あるいは機器のものも入っています。そういったものをトータルしていますので、この自治体クラウドサービス用は、その一部ということになります。

ですから、これで5年を掛けてその金額よりも実際には、機械代あるいは通信費等もかかっておりますので、その点が多くなっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） わかりました。

今、企画財政課長が言われたとおり、クラウドシステム導入に当たっては県が主導する形でやっておるところもあれば、近隣市町村、あるいは県内の市町村で協議会をつくってやっているところがあって、うまくいっているのは協議会主体でやっているところが多いというのは理解しています。できれば、茨城県内でもそういった協議会みたいなものを進めていけばいいのかなと思っていますけど、これは、そういうことを村に求めてもしようがないことですので、企画財政課課長の報告のされたことは、よく理解できました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長 秦野君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 午前中の小泉輝忠委員の質問にお答えをいたします。

事業報告書の64ページ、シルバー人材センターに関することでもございまして、ちょっと下のほうで、キ.の部分で、公共事業、民間事業の派遣されている人数と企業名を教えてくださいというような質問だったと思います。

シルバー人材センターのほうで確認したところ、人数に関しては、イ.の部分で就業人数という部分で人数は出ているのですが、どこの企業どこの会社に派遣されているのかという部分では、そういう統計をとっていないという状況でしたので、これから事業の検証とか、そういった部分で必要となると思いますので、シルバー人材センターのほうには細かいデータもとるようにということで要望をしておきたいと思います。

これでご了解を願えればと思います。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 事業報告書の3ページ、自治研究会のほう、職員研修のほうの中の茨城県市町村振興協会研修というのがございまして、その振興協会の海外研修に2名が参加されたということですが、これはどのような方がどういうところに、どのような目的、どういう研修で行かれたかを教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまの林委員のご質問にお答えします。

こちらの海外派遣研修でございますが、職員、確か年齢制限がございまして、何歳以下というもののなのですが、県の振興協会につきましては、サマージャンボとかオータムジャンボの宝くじの何というのですかね、お金を使いましていろんな事業を行っているわけなのですが、平成28年度につきましては、美浦村では2名の方が参加できるという枠をいただきまして、スウェーデンとイギリス、2国なのですが、6泊8日で参加をさせていただいております。

こちらにつきましては、同じ参加された方同士で報告書を作成して県のほうには、そのものは、こちらにもありますけれども報告書等を作成してございます。

○委員長（石川 修君） 内容。どういう研修なのか。内容。

○総務課長（吉田正己君） 内容につきましては、当然、職員の資質向上とかいろいろあるわけなのですが、詳しくは報告書を見てお答えさせていただきたいと思いますので、後ほど、お答えさせていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員よろしいですね。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） そうしましたら、また、報告書のほうなのですが59ページ、交通弱者対策でお骨折りいただいております、デマンドタクシーの件なのですが、59ページにいろんな登録者数、地区別、年齢別、利用者数、利用状況と出ております。

それですね、近年1時間ごとに、デマンド出てくれることになっておりますので、時間ごとでの利用者一覧みたいな人数一覧があれば、お示しいただきたいと思いますのですがいかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） ただいまの林委員のご質問の内容ですが、事業報告書のほうには、年間分ということでまとめているものがございます。

先ほどお話がありました、1日に全部で8便動いております。朝の8時から夕方4時までの各1時間ごとに運行しておりますので、この運行によりまず一覧表のほうがございますので、後ほど掲示板のほうに掲示させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君）　じゃあ、一覧のほうは掲示板ということで了解いたしました。

その中で特化して利用者数の多い時間帯と利用者数。申し込みが多くてキャンセルしているような現状等ありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君）　福祉介護課長　吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君）　ただいまのご質問ですけども、利用時間帯で1番顕著にあらわれておりますのが、第5便、13時の便になります。13時の便、それから11時の便、それから、第2便の9時ですね。この三つが利用の割合が高くなっております。

またキャンセルの話でございますが、キャンセルの話につきましてちょっと私どものほうには、内容的なものが伝わっておりませんので、そこら辺はちょっと申し上げません。

行き先で多いところでございますが、やはり医療関係、こちらが1番多くなっております。1番多いのは、東京医大のほうでございます。続きまして村内の病院と。村内の病院の中でも、中央病院であったりとか、美浦クリニックであったりとかというような形になっております。あとですね、スーパー関係ですとやはりヨークベニマルさん。それから公共施設ですと美浦村の役場。あとは、金融機関であると常陽銀行が多めになっております。

以上でございます。

○委員長（石川 修君）　林委員。

○委員（林 昌子君）　細かく教えていただきましてありがとうございます。

実際に利用者さんから、例えば、福祉介護課のほうにですね、デマンドタクシーのことで苦情とか要望とかそういうのは来ている案件ございますか。

○委員長（石川 修君）　福祉介護課長　吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君）　私もこの4月から、福祉介護課ということでおるわけですが、その中でデマンド関係でお話があった件につきましては、当初利用の際には、ご利用者様のほうには運行日等についてお話をさせていただいているところなのですが、月曜日の9時に予約を入れたいということで、金曜日の4時過ぎに電話をかけたがつかないと。オペレーターのほうがどうしても4時までの受け付けということになって、皆さんのほうにはご案内しておるのですが、その時間外にかけたことによってつかないってというようなご意見。

それから、運休日に関しまして、運休のときにご利用者様のほうは、お出かけしたいというお話でしたが、運休日ということで設けておる日に利用ができないのはっていうお話がございました。その点に関しましては、当初の目的どおりのご案内どおりですね、内容を再度お伝えしてご了解いただくとそのような形でっております。

以上です。

○委員長（石川 修君）　林委員。

○委員（林 昌子君）　通常はごめんなさい。月曜日から金曜日ですよ。結構やっぱり

土日でも利用したい方がいるというのは、前々から、やっぱり要望がぼつぼつとは出ているのですけれども、なかなか実際、そこを業務拡大というのはまだまだ厳しいですかね。今後の課題として、土日運行に対して、さくら観光さんのほうで拡大していただけるようなことは検討されているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） ただいまの質問なのですけれども、通常デマンド交通の場合は、土日は運行しないというようなことになっているようでございまして、うちのほうでも月曜日から金曜日。区域内運行ということで事業のほうは進めているところでございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ということは、拡大する検討はされてないってことですよね。今後もね。

○委員長（石川 修君） 保健福祉部長 秦野一男君。

○保健福祉部長（秦野一男君） 村内にも、そのほかにタクシー会社とかバスも通っていますし、そちらを圧迫しちゃうということもありますので、現状では考えておりません。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 前にアンケート調査をとったときにも、確か土日の要望があったかなと思うのですよね。

規約上そうなのは理解しているのですけれども、土日を運行したからといって、一般の企業圧迫っていうのは、ウィークデイでも同じ状況だと思いますので、何とかそういう要望もありますのでね、フル稼働でなくても、例えば土日の午前中とか何かそういうような、特化した利活用できるような検討もなされるとありがたいのかなと思いますが、相談はしてもらえないでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） デマンド交通についてはですね、公共交通会議っていうのを年間1回。

実はこれは阿見町まで行っているんで、阿見町の要するに役場も入っていただいて、阿見町の中も走るということで一緒に公共交通会議に、そのときに陸運事務所にいろいろと、林委員がおっしゃるようないろんな注文をお願いするのですけれども、なかなか特区として認めていただけるようなこともないのですかと言ってもなかなか返答が返ってこないのが、陸運事務所からの答えです。

実は、もっと、こういう公共交通が不便な地域にとっては、こういうデマンド型は本当に交通弱者にとっては救いの手なので、この辺も考えてもらえれば、国のね、ちょうど石井啓一さんが国土交通大臣やっているんで、岩盤規制なんてよく今もテレビなんかでやっ

ていますけども、やはりこういう公共交通が浸透してないところについては、ある程度認めていただく。もしくは、特区として1年とか2年とか、実証実験をやらしてくれるというようなことでなければ、本当に先に進まないのではないのかなというふうには思います。利便性を高めるために、いろんなことを提案するのですが、陸運事務所は、がんとして曲げてこない。曲げないのであれば特区でやらしてくださいという話をするのですが、それも答えが返ってこないっていうのが、もう毎年やっている中でお話しするのですが、先へ進まないというのが現状でございます。

ぜひ今、石井啓一大臣なので、その辺は政府のほうが内閣がやらなくても、大臣みずからその規制をね、改革していただけて特区として、こういう公共交通の発達してないところについては、認めてもらえるようなことも必要ではないのかなと思いますので。

その辺の情報も、全国でもいろんな利用方法やっているようなところもあるような話を聞くのですが、美浦村が要望しても水戸の陸運事務所がなかなか、すんなり答えは返ってこないということなので、その辺もひとつよろしく、どこかのつてがあったら、お願いしたいなと思います。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 陸運局のがんとした答弁がいただけないということでしたので、つてができれば申し述べる機会を設けられれば、また、提言はしていきたいなと思いますが、また、ともに要望していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

ですので、美浦村独自でそういうふうに改革するということは厳しいというのが、法的なものがある部分で厳しいと思いますが、どんどん言い続けていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ただいまの公共交通について、村長の答弁の中で、さらにお聞きしたいことがあるのですけれども、地域公共交通会議の中で土日も運行したいということを出したとおっしゃっていましたが、陸運局が認めれば土日の運行もやる気持ちでいるのでしょうか。

私、過去に一般質問でこのデマンド交通のことを取り上げましたが、その時にも運行日に関しても頭にあったのですけれども。

ちょうど、事業報告書に利用状況があって行き先のパーセンテージが載っていて、東京医大病院とそれから公共施設、金融機関、これを入れると80%超えていて、それも、いずれも土日にはやってないところですね。だから、私は、たとえそういう声があったにしても、委託料1,404万円近くかかっているのを、どれだけ払うつもりなのですかということも頭にあって、そういうことは考えるべきではないと思っているのです。

村長は、陸運局が認めれば土日も運行を、フルで、今やっているように8便、動かした

いと本当に思っているのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） これはですね、公共機関とか病院は、土日は休みです。でも、利用者651人という登録者いますけども、その方の土日の利用方法というのも、多分、やるのには、利用者のアンケートをとるしかないと思うのですよ。で、動けば、8便を動かすということになれば、当然お金もかかるので、その辺のところを、利用者がどのような使い勝手をするか。使わないのに、やっていますって言っても、費用がかかるだけなので。

ただその辺の利用の状況を、今の登録している人からアンケートはいただかなければできないのかなというふうには思います。

今、商業施設もね、そのヨークベニマルだけではなくなったので、土日、直売所含めて交流館はやっています。子育てのほうは日曜日はやってないのですけども、その辺の使い方を村民の交通弱者の方がどんな使い方をするかアンケートは当然必要になってくるのだらうと思います。

それは、やみくもに統計もとらないでやるということではなく、利用者の実際の利用状況がわからなければむだに車を配置しても乗る人がいないという現状がでてきたのでは意味がないので、その辺はちゃんと土日を動かせるようになったときには、アンケートをちょっと、とっていきたいというふうには考えています。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 林委員には、要望したいっていうその後に、すぐ、冷水をかけるようなこと言って申しわけないのですが、反対とかそういう趣旨ではなくて、村長の先ほど説明の中でいくら言っても陸運局はだめなのだとおっしゃったので、土日の運行もやる予定で土日の利用状況も、どういったところになるのかなというそういう把握があつて陸運局に公共交通会議でいっているのかなと。そういうふうに受けたものですから、それ、本当に何度も要望しているのでしょうか。ちょっと、今言ったように、これからアンケートとらなきゃどうのこうのって言うておられていて、いくら要望してもってというのが、そこら辺がちょっと曖昧なんですけど。確かに、過去に、何度か強く要望したっていう経過があるのですか。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 要望はですね、今、美浦以外のところは阿見の東京医科大学しか行っていません。

利用者からすれば、もっと違うところにも行かしてほしいという話は以前からあるのですけども、限定的に、阿見の医大だけが阿見のタクシー会社の了解をいただいた上なので、違うところも行かしてあげたいのですけども、なかなかタクシー会社がそこはクリアできてないというのが現実で、阿見だけじゃなくて稲敷市のほうにも行きたいという利用者の方はいます。

だからその辺のことはもう、ずっとやってはきているのですけども、土日だけを照準にしたわけじゃなくて、行く目的地をもう少し広げてほしいということはもう利用者から、かなりあるので、その辺を1番、陸運事務所にはお願いをしてきたところでございます。

ただ、そこがクリアできてないのは、これはもう、陸運事務所もOKを出せないっていうのは、地元の民間の業者の了解がない上はだめですということで先に進んでないのが現状です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 林委員の要望は土日運行のことであって、私が聞いたのも土日運行について陸運局とのかかわりを聞いたのですけど、村長の今言った回答は、私が一般質問で取り上げたときに全く同じことを答弁されていますので、かといって、蒸し返しになりますから、村長が言ったとおり運行経路に関しては、過去に幾度となく要望してきたということであって、土日のことに関しては要望してきたとか、強く要望してきたとかいう経過はないということで私は理解させていただきます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 決算書の197、消防施設管理費の中の6番、修繕料の施設等修繕料。

これは、防火水槽とかなんでしょうか。何の修繕費なのか教えてください。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） ただいまの竹部委員のご質問にお答えいたします。

消防施設管理費、修繕料でございますが、こちらにつきましては、各消防分団の機械器具置場の修繕料となっております。例えば、外壁とか屋根とか赤色灯電線ケーブル等の修繕となっております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） この中には、防火水槽等の修繕とかも含まれるということですね。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） お答えいたします。

こちらの77万6,520円の中には、防火水槽等は含まれてございません。機械器具置場あるいは、消火栓の看板取り付け等の修繕でございまして、防火水槽はこちらには含まれてございません。

○委員長（石川 修君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） はい、わかりました。

防火水槽の数、きのうもちょっと見てみたら数が多かったんです。この中に含まれているのかと思ってちょっと聞いていました。

ありがとうございます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 事業報告書の30ページ、地域振興の中の、二橋計画の建設促進です。期成同盟の件なのですけども、昨年平成28年度も行われているようですけれども、その報告の内容に県央・県南地区の11市町村の続きですね。

関係機関への陳情活動や幹事会研修会、霞ヶ浦二橋整備構想図の作成により事業の推進を図ったとありましたので、この研修会はどのような研修会なのかということと、二橋構想図の作成というのはどういうものを作成されたのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） まず、構想図の作成でありますけれども、これは、二橋が架かった時の構想ですね、それを、クリアファイルをつくりまして、それで配布しております。これは、PRも兼ねて配っております。

それから、幹事会の研修会なのですけども、これは、近隣の施設ですね、霞ヶ浦周辺の市町村の観光施設、市町村の施設等を訪問しております。

平成28年度には、ちょっと都合で行けなかった記憶がございますが、その前の年、大変申しわけございませんが、その前の年に私、参加しておりまして、行方市のファーマーズクラブ。サツマイモを加工して販売するような施設。そこを伺いまして、観光とか、あるいは学校の跡地を利用して使っておりますので、そういうところを見学しております。平成28年度については、欠席だったように記憶しております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 構想図のほうのクリアファイルは私も拝見しておりまして、庁内にもご自由にどうぞっていうのが置かれておりました。

そのほかにどのようなところで配布をされたかっていうことをお聞きしたいのと、観光のほうは近隣施設の研修会には担当課として行かれなかったようですが、村長として参加されたのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（石川 修君） 企画財政課長 平野君。

○企画財政課長（平野芳弘君） 構想図のクリアファイルの配布なのですけども、例えば、全小・中学校の生徒に配るほどはございませんので、企画財政課のところに置いてあるものと、あとは、イベント等があるときには、そういうものを配っております。

それから、村長が研修会に参加されているかどうかということなのですけども、幹事会の研修になりますので、幹事会は基本的には課長職になります。課長か担当が出席することになっておりますので、ほかの市町村も首長の参加はない状況でございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） クリアファイルに関しては、限られた枚数を有効的にイベント等でも配るということですので、より多くの方に二橋計画が頓挫しているのではなく、現在

も進行中というか、そういうPRはまたどんどん住民のほうにお伝えいただけたらなというふうに思います。

期成同盟の会議には、首長が参加する会議ございますよね。そちらのほうではどのように進んでいるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 二橋に関しては一応、ここにかかわる今でも協議会を持っていますが、そこではできるだけ県、国のほうに早目に事業計画のですね、そういうものをつくってもらえるような予算を、まず、計上してくださいというようなことは、会議ごと上げているのですが、なかなか進まない。

金額的にはちょっと、かなり大ざっぱな金額で約4キロメートルぐらいあるんですけども、約1,000億円ぐらいはかかるだろうという話は聞いております。

でも、計画を載せないに進まないの、今回の知事選でも二橋のほうに軸足を置いて進めるといような候補者の話も聞いておりますので、今度は進んでいくだろうなというふうには考えております。

今回の一般質問にもね、霞ヶ浦二橋ができるときには、村の上新田木原線の延長がどうなるかっていう質問も出ておりますので、その辺の計画的にある程度、計画に乗れば村も取りつけ道路も含めて考えていかざるを得ないのかなって。

美浦だけではなく隣接する阿見町にも協力をしていかないと、美浦村だけ道路ができて阿見町が進みませんと、道路が使えませんので、その辺も含めて、まずは、本州・四国に橋が3本もできているのだから、あれは1,000億円やそこいらの金額と全然違う金額だと思うので、できれば茨城県の7区まである国会の先生がたのお力で。先ほども言いましたが、国土交通大臣もやっていますから、茨城北関東比例のほうでね。そういういいチャンスのときにですね、ぜひ、これを構想的には立ち上げていただければ、かなり実現に向けていけるのではないのかなというふうに思います。

美浦村だけではなくてですね、やはり、関連する二橋に関連する、各自治体の組長、そして議員連盟も含めて、1度、県、国に上げていければ少しは事業化の一つの目標に向かっていけるのではないのかなというふうに思っておりますので、その首長の中でも、それは毎年集まってやってはいるのですが、議員連盟の中で、各市町村の議員連盟の中で、そこを有志、または議員全部でも連名で出していただけると心強いのかなというふうには思っております。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 毎回この二橋計画のことは村長にお話しさせていただいているのですが、リーダーシップをとってということで力強い答弁もいただいていたのですね。

幹事会においても、皆さんが近隣の観光スポットというか、いろんなものを、毎年毎年、

いろんな地域も動いておりますのでね、いろんな霞ヶ浦を囲むその自治体がどういうところに努力して、どういうところで啓発活動を行っているか、その実態把握を常に二橋が実現してもすぐ対応できるような準備を平行して行っているのかなっていうのを今ちょっと担当課のお話を伺って理解したわけです。

村長もご存じのとおり、美浦村議会でも国交省に陳情に行ってまいりました。そのときに言われたのは、やっぱり県から要望を受けてないものを、国の単独で国から県にこういうことをやれという予算付けは無理なのですよって。逆なのですよって言われました。

ですので、今回いいチャンスとして、新しい知事がね、その軸足を置いて進めると言っているのであれば、知事とまた、議員関係も力を合わせて、美浦村だけではなくして、近隣の方と連携をしながら、ともに並行して首長クラスと議員クラスで並行して、県に、ある程度働きかけをして、県から国へ陳情してもらえるように。また、協力体制を組んで実現を近づけられたらなと思いますので、どうぞ、またお力添えいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 事業報告書の109でございます。

こちらの、美浦村内の公共施設におけるAED設置状況。村内の18施設ということで。以前、ちょっと定かでなく一般質問だったか、この全協であったか、ここに挙げられている、その定時に閉まるところに置いて、夜であるとかそういったときには余り利便性はないんじゃないのかっていうことで、村内を、例えばコンビニエンスストアであるとか、そういうところへの働きかけをしてみてもどうかというようなことがあったと思いました。

とあるコンビニさんに、そのあと2、3カ月後に行ったら、店長と話をしたのですが、執行部から来たのかどうかちょっと余り定かでなかったようなのですが、ここに挙げられているだけの29台、ことし3月までの報告とすれば、そういった24時間のコンビニ等々には多分設置されてないのかなと。ちょっとこのところ私も気をつかって、いろんなコンビニでどっかにあるのかなというふうに。見てないものですからわからないのですが、多分、出向いてどうですかというようなことで、協力いただけませんかというのは、もちろんやっていると思います。

その辺をちょっとお聞かせいただければなと思います。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

ただいま、村内にコンビニ5軒あるかと思うのですが、5軒、全てにお話をさせていたしまして、現在のところ、その内2軒AEDのほうを置かせていただいております。残りの3軒につきましては、覚書等のやりとりがまだ本部とかそういうところでちょっとまだ明確にいただいておりますので、ちょっとまだ三つにつきましては今進行中というこ

とでございます。

それと、安中方面につきましては、コンビニがないものですから、安中郵便局の隣に消防の器具庫があるのですが、そちらに1台外づけで置きたいと考えておりまして、現在下の基礎部分のところはちょっと、もう整備済みなのですが、これからそこに配置をするということで、現在進めております。

それと、大山の防災拠点のほうの霞ヶ浦沿いなのですが、トイレが設置されているかと思うのですが、そちらの隣にも外づけのAEDを設置しようということで、現在国交省さんと協議をさせていただきまして、設置に向けて進めている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ご苦労さまでございます。

平成28年度には間に合わなかったのかどうかちょっとわかんないのですが、ちゃんと仕事はされているということでね。了解しました。

龍ヶ崎あたりで回っていると結構コンビニあたり、多分、リアクション起こす云々も早かったと思うのですが、龍ヶ崎辺り結構多いものですからコンビニ等々に入っているところが。でも、ちゃんと、きちんと仕事はされていることと敬意を表しておきます。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 質問ではなくて、提言なるかと思うのですが、108ページの防災関係、防災訓練の点につきましてですが、ことは木原小学校で開催されました。その防災訓練の周知徹底なのですが、学区内の木原小学校区内の区長さん副区長さんに対しては、できましたら文書で通知をしていただいて、参加できる方には参加していただけるよう区長さん副区長さんからお声がけをしていただければ、もう少し人が集まるのかなという感じがいたしましたのでご提言させていただきます。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） 葉梨委員のご質問にお答えいたします。

地区の区長さん方には、通知をなるべくしているところなのですが、もし、ことし通知をしていないとなると大変申しわけありませんでした。しているかと思うのですが。

あと、当日消防車及び村の車によりまして、放送もさせていただきまして、周知のほうさせていただいております。なるべく多くの方に訓練があると。しているということをおわかっていただくように、今後、努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

それではですね、会議の途中でございますけれども、15分まで休憩とさせていただきます。

特別会計に関係のない担当課の課長さんは、退席して結構でございます。

午後 1 時 5 7 分 休憩

午後 2 時 1 5 分 開議

○委員長（石川 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号に入ります前にですね、先ほどの10号議案の研修についての答弁が漏れておりますので、総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） 先ほどの林委員の研修への質問に対してのお答えをさせていただきます。

事業報告書 3 ページの、茨城県市町村振興協会研修、海外派遣研修でございますが、こちらにつきましては、目的が市町村職員を海外に派遣し、各種行政実情等の調査研究を行うことにより、職員の総合的行政能力の一層の向上を図るとともに、国際的視野と見識を持った人材を養成するということでございます。

研修期間ですけれども、平成28年 8 月28日から 9 月 4 日の 8 日間となっております。

訪問国は、先ほど申し上げましたけれども、スウェーデンとイギリスとなっております。

研修事項、テーマでございますけれども、環境政策と地域振興と二つのテーマで行ってございます。

研修人員ですけれども、県内の16市町村の17名の方が参加をされております。

具体的に研修内容ですけれども、例えばストックホルムにおきましては、環境政策ということで下水処理施設の現地の調査を行っております。

また、地域振興としましては、地区広報センターあるいはエコタウン現地調査等を行っております。

ロンドンにおきましては、地域振興としましては、ビジターセンター現地調査、環境政

策におきましては、都市環境整備現地調査等を行っております。

実際には、このような研修報告書っていうのを作成しておりまして、詳しい日程等とか、あるいは一人一人の感想、これからの思い等もこちらのほうに書かれておりますので、こちら総務課に保管してございます。

以上でございます。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 詳細なるご説明ありがとうございました。了解をいたしました。

それですね、今お示しいただいた報告書なのですけれども、美浦村で参加された2名の方の報告書等も載っているようでございますので、後で議長、アップしてもらってもよろしいですか。タブレットのほうに、美浦の職員の2名分の報告書をアップしていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（石川 修君） 議員掲示板に。

課長、議員掲示板のほうにアップしておいてください。

総務課長 吉田正己君。

○総務課長（吉田正己君） こちらの報告書ですね、村職員の2名の報告書、内容につきましては、後でタブレットのほうにですね掲示をさせていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） よろしいですか。

○委員長（石川 修君） それでは、議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の303ページです。

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金なのですけれども、そこは二つあるのですが保険税軽減分なのですけど、平成27年度決算と比較して198万円減っています。

それで、まず保険税軽減分というのは、7割、5割、2割の法定減免の負担分だと思うのですけれども、これまで何度かにわたって法定減免の減免対象者が所得の制限緩和によって、対象者そのものはそんなにふえてないと思いますけれど、ふえる傾向にあるかなとは思っていたのですけれども、しかし、保険税軽減分が減っているということは法定減免分の金額も減っているのかなと思うのですが、これは、例えば対象者が減っているのか。それとも、対象者は変わらないが7割減免の人が減っているのか。どのような現象があるのかお聞きしたいのですが。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） 岡沢委員の質問にお答えいたします。

制度的に変更というのはございませんので、実質の数字、人数等は手元に資料なくて、把握はしておりませんが、対象者の減少によるものと認識しております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほども言いましたけれども制度的には変更がないのですが、7割、5割により、例えば5割の人の所得の関係で対象範囲が拡大するような、そういった制度の変更は、ここ4、5年の間に、2回か3回あったと思うのですけれども。ですから、私は当然、対象者が拡大しているものとばかり思っていたのですけれども。ということは対象となる、所得の少ない方が減っているという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） 減少の原因につきましては後ほど詳しく調べまして、ご報告いたしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） まず、同じページで、県支出金で財政調整交付金なののですけれども、県の支出金のほうは、昨年、平成27年度に比べて343万円ふえているのです。

国の支出金なののですけれども、国のほうは158万円減っているのですけれども、財政調整基金の国・県負担は両方とも9%のはずなのに、なぜ国庫支出金は減って、県のほうはふえているのか。その部分がちょっとわからないのです。理由がわからないのですけれども、どういった理由で減ったりふえたりしているのでしょうか。同じ9%負担の割合なわけですから。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） ただいまの質問ですけれども、299ページの財政調整交付金。

国の分、国庫が158万円対前年で減っているということですね。

それから303ページの県補助金、財政調整交付金が343万円増ということですが、これについても積算のレベル、積算といいますか、実際この金額で計算していますというものを基にして、また後ほど回答ということをお願いしたいのですが。

以上です。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 例えば、一般会計の繰入金でしたら決算確定によって、例えば、6月とかに補正ということもあり得るかもしれませんが、この財政調整交付金とか保険基盤安定繰入金に関しては、決算額の確定によって、例えば、返還とかいうことはないですね。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） 財政調整交付金等につきましては、年度内に確定。

例えば、1月末の時点で計数を確定させて2月に申請というような、年度内で完了しているような形ですので、翌年度に返還をするとかそういったものはございません。

以上です。

○委員長（石川 修君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

課長。

資料っていか答弁は時間かかるのかな。岡沢委員からの質疑。

○国保年金課長（鈴木 章君） 実質のところ、どこの部分が影響して額が減っている、ふえているというところは、どこまで分析ということになりますけども、ただ、帳票自体はページ数が多いのですが、戻れば印刷をして、もしくはPDFの形で提供することは可能です。

議員掲示板のほうにアップですね。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員。

それでいいのかな。

それを見てみると、あれでしょ、質問まだ変わるでしょうから。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 財政調整交付金に関しては、国・県9%ずつの負担ですけれども、それぞれの算定方法なのですけれども、例えば、医療費の額とか保険料収入とか、そういう算定の基になる仕組みで、国・県の仕組みがもし違ってたら、国がふえて県が減るということもあり得ると思うので、そういったことについても、ちょうど聞かせていただければと思います。

○委員長（石川 修君） 国保年金課長 鈴木 章君。

○国保年金課長（鈴木 章君） はい、了解いたしました。

今実際、計算にあたっては担当者がやっていることだし、ここが変わったということ把握はしているかと思います。そのあたりを尋ねながら、お答えをしたいと。メモで添付とかいう形になるかと思うのですけれども、お答えをしたいと思います。

○委員長（石川 修君） ここで質疑終結するわけにはないでしょう。

それが出ないうちには質疑終結というわけにいかないでしょう。

岡沢委員。どうですか。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 財政調整交付金の普通交付金に関しては、3月議会の厚生文教常任委員会の時に、前任の桑野課長に説明していただいたのですが、そのときもすぐに答弁をもらえるっていう状況じゃなかったの。

では、それまで答えてくれる、資料ができるまでエンドレスでとはいかないでしょうか

ら、委員長のおっしゃったとおり閉めるわけにはいかないということも納得しますけれども、それによって決算認定の判断が変わるわけではありませんので、後ほどということで私は良いと思いますので、そういう方向で進めていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 岡沢委員のほうはそういうことなので、PDFでそちらへ出してもらってもいいのですけれども、エンドレスというわけにいかないので、別に意見が変わるということがないそうなので、速やかに出していただきたいと思います。

そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 事業報告書の163ページ、地域支援事業の関係の第2次予防対象者把握事業と第1次予防事業対象者施策ということで、②の1次予防事業対象者施策のほうで、介護予防教室とか今一覧表に163ページですね。

健康運動指導士による講話及び運動だとか、シルバーリハビリ体操指導士による運動、認知症予防とか実施回数等載っておりますけれども、細かく実施していただいていることは本当に評価させていただきます。

そこですらね、実施回数等の表のところに地区公民館等で19回とか18回実施したとございますが、これはどこの地区で、その地区で何回やっているかというところを教えていただきたいと思います。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） ただいまの林委員のご質問にお答えさせていただきます。

地区民館等で実施ということでございます。

これ、各地区の老人クラブを中心に行っておりますので、本村のほぼ全ての地区、全部

で27地区ほどあるのですけども、老人クラブの数なのですが。そのほぼ半数はここでや
らせていただいています。

そのような感じでございます。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 老人クラブ27の内の半数ということなのですから、そのシル
バリーハビリ体操とかってやっぱり定期的にやることで効果が出てくるものだと思うので、
各地区で年に何回かやって、各自宅でもこういうふうにやってきましょうっていう啓発活
動だと思うのですが、そういうように発展するような地区はございますか。

○委員長（石川 修君） 福祉介護課長 吉原君。

○福祉介護課長（吉原克彦君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

あくまでもこれ、きっかけづくりということでさせていただく事業でございます。年に
1回、もしくは年に2回、多い地区では年に2回ほどリクエストいただく場合もあるの
ですけども、基本的には、そのきっかけ動機づけということで、あくまでも、皆さんの自主
性にお任せする部分が多いかと思えます。ですので続けられる地区にあっては、続けられ
ていらっしゃいますし、独自でやられている場合もございます。

ただ、こういう案内があるからってということで、申し込まれる地区もございます。地区
によってちょっと温度差はありますけども、そのような形で私どもは進めております。

以上です。

○委員長（石川 修君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、どうもご説明ありがとうございます。

何でしょうかね。

中公民館だとかいろんなところに出歩かなくても、地元の地区で歩いて行ける距離で、
こういう行事が、きっかけづくりをしていただけているこの事業というのはとても大切だ
なと思っておりますので、またさらなる充実されること要望して終わりにいたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（石川 修君） そのほか質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第15号 平成28年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 議案第16号 平成28年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君）議案第17号 平成28年度美浦村電気事業会計余剰金の処分及び決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（石川 修君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

○委員長（石川 修君） 以上で、本委員会に付託された審議の審査は全て終了いたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間大変ご苦労さまでございました。

午後2時40分 閉会